



# 四日市市 子ども 計画

【最終案】

# 四日市市こども計画 目次

## 第1章 こども計画の策定にあたって 1

- 1. 計画策定の背景と趣旨 ..... 1
- 2. 計画の位置づけ ..... 3
- 3. 計画期間 ..... 4
- 4. 計画の対象 ..... 4

## 第2章 こども・若者、子育て当事者を取り巻く現況 5

- 1. 人口の状況 ..... 5
- 2. 女性の就業状況 ..... 8
- 3. 婚姻に関する状況 ..... 9
- 4. こどもの現況 ..... 11
- 5. こども・若者、子育て当事者を取り巻く現状と課題 ..... 16

## 第3章 こども計画の基本的な考え方 29

- 1. 基本理念 ..... 29
- 2. 基本方針 ..... 30
- 3. こども・若者施策の重要事項 ..... 32
- 4. 施策の体系 ..... 35

## 第4章 本市の取組・事業 37

### 1 全世代共通 37

- 1. こどもの人権尊重 ..... 37
- 2. 遊びや体験の機会づくり、生活習慣の形成・定着 ..... 41
- 3. こどもの貧困の解消 ..... 46
- 4. 障害児や医療的ケア児等への支援 ..... 49
- 5. 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援 ..... 55
- 6. 自殺対策や犯罪からこども・若者を守る取組 ..... 58

### 2 子育て当事者 61

- 1. 子育てや教育に関する経済的負担の軽減 ..... 61
- 2. 地域子育て支援、家庭教育支援 ..... 62
- 3. 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大 ..... 66
- 4. ひとり親家庭への支援 ..... 68

### 3 誕生前から就学前まで 69

- 1. 切れ目のない保健・医療の確保 ..... 69
- 2. 成長の保障と遊びの充実 ..... 75

### 4 学童期・思春期 79

- 1. 安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育 ..... 79
- 2. こどもの居場所づくり ..... 84
- 3. 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育 ..... 88
- 4. いじめ防止 ..... 90
- 5. 不登校のこどもへの支援 ..... 92

### 5 青年期 93

- 1. 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組や、結婚を希望する人への支援、結婚に伴う新生活への支援 ..... 93

## 第5章 計画の推進にあたって 97

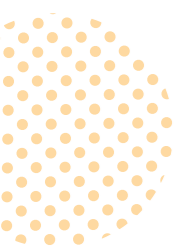
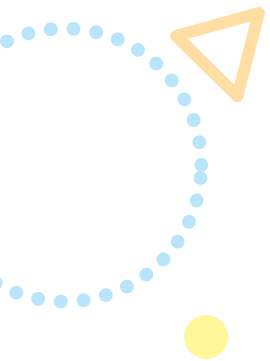
- 1. 計画の数値目標と指標 ..... 97
- 2. 計画の推進体制 ..... 98
- 3. 計画の点検及び評価 ..... 98

## 第6章 第3期四日市市子ども・子育て支援事業計画 99

- 1. 量の見込みと確保方策の設定にあたって ..... 99
- 2. 教育・保育の量の見込みと確保方策 ..... 102
- 3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 ..... 106
- 4. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保 ..... 121

## 参考資料 123

- 1. 計画策定の経過 ..... 123
- 2. 四日市市子ども・子育て会議委員名簿 ..... 124
- 3. アンケート調査の概要について ..... 125
- 4. ワークショップの概要について ..... 125
- 5. ヒアリング調査の概要について ..... 131
- 6. 用語集 ..... 135



## 1. 計画策定の背景と趣旨

### (1) 計画策定の主な背景

わが国では、未婚化や晩婚化、若い世代の不安定な雇用環境、出会いの機会の減少などにより、少子化が進行しています。第2次ベビーブーム期の昭和49年以降、出生数の減少が続いており、昭和49年の年間出生数は200万人を超えていましたが、平成28年には100万人を割り込み、令和5年には72万7,277人と昭和22年の統計開始以来、最少の数字となりました。若者人口が急速に減少する2030年代までに少子化を改善させることができなければ、AIなどを活用し労働生産性を向上させたとしても、国全体の経済規模の拡大は難しく、経済・社会システムの維持や国際社会における存在感を失うことが懸念されています。

一方で、令和3年6月に国立社会保障・人口問題研究所が行った第16回出生動向基本調査によると、18～34歳の未婚男女の8割以上がいずれ結婚をすることを希望しており、2人以上のこどもを育てることを理想としている調査結果が示されています。しかしながら、実際には、結婚や子育ての将来展望を描けず、希望や理想が叶わない状況にあると言われています。

また、近年、共働き世帯が増加していますが、子育てをしている人にとっては、仕事と子育ての両立の難しさや、家事・子育ての負担が依然として女性に偏っている状況があり、負担や不安、孤独感が高まっています。厚生労働省が行った令和4年国民生活基礎調査によると、子育て世帯の経済状況についても、約1割の家庭が相対的に貧困の状態にあり、特にひとり親家庭では約4割と高くなっています。

さらに、こどもに関わる問題は一層厳しさを増しており、文部科学省が行った令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査によると、令和4年度には、小中学校における不登校児童生徒数、インターネット上のいじめの件数、児童虐待の相談対応件数が、それぞれ過去最多となっています。また、厚生労働省と警察庁の統計によると、令和5年は約800人も10～19歳のこども・若者が自殺しており、10代の死因の最多は自殺となっています。加えて、ここ数年は、新型コロナウイルス感染症の影響も相まって、友達とのつながりの希薄化、集団活動や自然体験活動の減少など、こどもやその家庭をめぐる課題が多様化・深刻化しています。

### (2) 国の動向

こどもを取り巻く環境の変化に応じて、国は、これまで消費税の引上げにより確保した財源などを活用し、待機児童対策、幼児教育・保育の無償化などの取組を進め、その他にも、児童虐待防止対策の強化、いじめの未然防止・早期発見・早期対応の取組、SNS等を活用した相談体制の整備など、困難な状況にあるこども・若者や子育て当事者への支援についても充実を図ってきました。

また、令和5年4月1日には、「こども基本法」を施行し、日本国憲法、児童の権利に関する条約(以下「こどもの権利条約」という。)の精神にのっとり、「次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる社会」、いわゆる「こどもまんなか社会」の実現を目指すことを示しました。

その後、政府は、「こども基本法」の基本理念にのっとり、こども施策を総合的に推進するため、「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」「子供の貧困対策に関する大綱」を1つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的にまとめた「こども大綱」を令和5年12月22日に閣議決定しました。

### (3) 本市の状況

本市においては、平成17年度から次世代育成支援対策推進法に基づく「四日市市次世代育成支援行動計画」を、平成27年度から子ども・子育て支援法に基づく「四日市市子ども・子育て支援事業計画」(以下「第1期計画」という。)を、令和2年度から「第2期四日市市子ども・子育て支援事業計画」(以下「第2期計画」という。)を推進し、令和5年3月には「第2期計画」の中間改訂を行いました。

「四日市市次世代育成支援行動計画」では、こどもが生まれ成長する過程を総合的に支援するため、8つの基本目的を掲げ、公共施設や保育所などのハード整備や子育てしながら働きやすいまちの機運醸成を進めました。

「第1期計画」では、「子ども・子育て支援新制度」が実施されることとなり、女性の就業率の上昇などに伴う保育ニーズの高まりが見られ、待機児童が発生している状況下において、「子どもと子育てにやさしいまち四日市」を基本理念に掲げ、質の高い教育・保育の総合的な提供や地域の子ども・子育て支援の充実を進めました。「第2期計画」においても、「第1期計画」の基本理念を継承し、学童保育所や子育て支援センターの充実、子ども医療費や不妊治療費の助成、体験や相談の機会の充実を図ってきました。また、「第2期計画」の中間改訂においては、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」において努力義務とされた「市町村計画」として「四日市市子どもの未来応援計画」を新たに策定し、こども食堂や学習支援、経済的な支援の充実を図り、本市におけるこどもの健やかな成長に向けた子育て支援に取り組んできました。

また、本市の最上位計画である「四日市市総合計画(2020-2029)」において、4つの重点的横断戦略プランのひとつとして「子育てするなら四日市+(プラス)」を位置づけ、「第2期計画」との整合を図りながら、こども・子育て施策を推進しています。

### (4) こども計画策定の目的

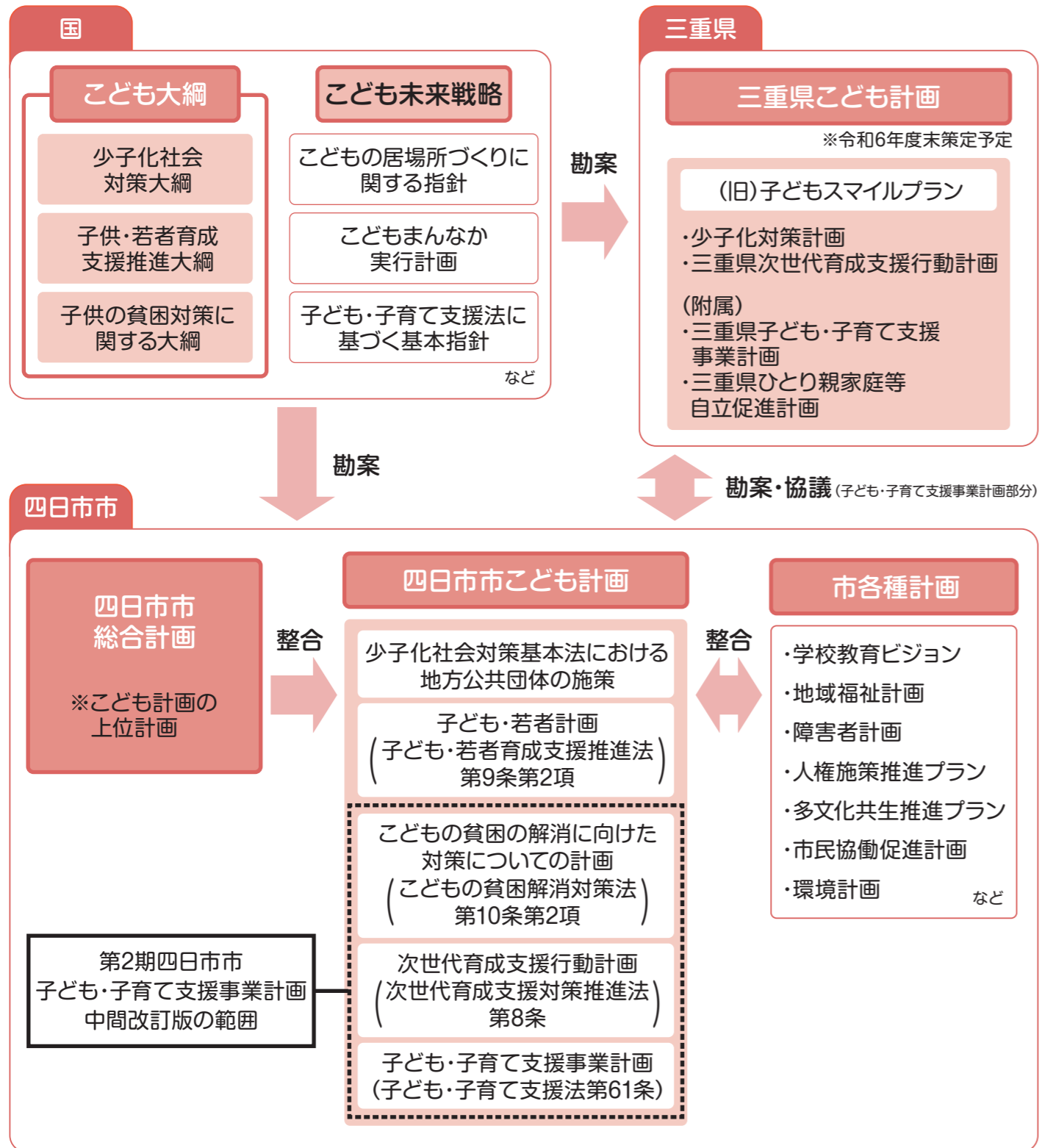
前述の「こども基本法」に基づく「こども大綱」では、「こどもまんなか社会」の実現を目指し、常にこども・若者の最善の利益を第一に考え、こども・若者を権利の主体として認識し、こども・若者の視点に立って施策を推進することが求められています。

こうした状況を踏まえ、本市においても「こどもまんなか社会」の実現を目指し、こども・若者の視点に立ち、こども施策を総合的により一層推進し、社会全体の認識を変えていくため、「第3期四日市市子ども・子育て支援事業計画」(以下「第3期計画」という。)を包含する形で、「こども基本法」に基づく「市町村こども計画」として、「四日市市こども計画」(以下「本計画」という。)を策定します。

## 2. 計画の位置づけ

本計画は、こども基本法第10条第2項に基づく「市町村こども計画」です。なお、本計画は、「少子化社会対策基本法における地方公共団体の施策」「子ども・若者計画」「こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」「次世代育成支援行動計画」「子ども・子育て支援事業計画」を一元化したものとして策定します。

また、本計画の上位計画である「四日市市総合計画」をはじめ、その他各種計画との整合性を図るとともに、国の「こども大綱」、三重県の「三重県こども計画(仮称)」を勘案して策定します。



## 3. 計画期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

また、「こども大綱」は5年後を目途に見直しを行うこととされているため、本計画についても、5年後に見直しを行うこととします。ただし、国等の動向や推進施策の進捗状況、社会情勢の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを検討します。

(年度)									
令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
第2期四日市市 子ども・子育て支援事業計画					四日市市こども計画				
次期計画策定									

## 4. 計画の対象

「こども基本法」における「こども」とは「心身の発達の過程にある者をいう。」とされており、18歳までといった年齢で区切るものではなく、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長過程にあるものとされています。また、「若者」については、法令上の定義はありませんが、「こども大綱」では、思春期・青年期の中学生年代から概ね30歳未満(一部施策によっては40歳未満)の者とされており、「こども」と「若者」は重なり合う部分がありますが、「若者」は青年期を明確に示す言葉として用いられています。

本計画における「こども」「若者」は以下の定義を用いるものとし、対象は本市の全てのこども・若者と子育て当事者、子育てに関わる個人・団体としますが、主に高校生年代までのこどもや子育て当事者を主たる対象とします。

	乳幼児期 (未就学児)	学童期 (小学生)	思春期 (中学生)	思春期 (高校生年代)	青年期 (18~29歳)	ポスト青年期 (30~39歳)
こども・若者用語の定義	こども				若者	

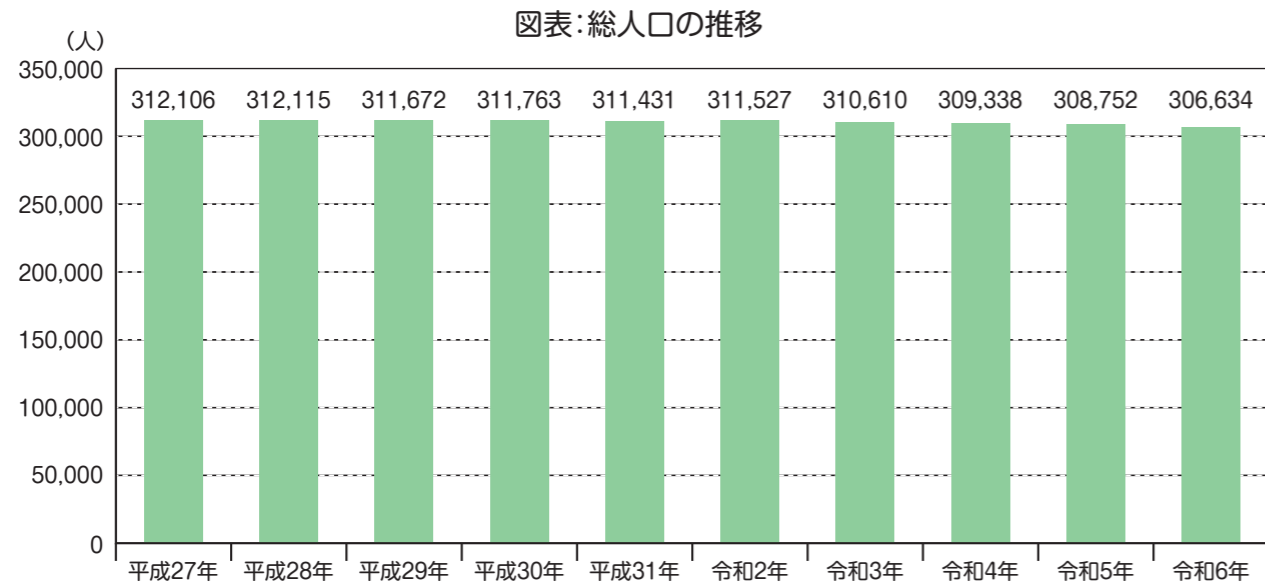
こども計画の策定にあたって  
こども・若者子育て当事者を取り巻く現状  
こども計画の基本的な考え方  
本市の取組・全世代  
子育て当事者  
誕生前から就学前まで  
学童期・思春期  
青年期  
計画の推進にあたって  
第3期四日市市子ども・子育て支援事業計画  
参考資料

## 1. 人口の状況

### (1) 総人口の状況

#### ① 総人口の推移

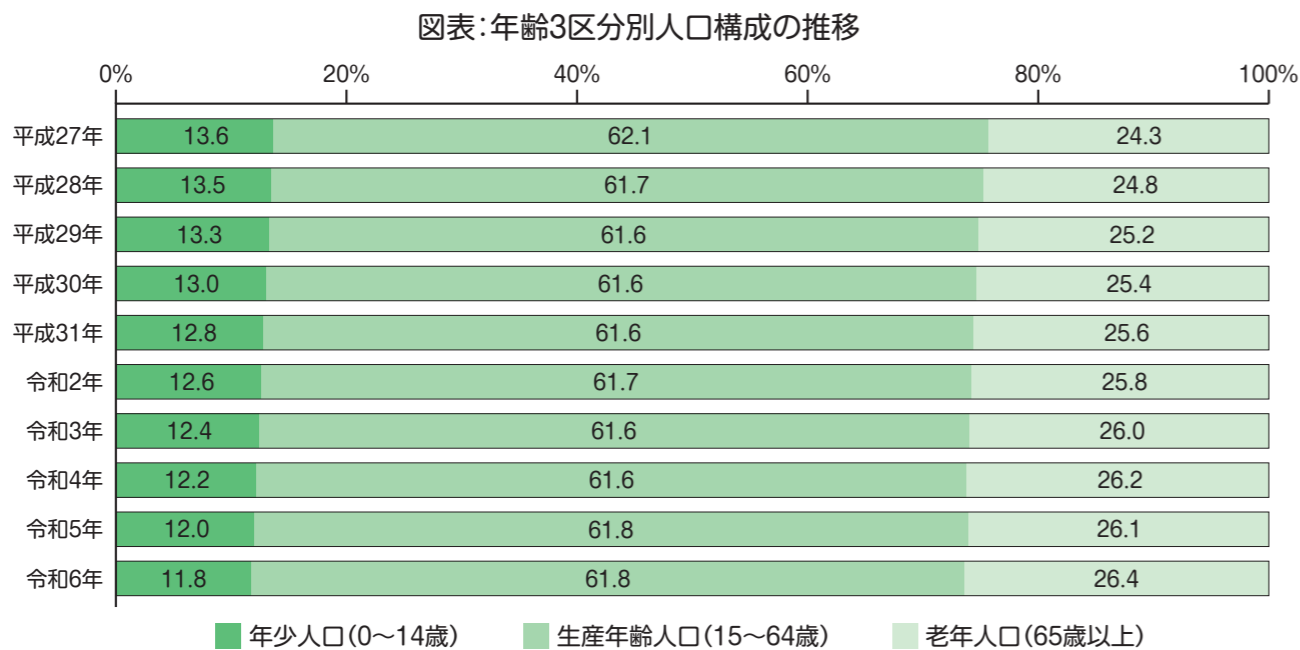
本市の総人口は、令和6年4月1日時点306,634人で、令和4年には31万人を下回り、緩やかな減少傾向が続いています。



資料：住民基本台帳(各年4月1日時点)

#### ② 年齢3区分別人口構成の推移

年齢3区分別人口構成は、0～14歳の年少人口の割合で減少傾向が続いています。

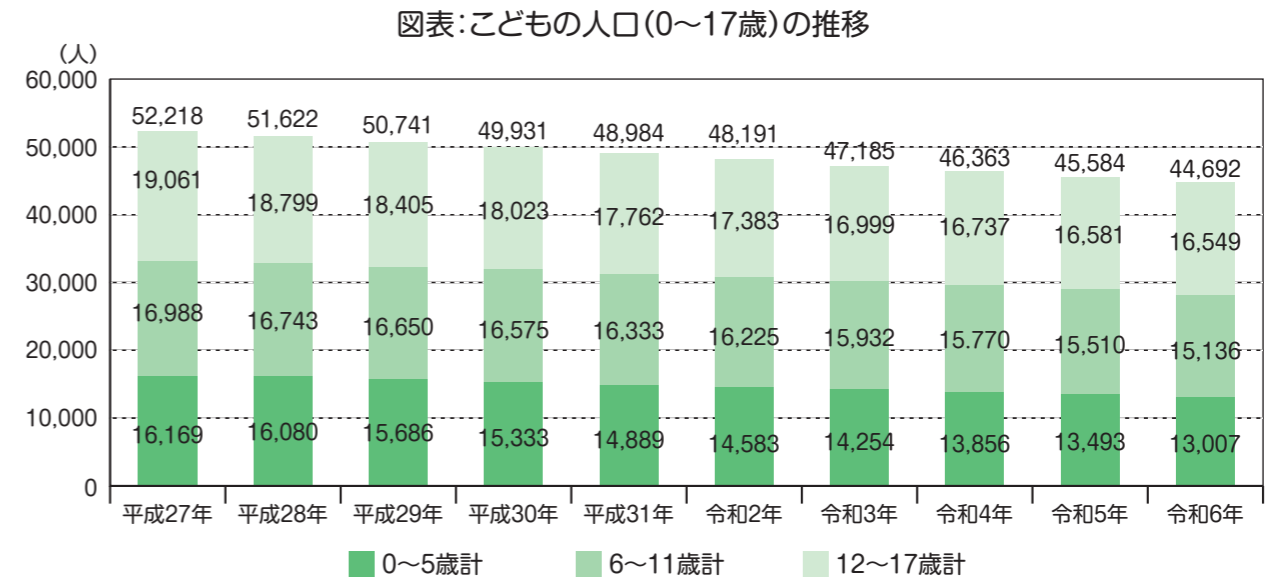


資料：住民基本台帳(各年4月1日時点)

### (2) こどもに関わる人口の状況

#### ① こどもの人口(0～17歳)の推移

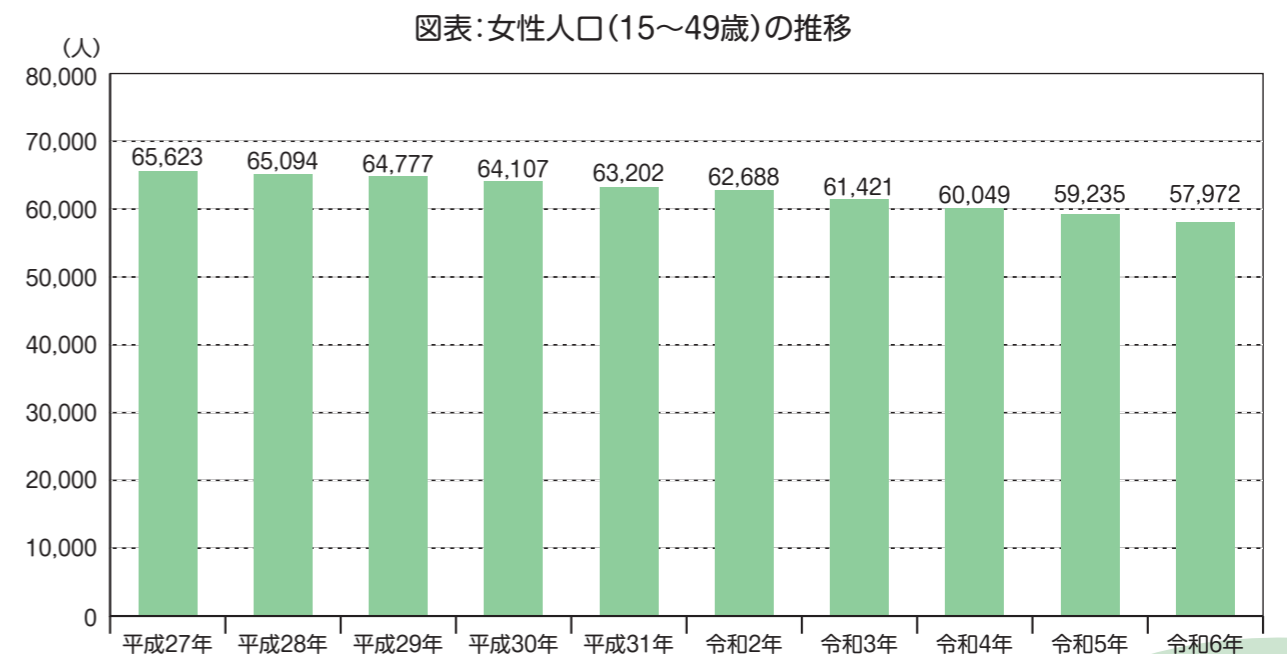
0～17歳のこどもの人口は、令和6年には44,692人です。平成27年と比較すると、全体では7,526人の減少で、年齢別では0～5歳が3,162人と最も減少しています。



資料：住民基本台帳(各年4月1日時点)

#### ② 女性人口(15～49歳)の推移

15～49歳の女性人口は、令和6年には57,972人で、平成27年と比較すると7,651人の減少となっており、減少傾向が続いています。

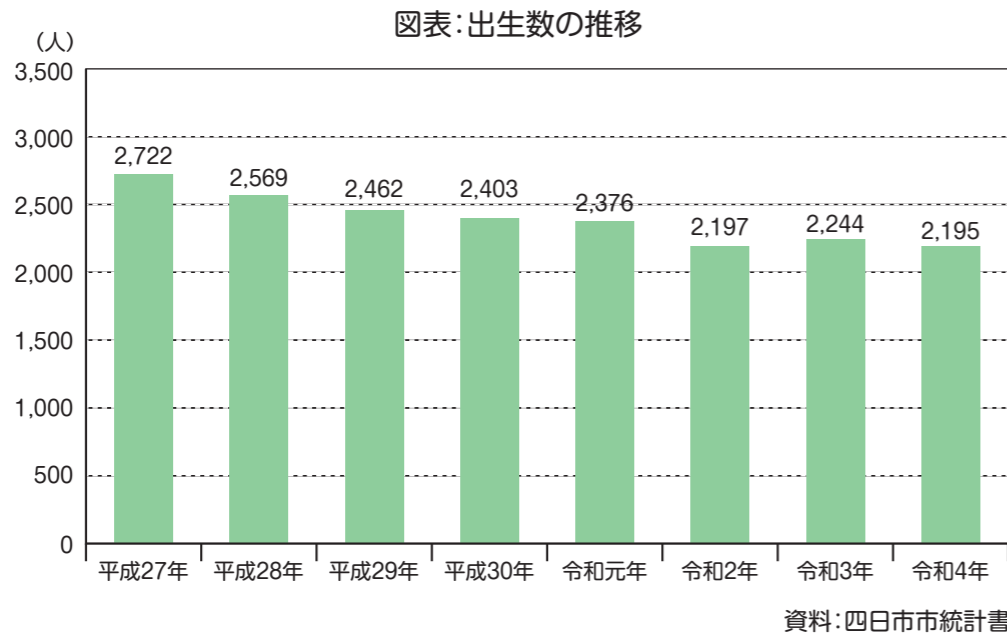


資料：住民基本台帳(各年4月1日時点)

こども計画の策定にあたって  
こども・若者、子育て当事者を取り巻く現況  
こども計画の基本的な考え方  
本市の取組・共通  
全世代  
子育て当事者  
誕生前から就学前まで  
学童期  
青年期  
計画の推進にあたって  
第3期四日市子ども子育て支援事業計画  
参考資料

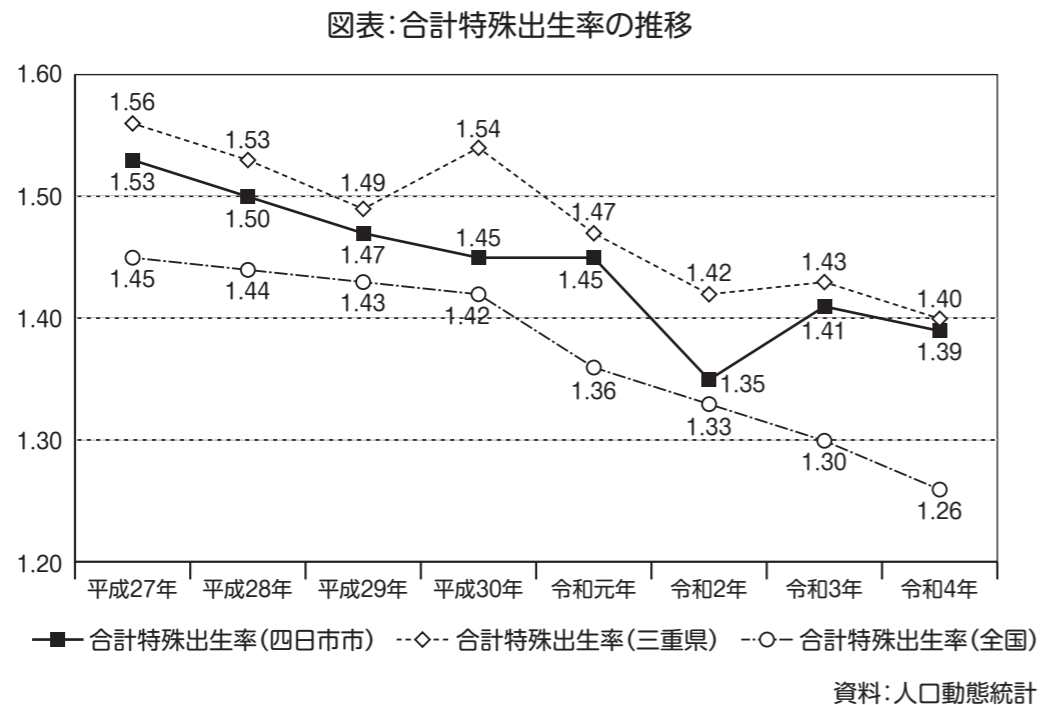
### ③出生数の推移

出生数は、令和4年には2,195人で、平成27年と比較すると527人の減少となっており、減少傾向となっています。



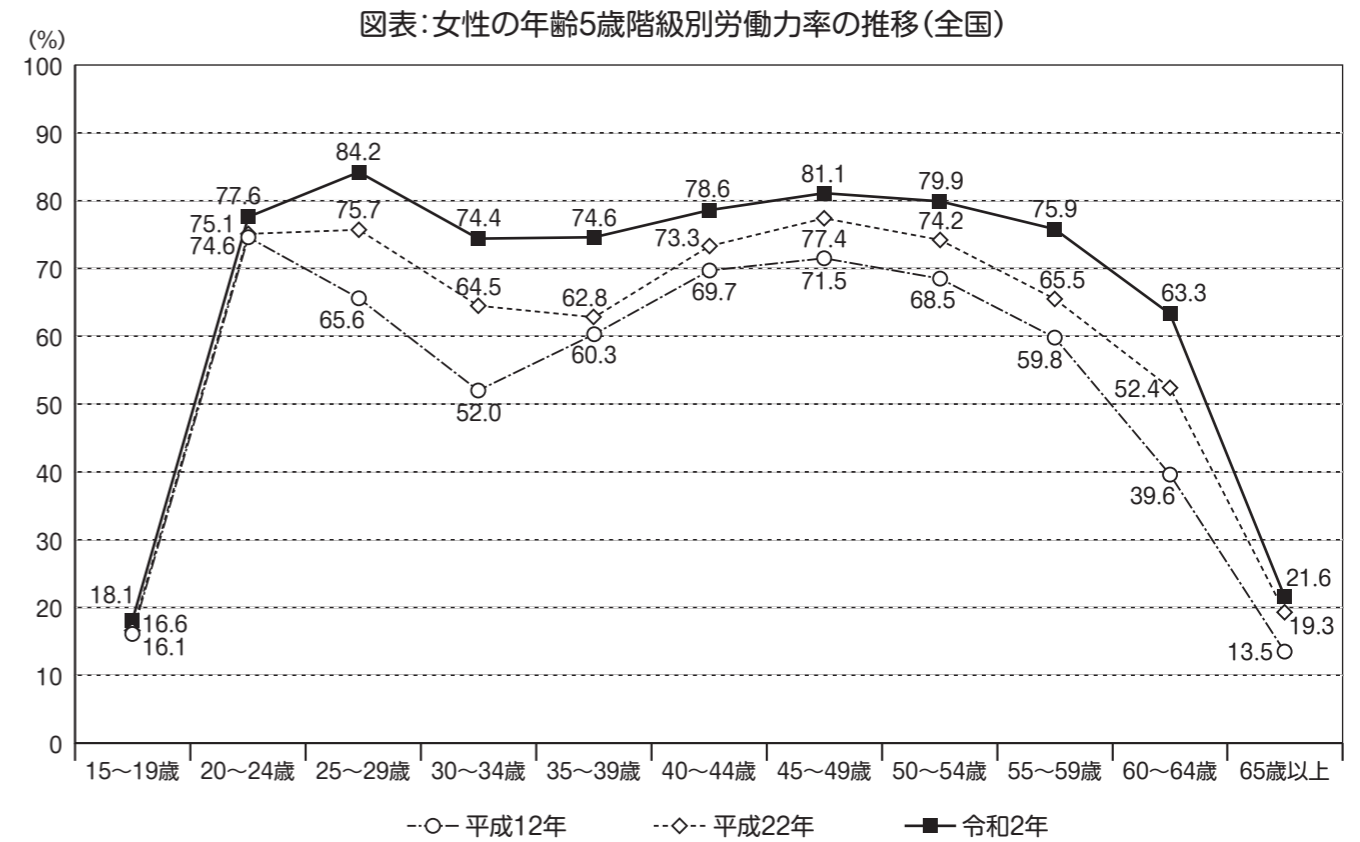
### ④合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率は、令和4年には1.39となっており、平成27年の1.53から低下しています。また、全国と比較すると上回っていますが、三重県と比較すると下回っています。



## 2. 女性の就業状況

全国の女性の5歳階級別労働力率を平成12年から令和2年までの10年ごとにみると、平成12年には30～34歳が52.0%でM字型となっていたが、令和2年には25～29歳が84.2%、30～34歳が74.4%と大きく上昇し、結婚後や子育て中も就労を継続する女性が増加しています。

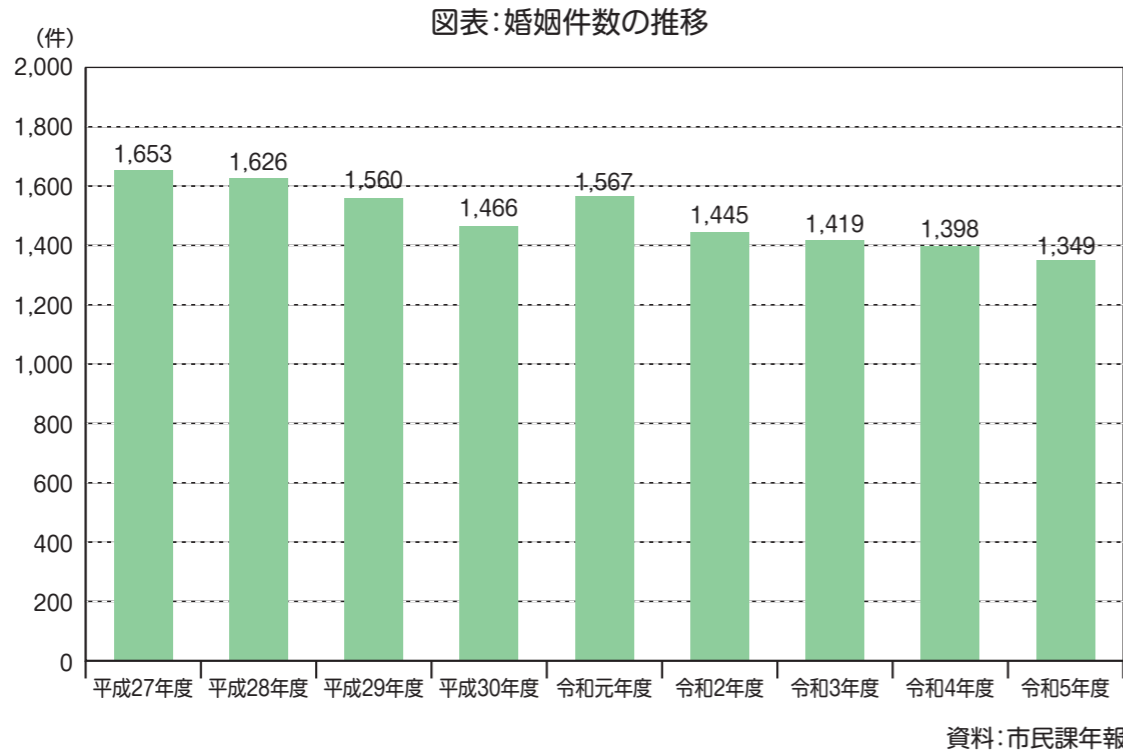


※ただし、令和2年は不詳補完値(不詳補完値とは、国勢調査における不詳データの増加に伴う影響に対応するため不詳データをあな分などにより補完処理された値のこと。)

### 3. 婚姻に関する状況

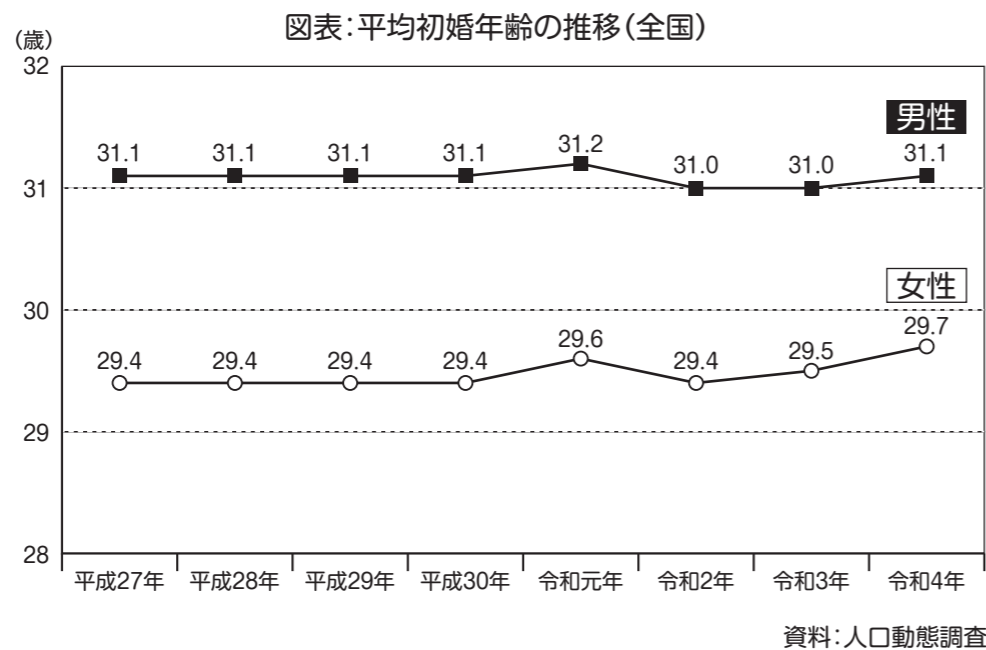
#### ① 婚姻の状況

本市の婚姻件数(市の窓口へ婚姻届の提出があった件数(市外在住者を含む))は、平成27年度以降では令和元年度を除くと、全体としては緩やかな減少傾向にあり、令和5年度は1,349件となっています。



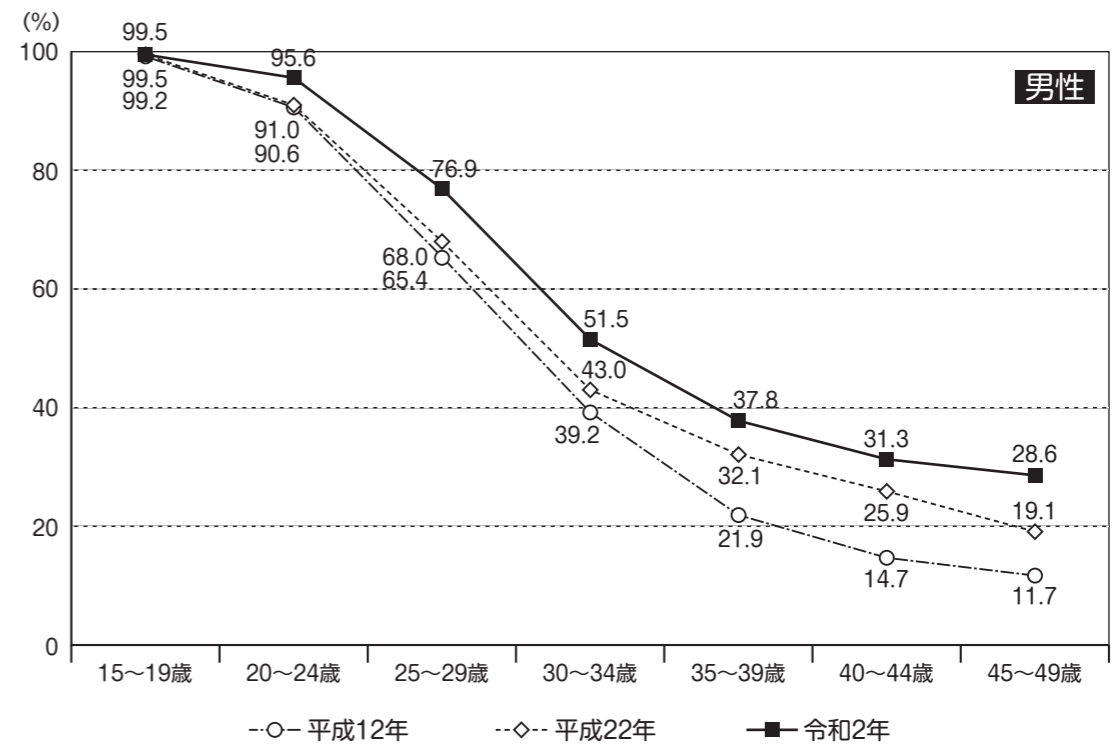
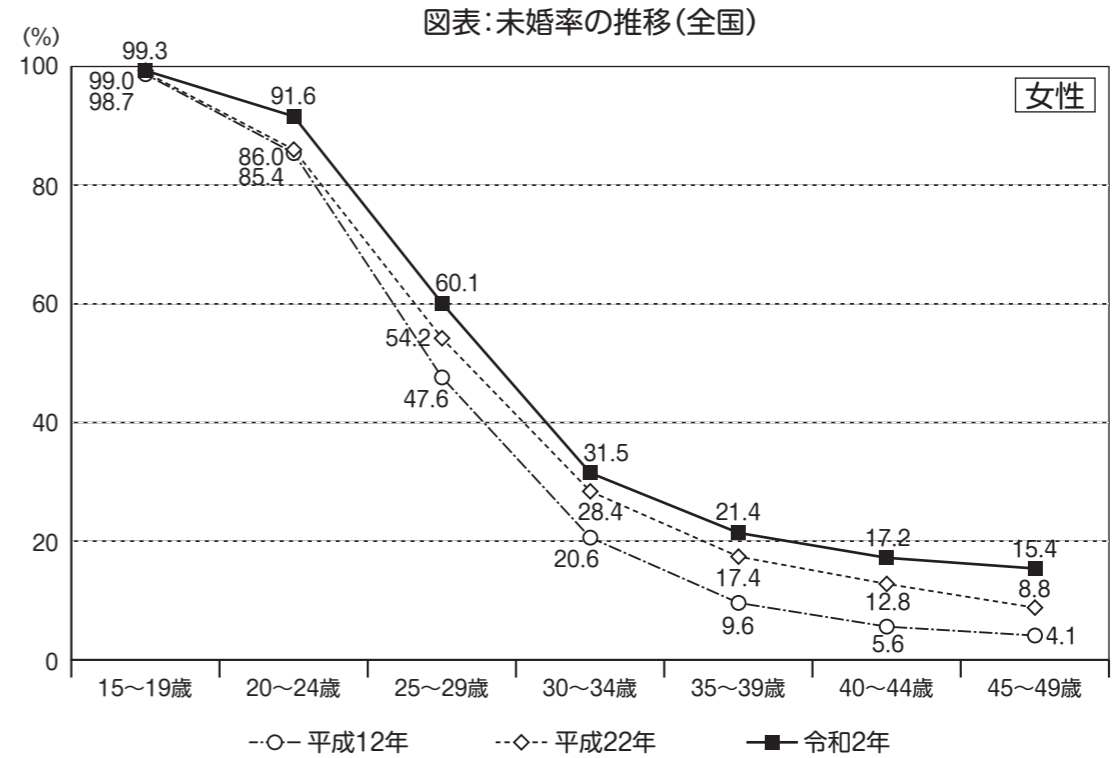
#### ② 平均初婚年齢の推移

全国の平均初婚年齢をみると、男性はほぼ横ばい、女性はわずかに上昇しています。



#### ③ 未婚率の推移

全国の男女別の5歳階級別の未婚率を平成12年から令和2年までの10年ごとにみると、男女とも20歳以上の未婚率が上昇し、特に男性は高くなっています。



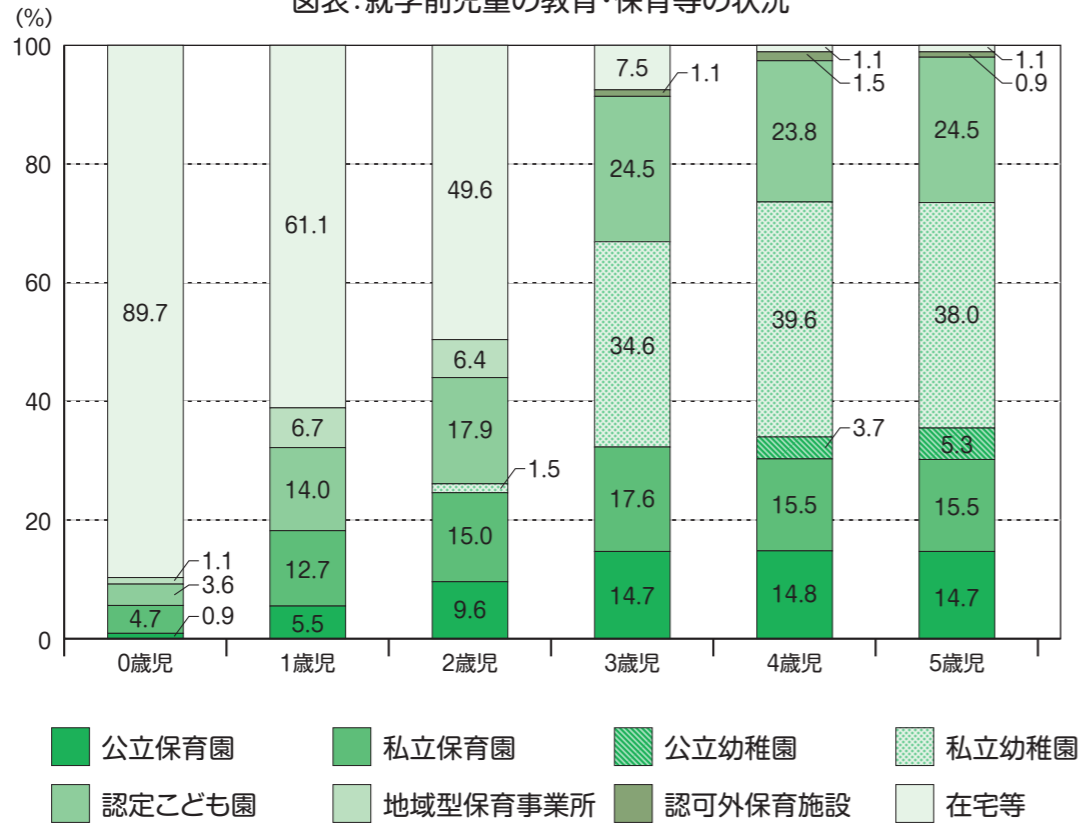
資料: 国勢調査 ※ただし、令和2年は不詳補完値

# 4. こどもの現況

## ①就学前児童の状況

本市の就学前児童の定期的な教育・保育の利用状況を見ると、0歳児は10.3%、1歳児は38.9%、2歳児は50.4%が保育園や認定こども園(以下「こども園」という。)等を利用しています。保育料無償化の対象となる3歳児以上は在宅等が極端に少なくなり、4、5歳児はほぼ全員が何らかの教育・保育施設を利用しています。

図表:就学前児童の教育・保育等の状況



※就学前児童数は、令和6年4月1日時点の住民基本台帳人口13,007人。

幼稚園の児童数は令和6年5月1日時点の、その他は令和6年4月1日時点の数値。

私立保育所及び私立幼稚園の児童数には、市外の園に入所する児童も含む。

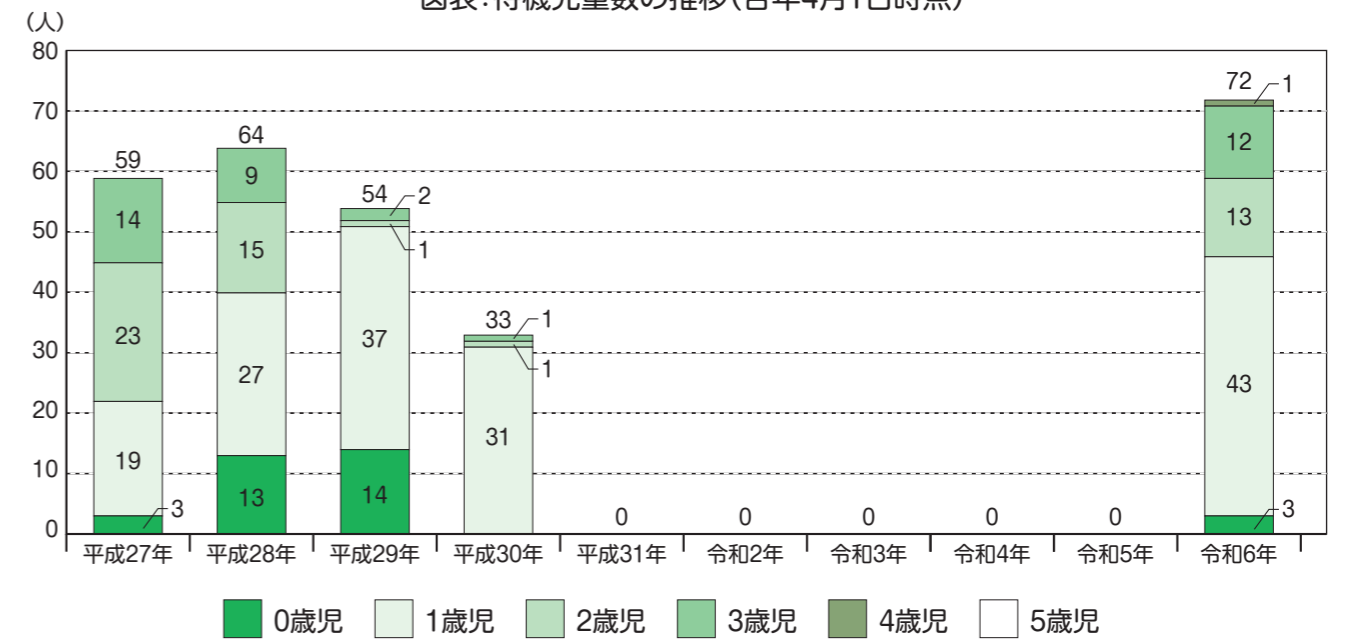
資料:保育幼稚園課

## ②待機児童の状況

令和6年4月1日時点の待機児童は72人で、1歳児が43人と半数以上を占めています。平成28年から平成30年にかけては減少傾向となり、平成31年から令和5年にかけて待機児童は0人でした。

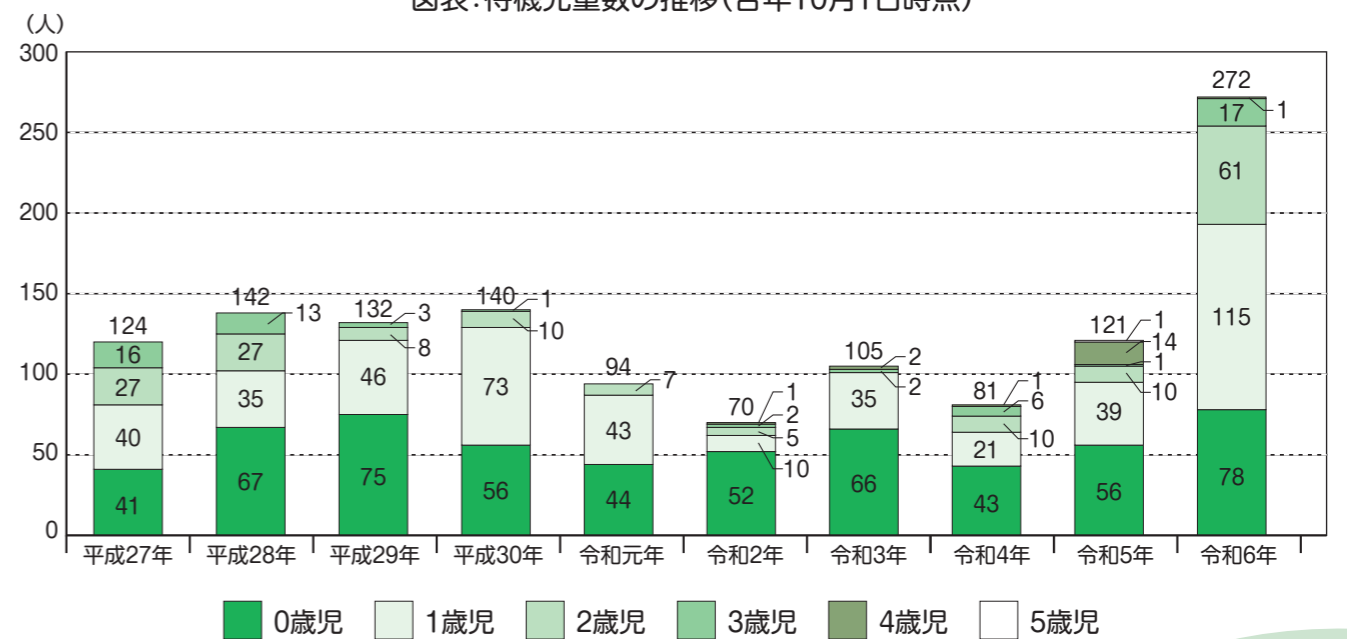
各年10月1日時点の待機児童は、平成27年から平成30年にかけては120人を超えており、令和元年から令和4年までは100人前後となりましたが、令和6年は272人と大幅に増加しています。

図表:待機児童数の推移(各年4月1日時点)



資料:保育幼稚園課

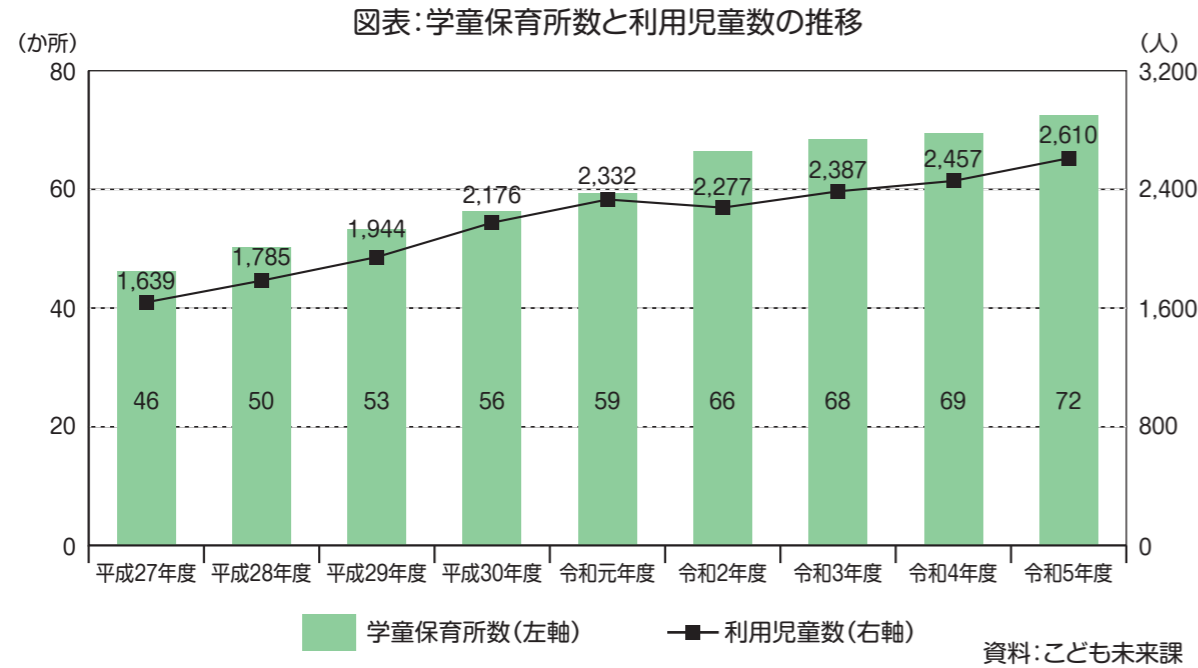
図表:待機児童数の推移(各年10月1日時点)



資料:保育幼稚園課

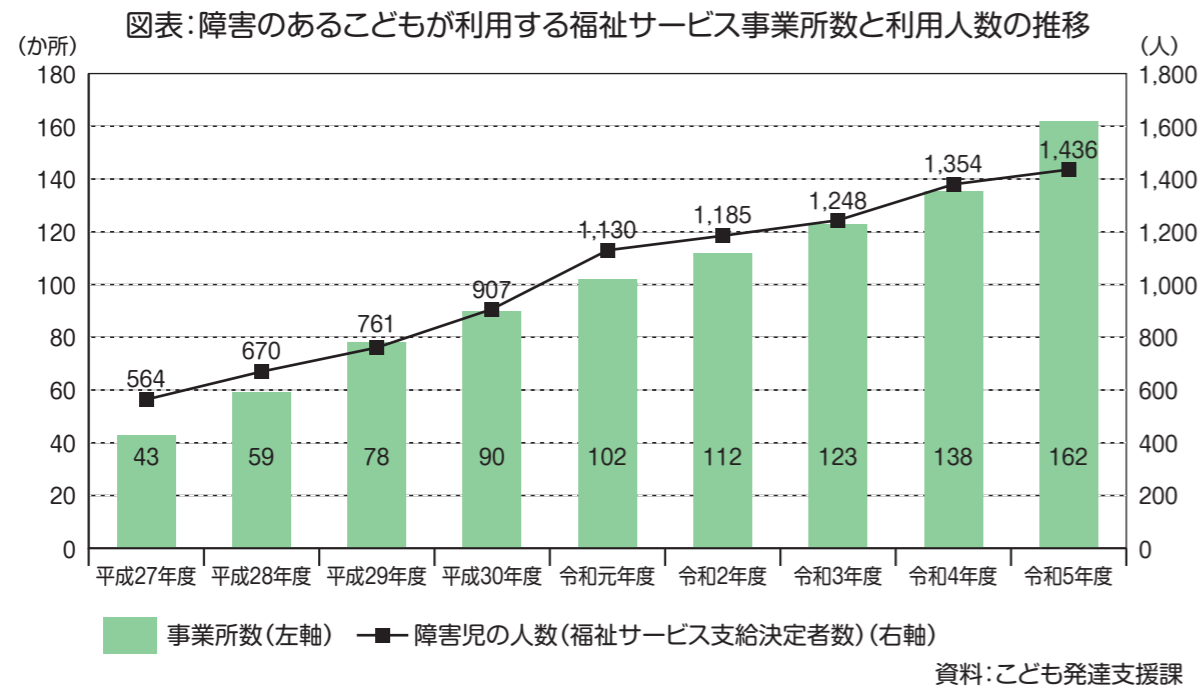
### ③学童保育所の状況

市内の学童保育所は、令和5年度には72か所で、利用児童は2,610人と、平成27年度から学童保育所数も利用児童数も増加傾向が続いています。



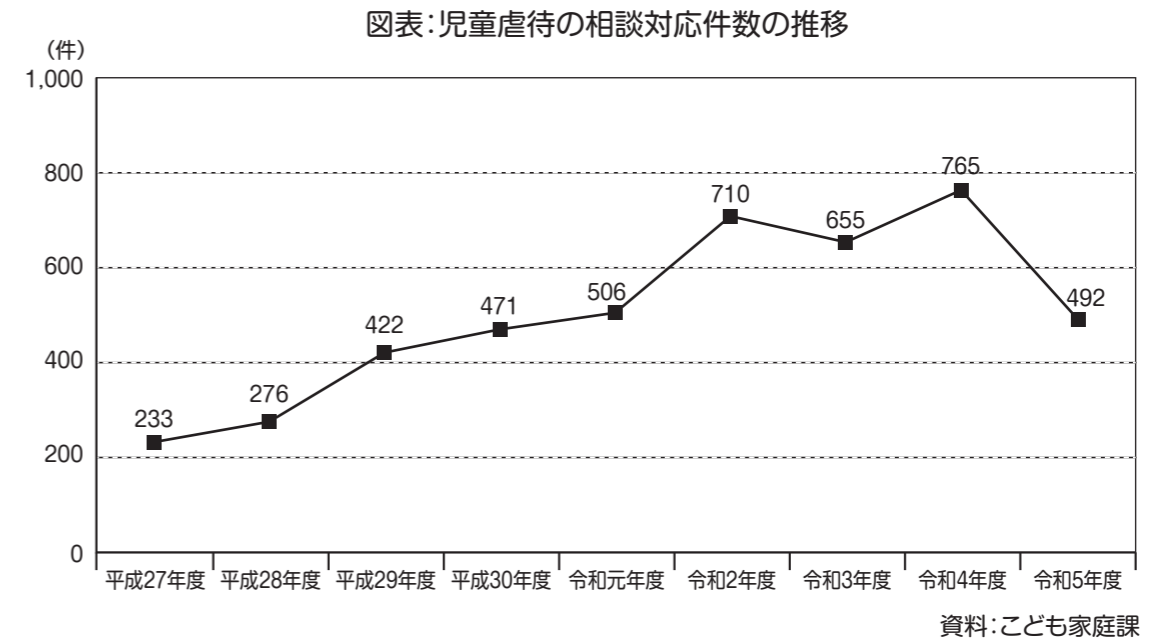
### ④障害児の状況

障害のあるこどもが地域で安心して暮らせるように、支援の必要なこどもに対し福祉サービスの提供を行っています。その福祉サービスの支給決定を受けた、本市の障害のあるこどもの人数は増加傾向が続いており、また、障害のあるこどもが利用する福祉サービス事業所数も増加しています。



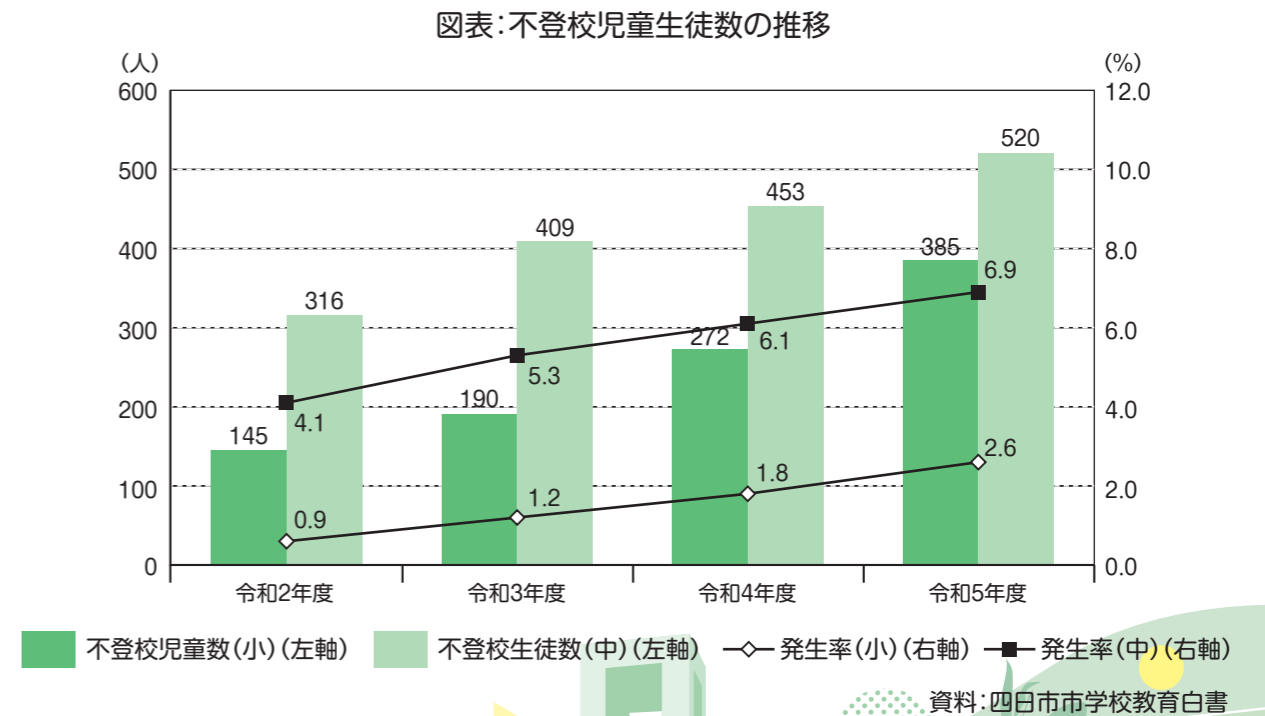
### ⑤児童虐待相談対応の状況

本市の児童虐待に関する相談対応件数は、平成27年度から増加傾向にあり、特に外出制限などにより家庭でのストレスが高まりやすかったコロナ禍(令和2年～令和4年)においては、相談件数も一段と増加しました。一方、令和5年度の件数については、コロナ禍前(令和元年度)の水準となりました。



### ⑥不登校の状況

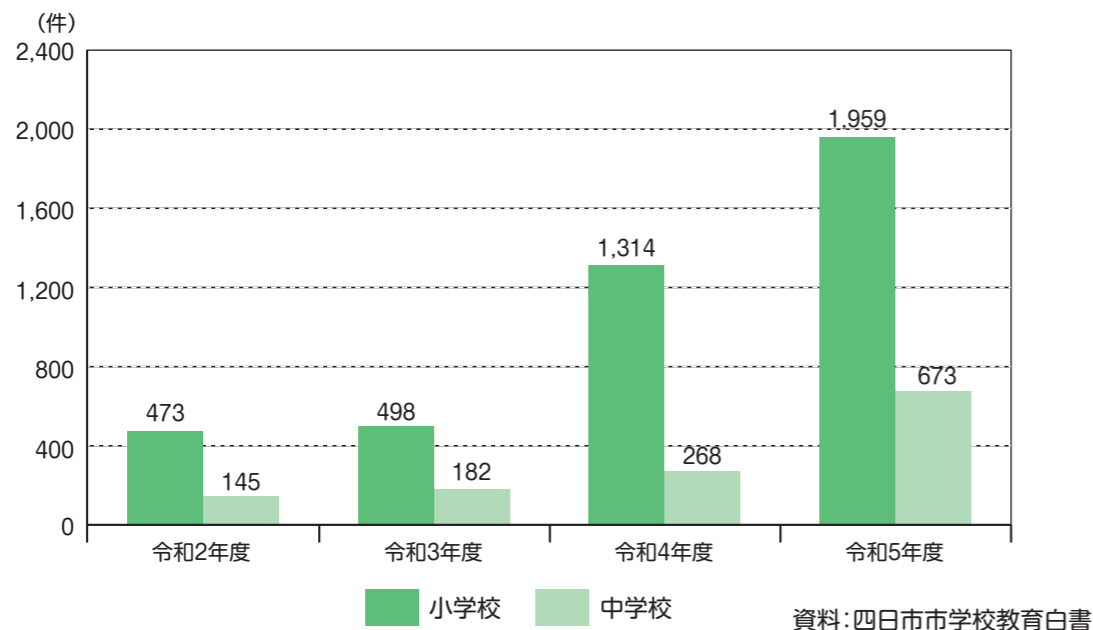
本市の不登校の児童生徒数は、令和2年度から令和5年度にかけて、小学校、中学校ともに増加しています。令和5年度には全児童生徒のうち、小学校で2.6%、中学校で6.9%の発生率となっており、その比率も増加傾向となっています。



### ⑦いじめの状況

本市のいじめの認知件数は、令和2年度から令和5年度にかけて、小学校、中学校ともに増加しており、令和5年度には令和2年度に比べて小中学校ともに4倍以上に増加しています。

図表：いじめ認知件数の推移



## 5. こども・若者、子育て当事者を取り巻く現状と課題

本計画の策定にあたり、こども・若者、子育て当事者へのアンケート調査や、ワークショップ、子育て支援に関わる団体へのヒアリングを行いました。その結果から、本市のこども・若者、子育て当事者を取り巻く主な現状と課題を以下のとおり整理しました。なお、各項目の現状と課題に関連するアンケート調査等の結果については、次のとおり標記します。

四日市市こども計画策定に向けたアンケート調査結果報告書 (令和6年5月)	こ計 P.●●
四日市市子どもの生活実態調査結果報告書 (令和6年5月)	生活 P.●●

※アンケート調査、ワークショップ及びヒアリング調査については、本冊の参考資料に概要を掲載しています。

### (1) こどもと子育てを取り巻く環境について

#### ◆こどもの権利

こ計 P.119~122

生活 P.32~35

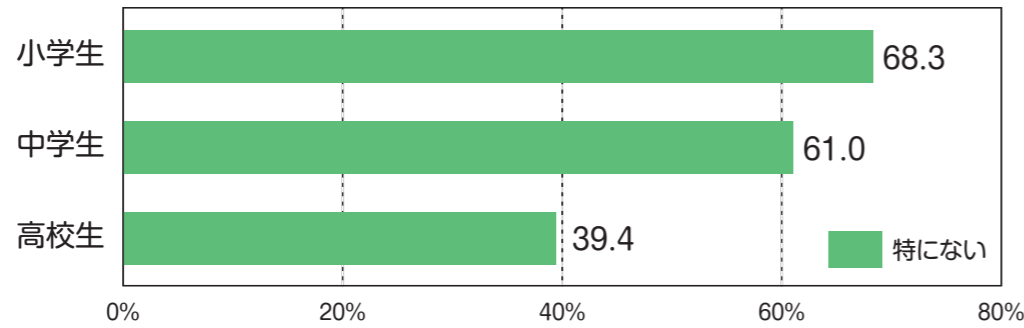
こどもの約5人に1人は自分の権利が守られていないと感じたことがある

小学生から高校生までのこどもの約5人に1人は、普段の生活の中で、「自分が大切にされていない」「意見が聞いてもらえない」「心が傷つけられる」といった、自分の権利が守られていないと感じたことがあると回答しています。

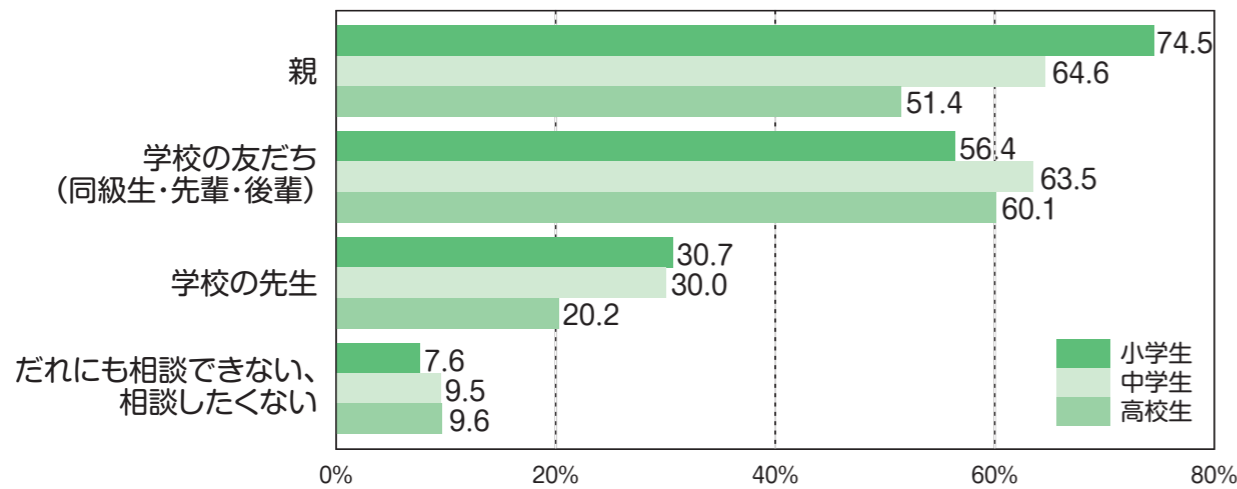
また、困っていることや悩んでいること、だれかに相談したいと思っていることについては、小学生で約3割、中学生で約4割、高校生で約6割が「特にない」以外の回答をしており、何らかの困りごとや悩みを抱えている状況となっています。

一方で、困っていることや悩んでいることの相談先については、「親」「学校の友だち」という回答が半数を超えている一方で、約1割は「だれにも相談できない、相談したくない」と感じています。

図表：困りごと・悩みごと・だれかに相談したいと思っていることがあるか



図表：困りごとや悩みごとの相談先



<こどもの権利が守られていないと感じた主な内容>

分野	主な内容
意見や思いを聞いてもらえない	話を聞いてもらえない、まじめに受け止めてくれない 意見や思いを否定される、一方的に決めつけられる
からかい・陰口	悪口・陰口を言われる、からかわれる、いじられる 馬鹿にされる、嫌なことを言われる
保護者との関わり	強く怒られる、否定される、けんかをする 親の考えを押し付けられる、虐待 目の前で両親がけんかをする
指導者との関わり	教員・指導者などから嫌われる、嫌なことを言われる 理不尽に叱られる、えこひいきをされる
きょうだいとの関わり	他のきょうだいを優先される、比べられる 自分ばかり責められる、悪口、暴言、暴力
他のこどもとの関係	悪口を言われる、自分の意見が通らない 自分に向ける態度が他の子と異なる
無視・仲間外れ	無視される、避けられる、仲間外れにされる いじめられている、差別されている
その他	自分の意見を言えない、SNSに勝手に投稿される 性的マイノリティへの心無い発言をされる

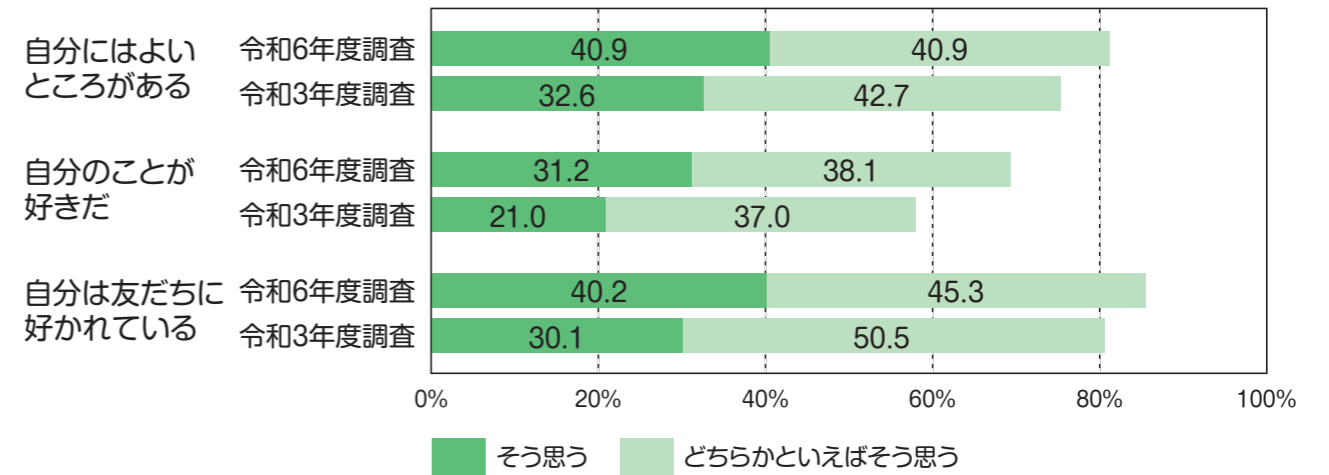
◆こどもの自己肯定感

生活 P.37~40

自己肯定感が高い中学生は、全体の約7割、3年前と比べ1割程度高まっている

「自分のことが好きだ」と思うかという質問に対し、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した中学生は、全体の約7割と、3年前の調査に比べ1割程度上昇しました。その他にも「自分にはよいところがある」「自分は友だちに好かれている」という自己肯定感に関わる項目についても、肯定的な回答が増加しています。

図表：こどもの自己肯定感(中学生)



※令和3年度調査：四日市市子どもの生活実態調査結果報告書(令和4年3月)(P.34~38)

## ◆こどもの生活

こ計 P.110~115 生活 P.5~6、15

食事内容の偏りや欠食、睡眠時間が短い、歯磨き習慣が定着していないなど、生活習慣に課題のあるこどもが見られ、その割合は経済的に厳しい家庭ほど高くなっている。新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行した後も、テレビやゲーム、インターネットの使用頻度は減少しておらず、増加傾向が見られ、こどものインターネットやSNSの使い方には、課題が見られる

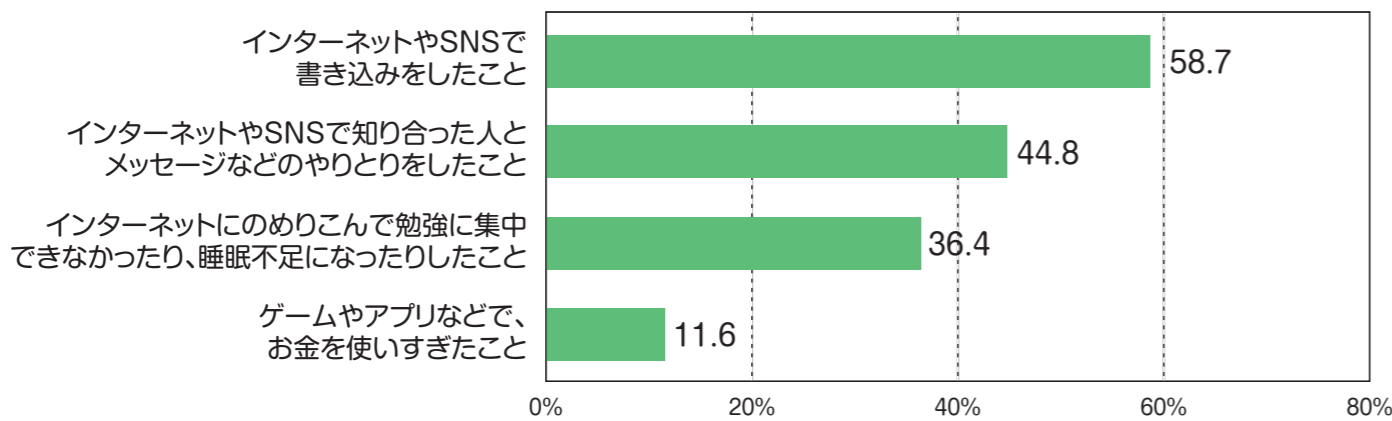
朝食の欠食は、小学生で3.2%、中学生で6.6%となっており、長期休暇期間の昼食についても欠食しているこどもが見られ、経済的に厳しい家庭ほどその割合は高くなっています。

食事の習慣だけでなく、食事の内容や睡眠時間、歯磨き等の生活習慣に課題のあるこどもも一定数おり、世帯の経済状況と大きく関連していることがわかりました。

自分専用の携帯電話やスマートフォンの所持率は、小学生が52.7%と半数を超え、中学生は87.0%となっています。中高生のインターネットやSNSの使用については、「インターネットやSNSで書き込みをしたこと」は半数を超え、「インターネットやSNSで知り合った人とメッセージなどのやりとりをしたこと」は4割以上が「ある」と回答しており、多くの中高生が経験している状況となっています。

また、「インターネットにのめりこんで勉強に集中できなかつたり、睡眠不足になつたりしたこと」が3割以上、「ゲームやアプリなどで、お金を使いすぎたこと」も約1割の回答があることから、インターネットやSNSの使用が中高生の日常となりつつあることを踏まえた上で、ネット依存による生活への支障や使用上の危険性を理解するなど、適切な利用についてリテラシーを高めていく必要があります。

図表：インターネットやSNS等の使用により経験したこと(中高生)



## ◆こどもの体験

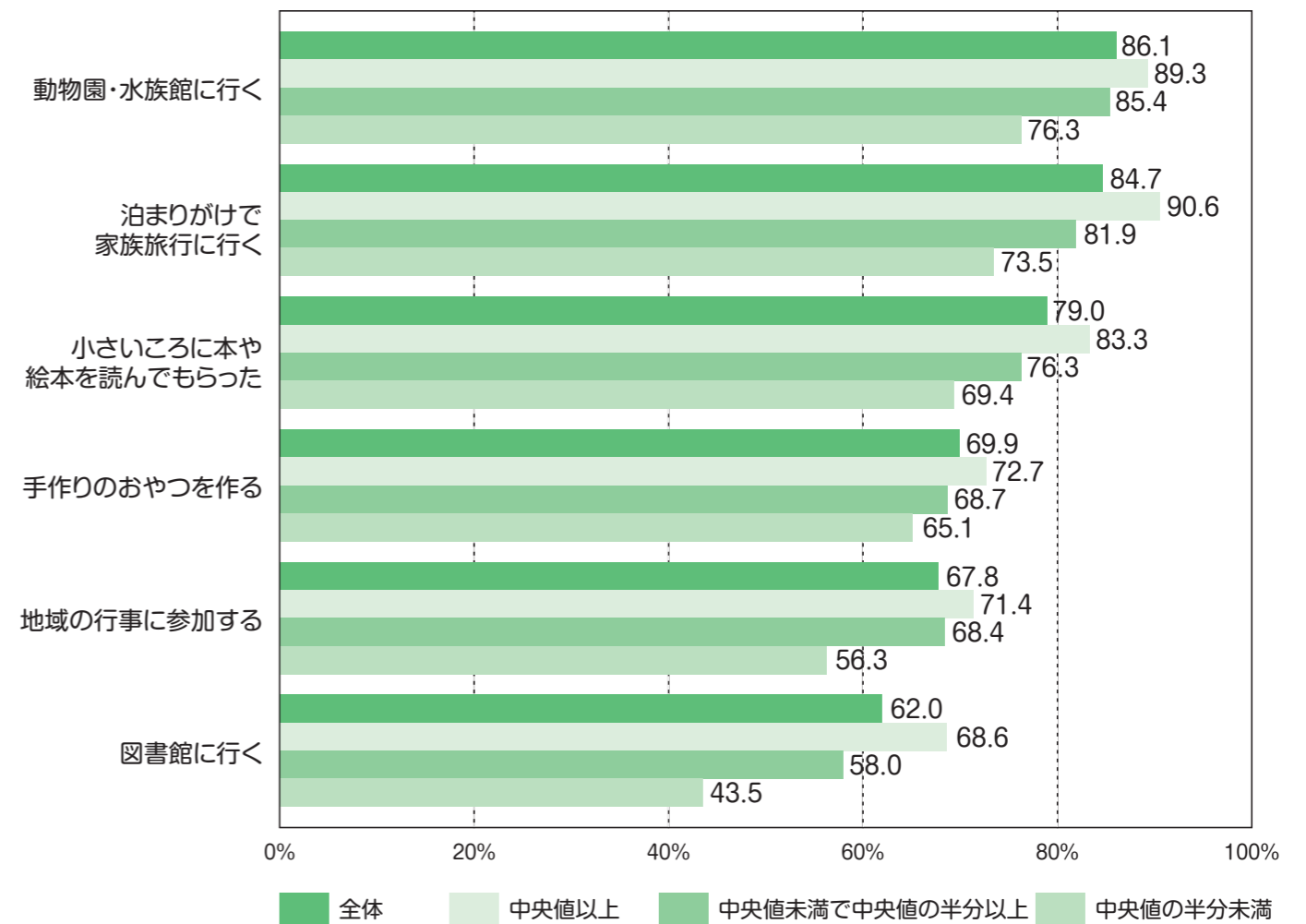
生活 P.11

文化活動や地域の行事への参加、絵本の読み聞かせやお菓子づくり、旅行等、こどもの体験には世帯によって差がある。必ずしも経済的な負担を伴わないと考えられる項目においても、経済的に厳しい家庭ほど体験の頻度が低くなっている

絵本の読み聞かせやお菓子づくり、動物園や水族館に行くこと、地域行事への参加、旅行等、こどもは保護者と一緒に様々な体験をしていますが、その一方で、必ずしも経済的負担を伴わないと考えられる「図書館に行く」「地域の行事に参加する」については、経済的に厳しい家庭ほど経験が少ない状況となっています。

こどもが家庭の経済状況などの育成環境に関わらず、全てのライフステージにおいて、年齢や発達の数に応じた様々な体験活動の機会を創出していくことが必要です。

図表：保護者とともにいったこどもの体験(小中学生)



等価世帯収入(世帯の年間収入を世帯の人数の平方根で割ったもの)に基づく所得区分について  
 中央値以上: 325万円以上  
 中央値未満で中央値の半分以上: 325万円未満~162.5万円以上  
 中央値の半分未満: 162.5万円未満

## ◆こどもの居場所

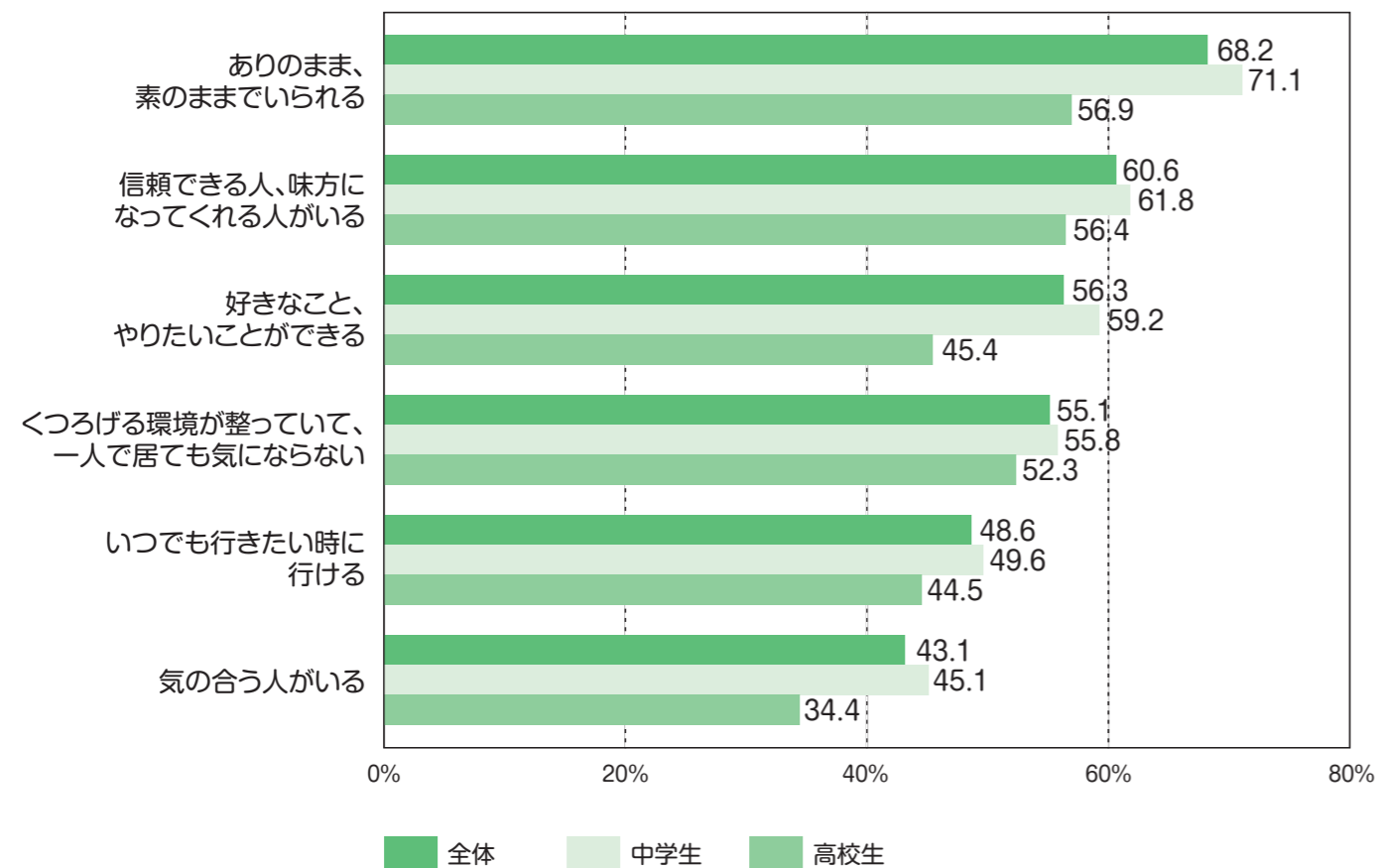
こ計 P.123~125 生活 P.19~21

約3割のこどもが居場所をほしいと回答している

放課後や休日を過ごす場所として、自分にとって居場所だと感じられる、落ち着いて居心地よくいられる場所については、「自宅の自分の部屋」「自宅の自分の部屋以外」という回答が上位となっている一方で、インターネットを通じた交流の場や公園、塾(習い事)、ショッピングセンター等も約1割の回答があり、様々な場所が居場所となっています。

居場所になるような場所がほしいかという質問については、約3割がほしいと回答しています。どのような場所がよいかについては、「ありのまま、素のままです」「信頼できる人、味方になってくれる人がいる」という回答が多くなっており、家や学校以外で自分らしくいられる、信頼できる人がいる居場所にニーズが考えられます。

図表:居場所に求められる条件について(中学生)



## ◆こどもの参画

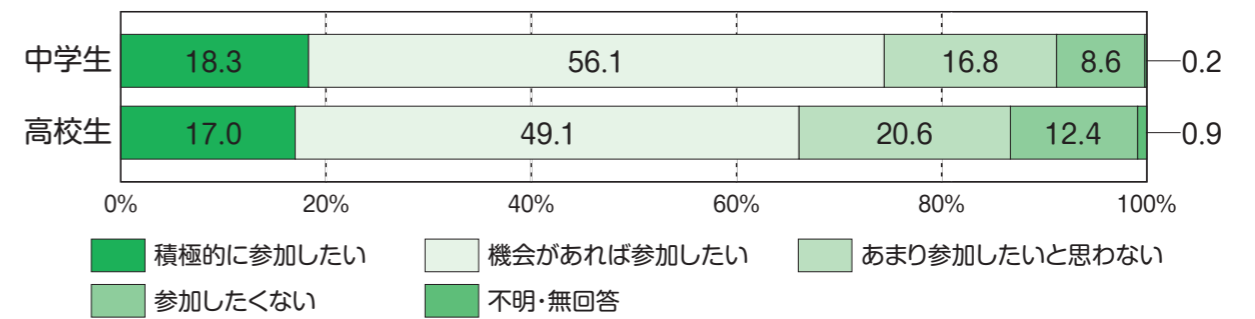
こ計 P.126~127

中学生の74.4%、高校生の66.1%は地域の行事や活動に参加したい

地域の行事や活動への参加については、「積極的に参加したい」「機会があれば参加したい」の合計が、中学生では74.4%、高校生では66.1%となっており、参加したいという肯定的な回答が多くなっています。一方で、参加しにくい・していない理由については、中高生ともに「時間的にゆとりがなく、忙しいから」が約4割と最も多くなっています。

また、地域の行事に参加する場合、「趣味の活動ができること」「同じ年ごろの子といっしょに遊んだり、活動したりできること」の回答が上位となっており、行事の実施にあたっては、日程やニーズに応じた企画が重要であることがうかがえます。

図表:地域活動への参加意欲(中学生)



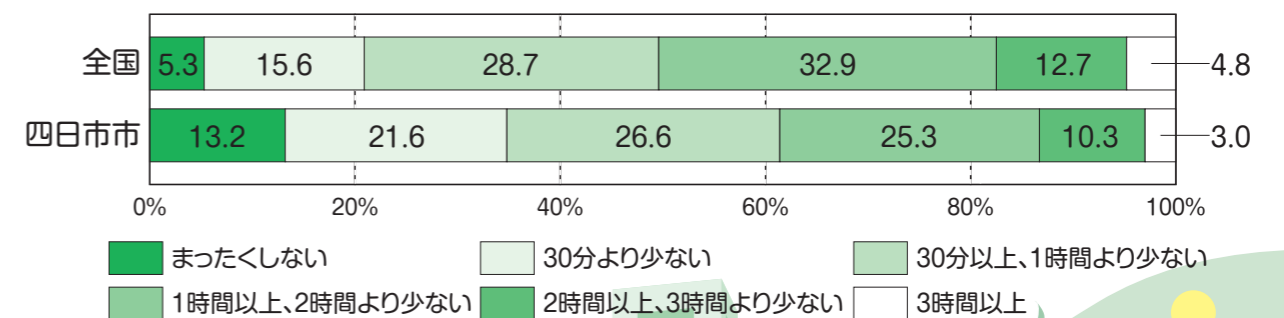
## ◆こどもの教育

生活 P.28,95

3年前の調査に比べ、こどもの学習時間は短くなっており、学校の授業がわからないこどもの割合は、小学5年生で5.8%、中学2年生で11.2%となっている

学校の授業でわからないことがあるかを尋ねたところ、小学5年生で5.8%、中学2年生で11.2%が「わからないことが多い」「ほとんどわからない」と回答しており、こどもの理解に合わせたきめ細やかな教育が求められています。また、全国調査と比較すると、学習時間が30分以下の割合が本市では高くなっており、学習習慣の形成が必要です。

図表:学校がある日の勉強時間(中学生)



## ◆こどもの将来

生活 P.29~30、62~63

進学希望については、高校以上の進学を望むこどもが大半となっているが、こども自身や保護者の考えから、経済的な理由で制限を受けている回答が見られる

将来、どの段階まで進学したいかを尋ねたところ、「大学またはそれ以上」が中学生で38.6%となっています。「まだわからない」という回答を除くと、ほとんどが高校以上の進学を望んでいます。一方で、その進学を望む理由の中で「家にお金がないと思うから」「早く働く必要があるから」といったこども自身の回答や、「家庭の経済的な状況から考えて」という保護者の回答があり、経済的な理由で制限を受けている回答が見られました。

## ◆こどもの貧困

生活 P.69~71

子育て世帯全体の約1割は経済的に厳しい状況にある

本市の子育て世帯の年間収入と世帯人員から算出された等価世帯収入の中央値は325万円、中央値の半分は162.5万円と推計しました。等価世帯収入が中央値の半分未満の世帯は、全体の1割程度を占めています。この中には、過去1年の間に、光熱水費等の生活に必要な費用や家賃、社会保険料等のいずれかを経済的な理由で払えなかった経験を有する世帯が3~4割、急な出費に備えた5万円以上の貯金または現金を持たない世帯が3割以上を占めており、経済的に厳しい状況の中で子育てをしている世帯があることが示されています。

家庭の経済状況が、こどもの生活・体験・将来等に影響していることが前述の様々な状況からうかがえます。こうした現状があることを前提として、貧困が世代を超えて連鎖することがないよう、それぞれのニーズに合った支援について検討していく必要があります。

## ◆ヤングケアラー

こ計 P.107~109

生活 P.22~25

こどもの3~4%がヤングケアラーの状態にある

家庭での手伝いや仕事の役割を持ち、睡眠を削ったり、学校に行けなかったり、勉強や遊ぶ時間を減らしたりしていると回答した、いわゆるヤングケアラーの状態にあるこどもが、小学5年生で3.7%、中学2年生で2.6%、中学3年生で3.2%、高校生で4.4%となっています。そのうち小学5年生5.5%、中学2年生13.1%、中学3年生18.2%が「1日に4時間以上」の手伝いや仕事をしていると回答しており、非常に負担が大きい生活をしているこどもが見られることから、周囲の大人を含めてヤングケアラーに関する理解や見守り、支援の取組が必要です。

## ◆大人への期待

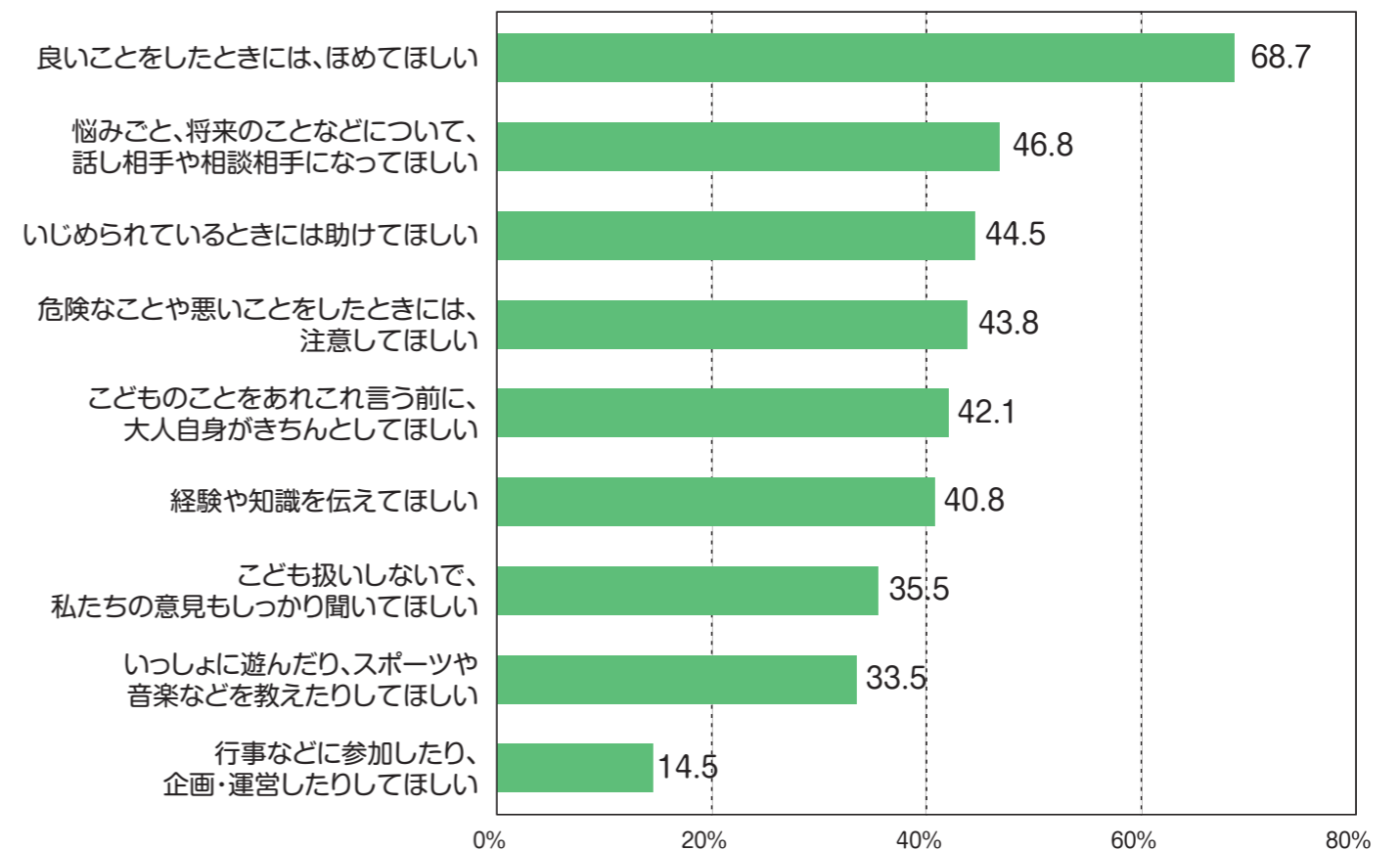
こ計 P.116

生活 P.36

こどもはまわりの大人に、ほめてほしい、必要な時は助けてほしいと思っている

まわりの大人に望むことは、「良いことをしたときには、ほめてほしい」が高くなっており、こどもは大人に認められたいと感じています。その他にも、「悩みごと、将来のことなどについて話し相手や相談相手になってほしい」「いじめられているときには助けてほしい」などの多くの項目で約4割の回答があり、こどもが大人を必要としている機会が多くあることがうかがえます。また、「こどものことをあれこれ言う前に、大人自身がきちんとしてほしい」という回答も約4割あり、大人がお手本となる行動を示す必要があります。

図表：まわりの大人に望むこと(中高生)



## (2)若者について

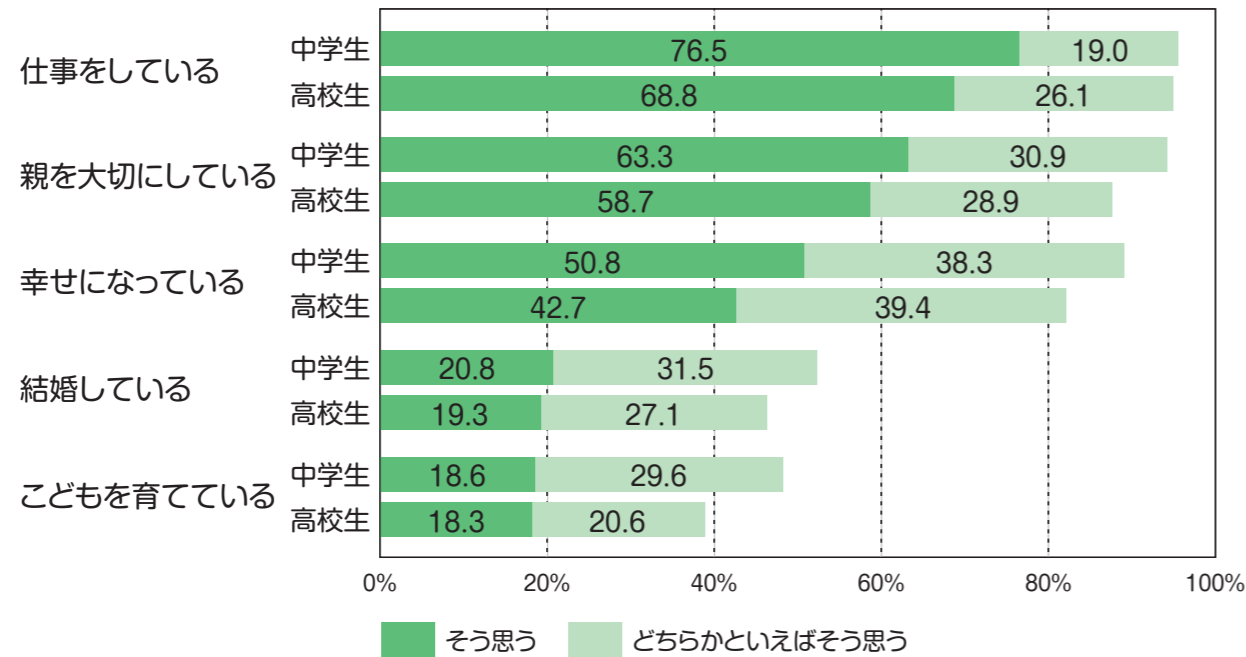
こ計 P.101~107

中高生は結婚、子育てのライフデザインを描きにくい状況となっている

中高生に、15年後にどのようになっているかを尋ねたところ、「仕事をしている」「親を大切にしている」「幸せになっている」については「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と肯定的な回答が8割を超えている一方で、「結婚している」は中学生52.3%、高校生46.4%、「子どもを育てている」は中学生48.2%、高校生38.9%にとどまっており、いずれも「そう思う」という回答は男性に比べて女性で少なくなっています。中高生が「結婚」「子育て」という将来展望を描きにくい状況にあること、特に女性においてはその傾向がうかがえる結果となっています。

結婚、妊娠・出産、子育ては、個人の自由な意思決定に基づくものであり、個々人の決定に特定の価値観を押し付けたり、プレッシャーを与えたりすることがあってはならないことに留意しながらも、結婚や子育てをしたいと思えたり、出会いの機会を設ける取組と、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを進める必要があります。

図表:15年後にどのようになっているか(中高生)



## (3)家庭について

### ①父母の状況

#### ◆父親の育児参画

こ計 P.5~6、25~27

父親の育児参画が増加傾向にあり、社会の意識変化が見られる

令和6年に実施した未就学保護者対象のアンケート調査の回答者は、平成30年の調査と比べて「父親」が回答する割合が増加しており、子育てを主に行っている人を尋ねた質問についても、「父母ともに」が増加し「主に母親」が減少しています。また、子どもが病気やけががいつでも利用している教育・保育事業を利用できなかった時の対応についても、「父親が仕事を休んだ」が増加しています。母親の就業率の上昇が、母親のみが子育てを担うという考え方の変化や父親の育児に対する意識の変化につながっていることも考えられ、子育て世代の男女共同参画の推進に加えて、子育て世代がより一層子育てしやすい環境になるよう社会全体の男女共同参画の推進についても、引き続き取組の充実が求められます。

#### ◆ひとり親家庭

生活 P.45

ひとり親世帯数は横ばいだが、経済的に厳しい世帯も多い

令和2年の国勢調査では、ひとり親世帯は2,156世帯で、そのうち母子家庭が1,795世帯と多数を占めています。世帯の経済状況を見ると、等価世帯収入が中央値の半分未満の世帯でひとり親世帯の比率が高くなっており、経済的に厳しい家庭が多い状況にあることがわかります。

### ②子育て支援のニーズ

#### ◆保護者の負担・不安

こ計 P.54、85

7割以上の保護者が子育てによる何らかのストレスを感じている

保護者が日頃特に負担や不安などを感じることは、「仕事や自分のやりたいことが十分できない」「子育てによる心身の疲れやストレスがたまる」が、未就学保護者で約4割、小学生低学年保護者で約3割といずれも上位となっており、保護者の負担軽減についてのニーズが高いことがうかがえます。

また、「家族以外に子育てを手伝ってくれる人がいない」「子どもに対してつらくあたってしまう」といった回答が約2割あり、保護者の孤立や虐待を防ぐ取組についても、検討の必要があることがうかがえます。

## ◆子育て支援事業のニーズ

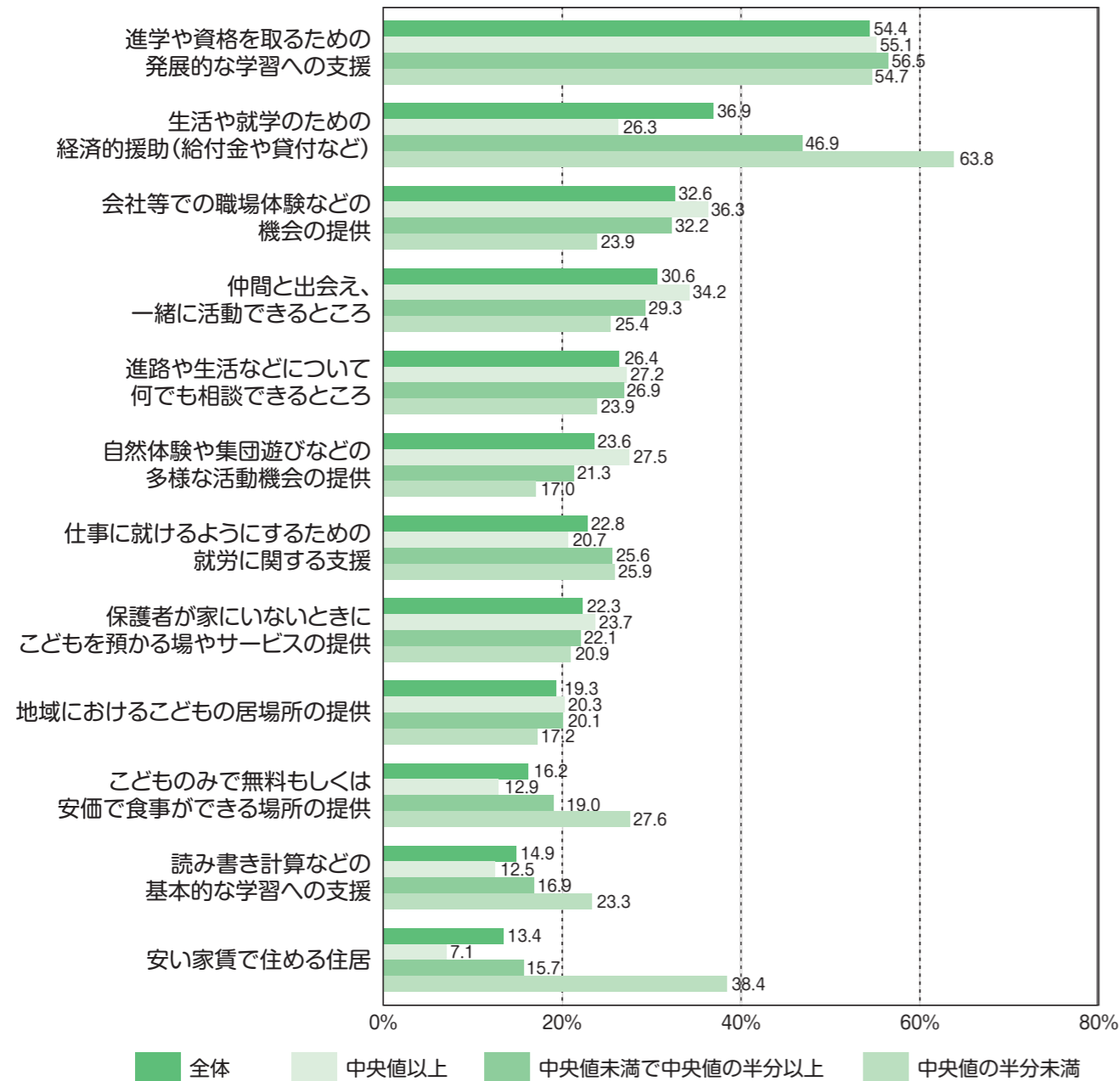
生活 P.79

世帯の経済状況によって、必要としている支援内容に差が見られ、経済的に厳しい家庭においては、こどもの経験の幅を広げるような支援に対するニーズが低くなっている

現在または将来的な支援ニーズとしては、世帯収入が少ない家庭ほど、「生活や就学のための経済的援助」「読み書き計算などの基本的な学習への支援」などの衣食住をはじめとする基礎的なニーズに関するものが多いです。一方で、世帯収入が多い家庭ほど「自然体験や集団遊びなどの多様な活動機会の提供」「会社等での職場体験などの機会の提供」といった、こどもの経験の幅を広げる発展的なニーズが多くなっています。

基礎的なニーズの充足に課題を抱える家庭においては、こどもに多様な経験や体験の機会を用意することの必要性にまで保護者が思いを巡らせることが難しい状況にあることがうかがえます。

図表：子育て支援事業のニーズ(小中学生保護者)



## 子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)

子どもの権利条約は1989年11月20日に国連総会において採択されました。令和7年1月時点で196の国と地域が締結しています。日本は1994年に批准しました。子どもの権利条約は、こどもは「弱くて大人から守られる存在」という考え方から、それだけではなく、「ひとりの人間として人権(権利)を持っている、権利の主体」だという考え方に大きく転換させた条約です。

### ●子どもの権利条約の4つの原則

- ✓ **差別の禁止(差別のないこと)**  
すべてのこどもは、こども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。
- ✓ **こどもの最善の利益(こどもにとって最もよいこと)**  
こどもに関することが決められ、行われる時は、「そのこどもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。
- ✓ **生命、生存及び発達に対する権利(命を守られ成長できること)**  
すべてのこどもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。
- ✓ **こどもの意見の尊重(こどもが意味のある参加ができること)**  
こどもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見をこどもの発達に応じて十分に考慮します。

参考:公益財団法人日本ユニセフ協会ホームページ(<https://www.unicef.or.jp/crc/>)

この4つの原則は、こども基本法に取り入れられ、第3条の基本理念に盛り込まれています。

### こども基本法の6つの基本理念

- 1 すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。
- 2 すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。
- 3 年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること。
- 4 すべてのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。
- 5 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。
- 6 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

こども計画の策定にあたって  
こども・子育て  
当事者を取り巻く現状  
こども計画の基本的な考え方  
本市の取組  
全世代  
子育て  
当事者  
誕生前から  
就学前まで  
学童期  
青年期  
計画の推進にあたって  
第3期(4日)市子ども・子育て支援事業計画  
参考資料

## 1. 基本理念

「第2期計画」を継承しつつ、前章までの国の動向や本市の現況、調査結果などを踏まえ、本市が目指すまちの姿として、本計画の基本理念を以下のとおり定めます。

### こどもと子育てにやさしいまち四日市

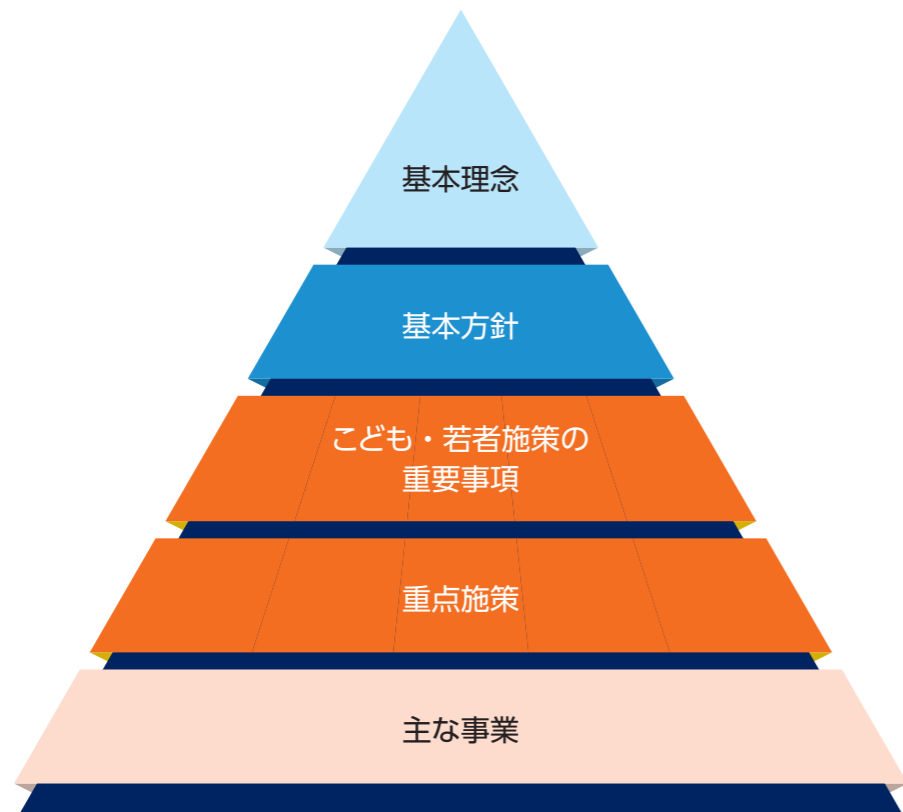
こどもは、社会の希望であり、未来をつくる大切な存在です。

「こども基本法」では、「こどもまんなか社会」の実現を目指すことを目的として掲げており、本市総合計画においても「充実した人生を歩むための基盤を育み、誰もが憧れる『子育て・教育安心都市』の実現」を掲げています。

これらの目指す社会像を実現するためには、こどもを取り巻く環境の厳しさや子育てに対する様々な負担が自己実現や幸福追求を妨げることはないよう、未来を担う人材を社会全体で育てていく必要があります。

そのために、「第2期計画」の基本理念を継承しつつ、こどもの視点をより重視しながら、地域、団体、学校、行政などが連携し、社会全体でこどもの育ちを支え、こどもと子育てにやさしいまちを目指して、こども・若者の健やかな成長と子育て家庭への支援をはじめとしたこども施策を総合的に推進します。

【本計画の構成】



## 2. 基本方針

本計画が掲げる基本理念「こどもと子育てにやさしいまち四日市」の実現に向け、「こども大綱」などの国の方針を踏まえ、本市においては以下のとおり基本方針を定めます。

▶ **こどもの権利が尊重され、こども自身の意見や視点が活かされたこども施策を実行します**

こども基本法第3条の基本理念の中に、「全てのこどもについて、その年齢及び発達に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること」「全てのこどもについて、その年齢及び発達に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること」が掲げられており、こども・若者の社会参画と意見反映を推進していくことが求められています。

また、「こども大綱」では、こども・若者に関する施策を企画立案・実施するにあたっては、こども・若者や子育て当事者の視点に立ち、施策の実態を踏まえ、目標を立てて取り組み、効果を検証し、施策をブラッシュアップするEBPM(証拠に基づく政策立案)を進めることが求められています。

これらを踏まえ、こどもに関わる全ての施策において、「こどもの権利の尊重」「こどもの意見聴取」「こどもの視点」の考え方をもち、特に重要性の高いと思われる項目について数値目標を立てて取組を進めます。

▶ **地域、学校、行政をはじめとして、こどもに関わる様々な機関が連携して、社会全体でこどもの育ちを支える「こどもまんなか社会」を実現します**

「こどもまんなか社会」は、こどもが自分らしく自らの希望に応じてその意欲と能力を生かすこと、性別に関わらず様々な可能性を広げていくこと、こどもを産みたい・育てたいと考える個人の希望が叶うこと、子育てと仕事の両立ができることなど、こども・若者や子育て当事者が自由で多様な選択ができ、ウェルビーイング(身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態)で生活ができることが求められています。

そのような社会を構築するためには、地域、学校、行政をはじめとして、こどもに関わる様々な機関が連携して取り組む必要があります。必要に応じて主体間の情報共有や連携体制の強化、地域や民間団体への支援の充実を図ります。

また、こども・若者や子育て当事者が気兼ねなく様々な制度や支援メニューを利用できるよう、地域社会の様々な場で、年齢・性別を問わず、全ての人がこども・若者や子育て当事者を応援するといった社会全体の意識改革を進めるとともに、社会構造を変えるために必要なこども・子育て施策の充実を進めます。

こども計画の策定にあたって

こども・若者・子育て当事者を取り巻く現況

こども計画の基本的な考え方

本市の取組・事業

全世代共通

子育て当事者

誕生前から就学前まで

学童期・思春期

青年期

計画の推進にあたって

第3期四日市子ども・子育て支援事業計画

参考資料

### 3. こども・若者施策の重要事項

基本理念「こどもと子育てにやさしいまち四日市」の実現に向け、整理した3つの基本方針のもと、次の重要事項を柱として施策を展開します。

#### 1. 全世代共通

- (1) こどもの人権尊重
- (2) 遊びや体験の機会づくり、生活習慣の形成・定着
- (3) こどもの貧困の解消
- (4) 障害児や医療的ケア児等への支援
- (5) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
- (6) 自殺対策や犯罪からこども・若者を守る取組

#### 2. 子育て当事者

- (1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- (2) 地域子育て支援、家庭教育支援
- (3) 共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
- (4) ひとり親家庭への支援

#### 3. 誕生前から就学前まで

- (1) 切れ目のない保健・医療の確保
- (2) 成長の保障と遊びの充実

#### 4. 学童期・思春期

- (1) 安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育
- (2) こどもの居場所づくり
- (3) 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育
- (4) いじめ防止
- (5) 不登校のこどもへの支援

#### 5. 青年期

- (1) 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組や、結婚を希望する人への支援、結婚に伴う新生活への支援

▶ 支援を必要とするこどもと子育て当事者に、確実に必要な支援が届くよう、支援の充実と支援人材の育成、切れ目なく支援がつながる環境整備に取り組みます

こどもは、乳幼児期から学童期、思春期、青年期と各ライフステージで様々な学びや体験を通じて成長し、若者として社会生活を送るようになります。こどもの成長は、置かれている環境や心身の状況などが関係するため、その特性や支援ニーズに応じてきめ細かい支援や合理的配慮が求められます。

成長過程においては義務教育の開始・終了年齢など節目はあるものの、社会生活を送ることができるようになるまでには連続性があり、様々な分野の関係機関・団体等が連携し、教育・保育、保健、医療、療育、福祉を切れ目なく提供する必要があります。

また、様々な社会的マイノリティや各ライフステージにおける不安や悩みを解消するため、既存の相談支援の取組を生かしつつ、こども・若者や子育て当事者が抱える複雑化・複合化した支援ニーズに対する包括的かつ重層的な支援体制を整備し、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図る必要があります。

家庭、学校、保育園、幼稚園、こども園、地域社会、企業、行政など、あらゆる社会の構成員が役割を果たし、連携と協力のもと誰一人取り残さない支援体制の構築を進めます。



こども・若者の全世代共通の重要事項や、幼児期や学童期などの各ライフステージにおける重要事項について、以下の方向性をもって取組を進めます。

## 1. 全世代共通

こどもが心身の発達過程にあり、保護者や社会の支えを受けながらも、意見表明や自己選択・決定・実現などの権利を有していることを社会全体で共有し、「こどもまんなか社会」の機運を高めていきます。

また、家庭の経済状況や社会的な孤立・孤独、疾病、障害、虐待、犯罪被害など、こども・若者の置かれている環境や心身の状況などに関わらず、多様な経験ができたり、必要な支援が受けられたりする成育環境を整えます。

## 2. 子育て当事者

核家族化の進展や地域のつながりの希薄化など家庭をめぐる環境が変化しており、子育て当事者は、以前に比べ祖父母や近隣の人から、子育てに関する助言や支援、協力を得ることが難しい状況にあります。

そのような子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事と子育ての両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるよう、経済的な負担軽減、地域ぐるみの子育て支援、共働き・共育ての推進、ひとり親家庭への支援など、こどもの健やかな成長を支援する取組を推進します。

## 3. 誕生前から就学前まで

誕生前から幼児期までは、人生の確かなスタートを切るために最も重要な時期であり、社会全体で見守り応援することが重要です。

こどもの誕生前後は、妊娠から出産、産後にかけての一体的な支援と、前述の子育て当事者への支援が切れ目なく継続的に実施されることが重要であるため、母子保健と医療が連携した支援の充実を図ります。

乳児期には、愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感が醸成されるよう、幼児期には他者との関わりや基本的な生きる力の獲得を通じて、一人ひとりのこどもがかけがえのない個性ある存在として認められ、自己肯定感をもって成長できるよう、こどもの育ちを支える必要があります。乳幼児期の育ちをひとしく保障するため、待機児童対策をはじめ、教育・保育の質の向上や地域子育て支援サービスの充実を図ります。

## 4. 学童期・思春期

身体も心も大きく成長する学童期は、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む時期であり、安全・安心が確保された場で、失敗を経験しながら、直面した課題に全力で取り組み、成功体験を重ね、自己肯定感を高めることが重要であるため、学校教育の充実やこどもが安全に安心して過ごせる居場所づくりを推進します。

また、思春期は、人間関係や社会との関わりの中で、自身の存在の意味、価値、役割を考え、アイデンティティを形成していく時期となります。一方で、自身に対しての様々な葛藤を抱えたり、進学・就職や家族・友人との関係、恋愛などに悩んだりする繊細な時期でもあります。そのような思春期のこどもが、自己肯定感を高めることができ、成育環境などを理由に自らの進路の選択が制約されないことがないよう、学童期と同様に学校教育の充実や居場所づくり、心身のケアなどの取組を推進します。

## 5. 青年期

青年期は、心理的、社会的に発達し、成人期へと移行していくための準備期間で、人生における様々なライフイベントが重なる時期です。また、大学等への進学や就職に伴い、新たな環境に適応し、専門性や職業性を身に付け、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸展させる時期となります。青年期の若者が、自らの適性などを理解した上で、職業や進学などの選択を行い、その決定が尊重されるよう、修学・就労支援、希望する人への結婚支援や結婚後の新生活支援、相談体制の充実などの取組を推進します。

# 4. 施策の体系

## 基本理念

## こどもと子育てにやさしいまち 四日市

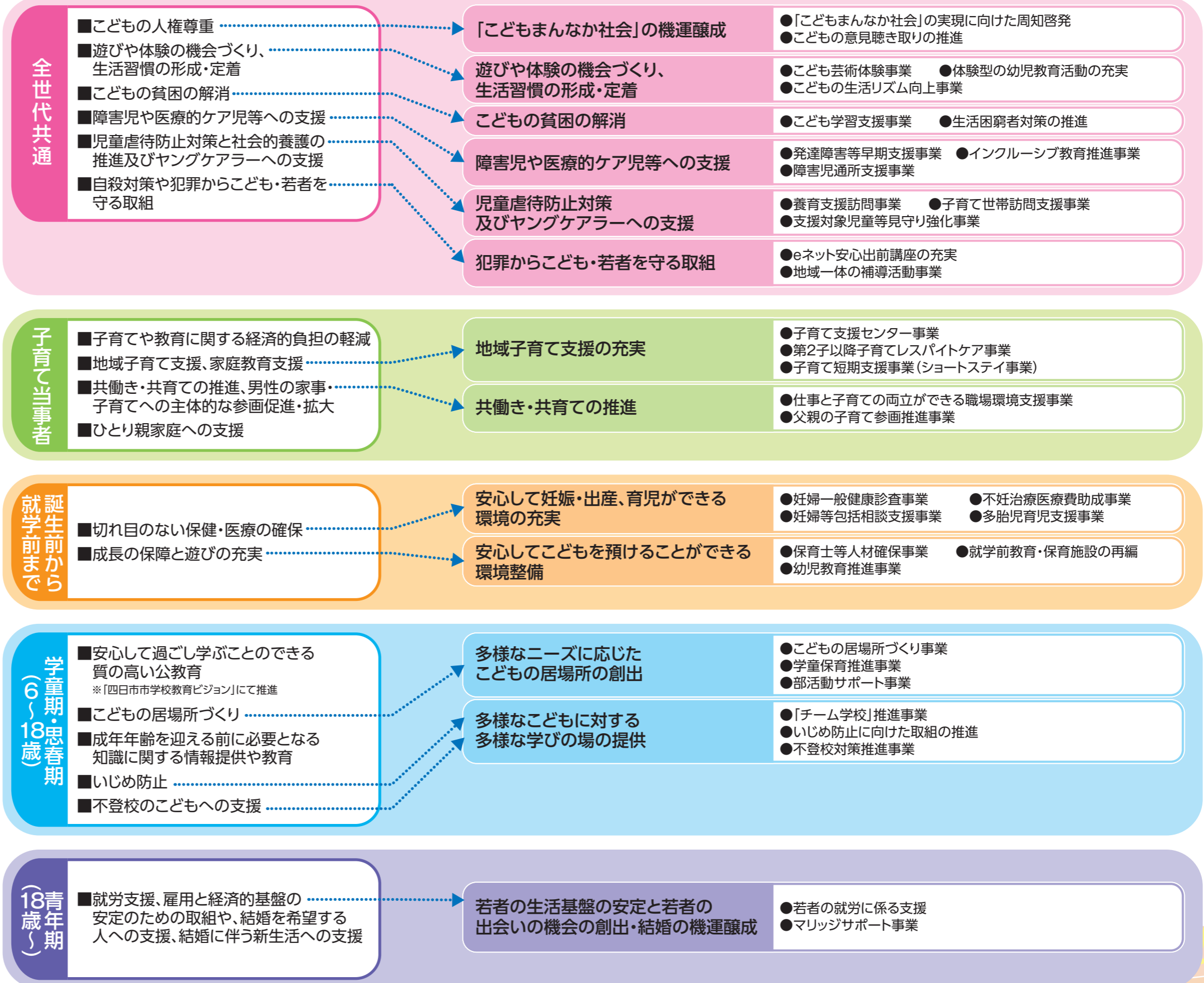
### 基本方針

- ▶ こどもの権利が尊重され、こども自身の意見や視点が活かされたこども施策を実行します
- ▶ 地域、学校、行政をはじめとして、こどもに関わる様々な機関が連携して、社会全体でこどもの育ちを支える「こどもまんなか社会」を実現します
- ▶ 支援を必要とするこどもと子育て当事者に、確実に必要な支援が届くよう、支援の充実と支援人材の育成、切れ目なく支援が繋がる環境整備に取り組めます



### こども・若者施策の重要事項

### こども計画における重点施策



こども計画の策定にあたって  
こども・若者子育て  
こども計画の基本的な考え方  
本市の取組・全世代  
子育て当事者  
誕生前から就学前まで  
学童期・青年期  
計画の推進にあたって  
第3期四日市子ども・子育て支援事業計画  
参考資料

1 全世代共通

1. こどもの人権尊重

目指す姿

社会全体が、こどもを権利の主体として認識するとともに、多様な人格・個性が尊重されており、こどもに関わる様々な機会において、こどもの声が聴かれ、こどもの今とこれからの最善の利益が第一に考えられている。

施策の方向

- 社会全体が「こどもが権利の主体であること」「こどもの権利とは何か」を理解し、こどもの権利が尊重されるよう、周知啓発を行い、機運の醸成を進めます。
- こどもに関わる施策の策定・実施・評価にあたっては、こどもの意見を聴く機会を設け、その意見を反映し、施策の実効性を高めます。
- こども自身がこどもの権利を理解し、自らを守る方法や困難を抱えたときに助けを求め、回復する方法を学べるように、こどもの発達段階に応じて、必要な教育や啓発を行います。
- こどもの権利が侵害されたときに、相談をすることができる相談窓口を設け、関係機関と連携し、迅速に対応します。
- こどもが性別に関わらず、様々な可能性を広げていくことができるよう、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めるため、心身の発達に応じた教育及び学習を進めます。

重点施策

「こどもまんなか社会」の実現に向けた周知啓発

担当課 こども未来課

**目的** こどもがウェルビーイング(身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態)で成長できる「こどもまんなか社会」を実現するため、こどもの権利やこども・子育てに関する情報の効果的な発信・周知啓発を行い、こどもの最善の利益を図ります。

**事業内容** こども・子育て情報を集約したWEBサイトを制作し、体験・イベントや悩みの相談窓口などの情報を効果的に発信するとともに、こどもの権利などをはじめ「こどもまんなか社会」の実現に向けた周知啓発を行います。



参考事例：さっぽろ子育て情報ホームページ  
出典：http://kosodate.city.sapporo.jp/

**今後の方向性** 制作したWEBサイトを軸に、情報の集約を進めるとともに、様々な媒体の活用を検討し、「こどもまんなか社会」の機運の醸成を図ります。

こどもの意見聴き取りの推進

担当課 こども未来課 広報マーケティング課

**目的** より実効性の高いこども施策の実現とこどもの自己肯定感や自己有用感の向上を図るため、こどもが意見を伝えることができたり、相談できたりする環境を整備します。

**事業内容** 市の施策に対して、こどもが意見を伝えたり、自由に相談できたりする仕組みをインターネット上に新たに設け、こどもの声が届く仕組みづくりを行うとともに、アンケートやワークショップなど、様々な手法により、こどもの意見を聴く機会の創出を図ります。

参考事例：こども家庭庁こども若者☆いけんぷらす  
出典：こども家庭庁 (https://ikenplus.cfa.go.jp/)



**今後の方向性** こどもが意見を伝えることができる機会の創出を図るとともに、聴き取った意見に対するフィードバックの手法を検討します。

こども計画の策定にあたって  
こども・若者・子育て  
当事者を取り巻く現況  
こども計画の基本的な考え方  
本市の取組・事業  
全世代  
子育て  
当事者  
誕生前から  
就学前まで  
学童期  
学童期  
青年期  
計画の推進にあたって  
第3期四日市子ども子育て支援事業計画  
参考資料

## 主な事業

取組・事業	事業概要	担当課
保育園・幼稚園・こども園での職員や保護者への人権研修	人権研修を通し職員の保育の実践を振り返る中で、人権意識に関する認識と専門性を高めます。また、保護者に対し、人権を身近に感じられるよう人権講座による意識啓発を図ります。	保育幼稚園課
保育園・幼稚園・こども園での人権教育	幼児期のこどもたちが人権感覚を育むことができるよう園での人権教育や啓発を推進します。	保育幼稚園課
四日市人権擁護委員協議会の支援	四日市人権擁護委員協議会に対して、人権擁護、人権相談、保育・教育現場でのこどもに向けた人権啓発など、諸活動を支援するための補助を行います。	人権・同和政策課
各地区人権・同和教育推進協議会等の活動支援	人権意識の普及と高揚を図るため、各地区人権・同和教育推進協議会が開催するイベント、学習会、研修会などの活動を支援します。	人権センター
広報よっかいち人権のひろばの掲載	人権意識の普及と高揚を図るため、広報よっかいちに人権に関する記事を掲載します。	人権センター
こどものための出前講座の開催	保育園・幼稚園・こども園、学童保育所などからの申し出を受け、相手を思いやる大切さ、命の大切さなどを学ぶ出前講座を実施します。	人権センター
人権学習支援事業	全国規模の人権に関する研修会・研究大会への参加にかかる経費の補助を行います。	人権センター
人権学習推進事業	多くの市民が人権について広く学び、理解を深める機会として、よっかいち人権大学あすてっぷ、ステップアップ講座を実施します。	人権センター
人権教育・啓発推進事業	市民人権意識調査を実施し、その結果を検証し、人権課題に対する啓発冊子の作成など効果的な啓発を図ります。	人権センター
人権にかかる相談ネットワーク構築	相談窓口間及び相談担当者間のネットワークを構築します。	人権センター
人権に関する蔵書等の充実	人権意識の普及と高揚を図るため、こどもの人権を含めた様々な人権に関する図書を購入し、貸出を行います。	人権センター
じんけんフェスタ事業	じんけんフェスタを開催し、広く人権に関する啓発活動を行います。	人権センター
人権まちづくり推進事業	地域課題の解決や文化の継承などに取り組むことで、差別意識の解消を図る「人権のまちづくり」を、地域団体と協働して実施します。	人権センター
人権擁護委員の活動支援	人権に関わる相談事業を実施します。法務大臣から委嘱され活動する人権擁護委員の活動を支援します。	人権センター
親子映画鑑賞会の開催	非核平和都市宣言啓発事業の中で親子映画鑑賞会を実施し、戦争と平和に関する映画の上映を実施します。	市民協働安全課 人権センター

## 主な事業

取組・事業	事業概要	担当課
男女平等・デートDV予防教育講師派遣事業	ジェンダーの視点を学び、こどもが「ありのままの自分」「ありのままの他者」を受容・表現する力、また、将来の可能性を広げ、多様な生き方を尊重できる力を育むため、希望する園や学校等に講師を派遣し、男女平等教育の講座を開催して、こどもや保護者等への啓発を図ります。	男女共同参画課
女性のための電話相談 男性のための電話相談	生き方、人間関係、離婚、配偶者等からの暴力など様々な悩み・問題を抱えた人からの相談に応じ、関係機関と連携を図りながら必要な支援につなげます。	男女共同参画課
民間企業における人権意識の啓発支援	市内事業所が中心となり、人権課題の解決に向けた取組を推進するために結成された四日市人権啓発企業連絡会の活動を支援することで、民間企業による人権意識の啓発を促します。	商業労政課
中学校ブロック人権文化創造事業「子ども人権フォーラム」の開催	こどもに人権尊重の精神を養い、差別をなくす実践力を育てるため、全中学校区において小中学生を対象にした「子ども人権フォーラム」を実施します。	人権・同和教育課
学校人権教育リーダー育成研修会	学校における人権学習や教職員・PTA研修会、「子ども人権フォーラム」などのファシリテーター（促進役）を担う教職員を育成します。	人権・同和教育課
小中学校での人権教育の推進	「子ども人権フォーラム」や様々な人権課題に関する取組を系統的に位置付けた人権教育カリキュラムに基づき、こどもが主体的に取り組む人権教育を推進します。	人権・同和教育課
メディア・リテラシー養成を通じた人権教育推進事業	インターネットや各種メディアから得られる様々な情報を正しく見分け、情報を主体的に読み解くメディア・リテラシーの養成を通じた人権教育を推進します。	人権・同和教育課

こども計画の  
策定にあたって

こども・若者子育て  
当事者を取り巻く現況

こども計画の  
基本的な考え方

本市の取組・  
事業

共通  
全世代

子育て  
当事者

誕生前から  
就学前まで

学童期・  
思春期

青年期

計画の推進に  
あたって

第3期四日市子ども  
子育て支援事業計画

参考資料

## 2. 遊びや体験の機会づくり、生活習慣の形成・定着

### 目指す姿

全てのこどもが、その年齢や発達に応じて、遊びや体験活動等を通して成長し、基本的な生活習慣を身に付け、健やかに生活することができる成育環境が整っている。

### 施策の方向

- こどもの年齢や発達に応じて、多様な体験や遊びができるような場や機会を提供します。また、それらの開催にあたっては、地域や成育環境によって格差が生じないように配慮します。
- こどもが基本的な生活習慣を身に付けられるように、家庭・学校・園等と連携しながら、普及啓発を行います。
- 外国にルーツのあるこどもとその家族が、地域で安心して、学び、生活ができるように、日本語教育をはじめとする学習支援を行います。

### ！重点施策

#### こども芸術体験事業

担当課 文化課

**目的** 幼少期から音楽をはじめとした芸術文化に触れ親しむ体験機会を設け、豊かな人間性のかん養を図ります。

**事業内容** 「乳幼児期」「就学前」「小中学校」といった各ステージに合わせた体験企画を実施します。

〈乳幼児期の芸術文化体験事業〉

プロの演奏家を招き、定期的に至近距離で体験できるコンサートなどを実施します。

〈音楽等交流事業〉

学校等にアーティストを派遣し、音楽に限らず幅広い芸術に触れられるよう、演奏や作画体験など様々な芸術を通じた交流を行います。また、ホールでのコンサートを行い、コンサートの鑑賞マナーを学べる機会を提供します。

〈演劇表現による次世代育成事業〉

こどもの感性のかん養と多様な自己表現につなげるため、プロの役者などによる学校訪問を行い、こどもに演劇表現を通じた体験と交流の機会を提供します。



乳幼児期の芸術文化体験事業



演劇表現による次世代育成事業

#### 今後の方向性

誰もが文化芸術に触れたり、自ら活動したりする機会を得られるよう事業内容の充実を図るとともに、障害のあるこどもも参加しやすいよう関係機関との連携によってきめ細やかな周知に努めていきます。

### ！重点施策

#### 体験型の幼児教育活動の充実

担当課 保育幼稚園課

**目的** 幼児教育・保育のさらなる充実を図るため、各園における体験型幼児教育活動を推進し、全てのこどもに生きる力の基礎を育みます。

**事業内容** 幼児教育の要となる集団活動による「遊びを通じた学び」の実践がより充実したものとなるよう、3～5歳児を対象に、各園が地域人材を活用した体験型幼児教育活動を実施します。  
また人権やSDGs、運動、防災活動、地場産業等の分野の外部講師を招き、地場産業に親しみを持ったり、本物に出会う経験をしたりし、こどもの豊かな体験を保障します。



マリンバ演奏鑑賞



苗植え体験



諏訪太鼓体験

#### 今後の方向性

得られた知見やノウハウを幼児教育センターにフィードバックし、保育者同士が共有・活用できる体制の構築に向け、取組を進めます。

## 重点施策

### こどもの生活リズム向上事業

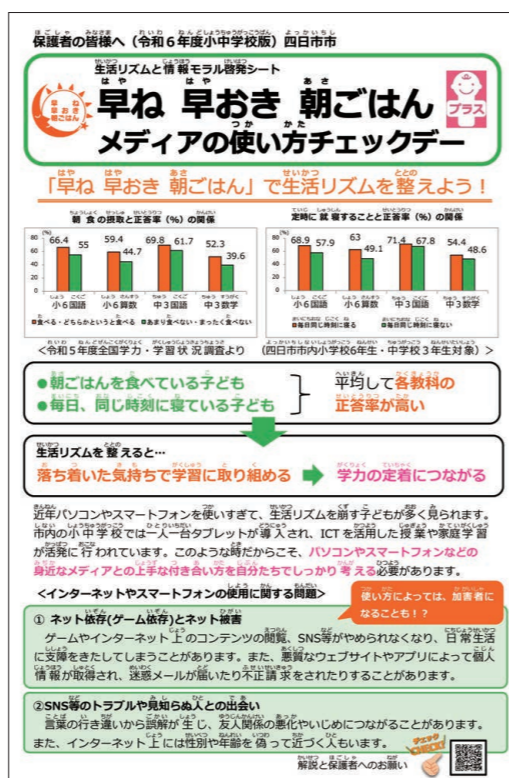
担当課 こども未来課(青少年育成室)

**目的** こどもの望ましい基本的な生活習慣を育成するため、生活リズムの向上を図ります。

**事業内容** 「早ね早おき朝ごはん」推進運動のもと、モデル校を指定し、こどもの生活習慣の確立や向上に向けて、保護者や園・学校等が連携して取組を進めます。また、保護者・教職員等を対象に、研修会を実施するほか、未就学児の保護者を対象に、「こどもの生活状況調査」を実施します。



保護者・教職員等を対象とした研修会



**今後の方向性** 今後もモデル校を中心に、市内全ての校でこどもの生活リズム向上に係る取組を推進するとともに、生活リズムを整えることの大切さについて保護者が学べる機会を関係機関と連携しながら提供していきます。

## 主な事業

取組・事業	事業概要	担当課
児童館・移動児童館・こども子育て交流プラザにおける体験活動	様々な創作活動、季節の行事、クッキング、戸外遊びを通して心身の健やかな成長を図り、社会性や創造性の育成を支援します。	こども未来課
少年自然の家における体験活動	豊かな自然を生かした様々な体験活動を通して、自己判断力、豊かな人間性、たくましい体力を身に付けたこどもの成長を支援します。	こども未来課(青少年育成室)
生活リズム出前講座	こどもの基本的な生活習慣の啓発・普及を図るため、こどもやその保護者を対象に、出前講座を実施します。	こども未来課(青少年育成室)

## 主な事業

取組・事業	事業概要	担当課
青少年のリーダーを育成する研修	子ども会活動のリーダーとして必要な資質と能力の向上を図るため、ジュニアリーダーやサブリーダー養成講習会を実施します。	こども未来課(青少年育成室)
地区市民センター生涯学習事業	こどもや子育て当事者を含む幅広い年代の地域の人々がつながりを持てるよう子育て支援事業として、乳幼児とその保護者、小学生など様々な年齢の人を対象に、絵本の読み聞かせや料理、陶芸など多岐にわたる分野の講座を開催します。	市民生活課(地区市民センター)
笹川子ども教室	日本語指導が必要なこどもや学習環境の整わない家庭のこどもを対象に学習習慣を身に付けるための学習支援を行います。	市民生活課(多文化共生推進室)
就労に役立つ日本語習得の支援	外国人市民に対して就労につながる日本語の学習支援を行います。また、就労などにより昼間通うことができない人のために日本語教室を夜間に行います。	市民生活課(多文化共生推進室)
動物愛護教室の開催	人においてその命が大切なように、動物にも気持ちがあり、命があることを伝え、動物を慈しむ心を育成することを目的とし、着ぐるみやスライドによる出前講座を行います。	衛生指導課
観光施設整備	市民の憩いの場として広く利用されている観光施設の運営を行います。来訪者に対して四日市市独自の魅力を「観光」を通じて発信していくため、伊坂ダムサイクリングパーク、四日市スポーツランドの運営事業費補助及び維持管理等を行います。	観光交流課
アートスタートプログラム	年齢や経験に関係なく誰もが文化に触れられるよう、アートスタートプログラムとして、三浜文化会館を会場に未就学児や子育て世代を対象とした鑑賞体験を行います。	文化課
こどもの文化鑑賞機会の充実	こどもが年齢や興味に応じた芸術が鑑賞できるよう演劇公演等の客席の一部を「青少年のための芸術鑑賞会」として位置づけ、公演毎に高校生以下の児童生徒に無料の鑑賞機会を提供します。	文化課
学び舎音楽会の開催	小中学校へ音楽アーティストを派遣し、生の音楽演奏に楽器体験等を行うことで、こどもがその楽しさを感じ想像力を伸ばせる機会を提供します。	文化課
幼児期から体を動かす習慣づくり事業	幼児期から体を動かした遊びに取り組む習慣を身に付け、体力向上を図るため、自分に適したスポーツ種目を判定するスポーツ能力測定会などを実施することにより、こどもの好奇心を刺激し、運動・スポーツに親しむきっかけを創出します。	スポーツ課
こども四日市(こどもによるこどものまち)の開催	こどもが自ら考え、行動する力などを育むとともに、こども同士の交流の場として、こどもによるこどものまちイベント「こども四日市」を実施します。	商業労政課

## 主な事業

取組・事業	事業概要	担当課
地場産業体験学習	本市を代表する地場産業である四日市萬古焼について、市内小学生を対象に萬古焼陶芸体験講座を開催し、四日市萬古焼の魅力を伝え、こどもの頃から地場産品への愛着を高めるとともに、ものづくりに興味を抱かせることで、将来の担い手の確保を図ります。	工業振興課
三重県ジュニアロボコンの開催	三重県内の小中学生を対象に、ロボット製作を通じてものづくりの楽しさと科学技術の素晴らしさを体験する機会を創出します。	工業振興課
ものづくり講座の開催	製造業に携わってきた企業OBが、市内の小中学生を対象に科学のおもしろさと合わせて、ものづくりの魅力を伝える講座を行い、将来の製造業の担い手を育てます。	工業振興課
食と農のふれあい推進事業費補助金	市民等が実施する農業体験や食育活動を支援し、地域への定着を図るために必要な経費の一部を補助します。	農水振興課
公共交通の利用方法等の啓発	まだ地域公共交通などが使い慣れていない未就学児や小学生等に鉄道やバスの乗り方などを紹介し、鉄道やバスの利用に慣れてもらうことで、将来的な利用促進につなげます。	都市計画課 (公共交通推進室)
公園の整備	利用の低下している小規模な既存公園等を集約・統合し、子育て世帯から高齢世帯までが利用する魅力的な公園として整備します。また、遊具等が老朽化した公園施設の安全管理及び更新等を進めることで、こどもをはじめとした利用者が快適に利用できる環境を整備します。	公園緑政課
こどもの読書環境の充実	こどもがたくさんの本に触れることができるよう、児童用図書の実数を充実するとともに、児童室に専任の司書を配置します。また、図書館に来ないこどもに向けての取組や、こどもの読書活動に関わる大人を対象とした取組を行います。	図書館
小中学校における芸術・文化体験	こどもが質の高い芸術、文化に触れることができる機会を提供することにより、次世代の文化芸術の担い手を育むとともに、豊かな感性、創造性、コミュニケーション能力などの育成を図ります。	指導課
少年自然の家における自然教室	自然の中で、野外活動などを通して、自然に触れる楽しさを学ぶとともに、児童生徒の心身の健康増進を図ります。	指導課

## 3. こどもの貧困の解消

### 目指す姿

こどもの今と将来が生まれ育った環境によって左右されることがないよう貧困の解消が図られ、貧困の連鎖が断ち切られている。

### 施策の方向

- 家庭の経済状況に関わらず、質の高い教育を受け、それぞれの夢に向かって挑戦できるように、こどもの貧困の解消に取り組んでいきます。
- 関係機関と連携し、困難な状況にあるこども・若者を早期に把握し、支援につなげます。
- こどもへの経済的な支援だけでなく、保護者の就労支援など、必要に応じて家庭への支援を行います。

### ！ 重点施策

#### こども学習支援事業

担当課 保護課

#### 目的

生活保護受給世帯の高校進学率の向上を図ることで、当該世帯の児童生徒が将来自立した生活を送り、生活困窮に陥らないよう貧困の連鎖の防止を図ります。

#### 事業内容

生活保護受給世帯の中学生及び小学6年生に対し学習支援を行い、経済的に困難を抱える世帯のこどもに対し、学びの機会を提供します。  
また、専門員の配置などにより、対象世帯へのきめ細やかな働きかけを行うことで、対象となるこどもの参加率向上に努めます。



#### 今後の方向性

学習支援が必要な児童生徒が参加できるよう、早期の促しと家庭事情を考慮した参加への援助を行うことで参加率の向上を図ります。

## 重点施策

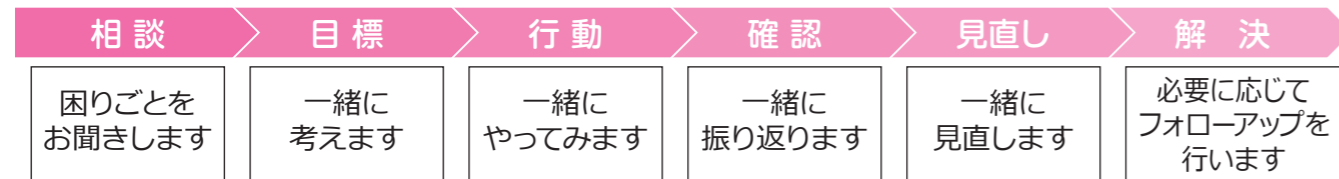
### 生活困窮者対策の推進

担当課 保護課(生活支援室)

**目的** 就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により経済的に困窮し、最低限度の生活を維持できなくなるおそれのある人に対し、関係機関と連携のもと経済困窮に陥った原因等を一緒に振り返ったり、複合的な課題を一緒にひも解いたり、様々な制度を利用し様々な機関と連携しながら、社会的自立や経済的自立に向けて、伴走支援をします。

**事業内容** 生活困窮者に対し、自立に向けた包括的な相談支援として自立相談支援事業を実施するとともに、住居確保給付金の支給や家計改善支援を行います。また、経済的自立のみならず日常生活の自立や社会的自立などの状態にあった支援を行います。

#### 相談支援の流れ



#### 仕事のこと

- ずっと働いていないから、社会に出るのが不安
- なかなか仕事が見つからない
- 解雇されどうしていいかわからない
- 仕事が長続きしない
- 病気やケガで働けない など

- ◆ 求人情報の提供
- ◆ ハローワークへの同行
- ◆ 就労サポート機関へのつなぎ
- ◆ 必要に応じた就労訓練の紹介(就労準備支援事業) など

#### 生活のこと

- 家族のことで悩んでる
- 家族がひきこもっている
- 近所の人と交流を持ちたい
- 子育てや地域のルールがわからない
- 今後の生活に不安がある
- 住宅を失うおそれがある
- 住む家がない など

- ◆ 必要なサービスの紹介や手続き
- ◆ 地域活動等の紹介
- ◆ 『住居確保給付金』や『賃貸住宅入居保証事業』の紹介 など

**今後の方向性** アウトリーチによる支援を実施するとともに、インターネットを利用したオンライン対応など相談へのアクセス向上を図ります。

### どんな相談・支援?



いろいろな悩みについて相談員と一緒に取り組み、解決につなげていきます

#### 自立した生活

#### お金のこと

- 税金、光熱費、家賃などの滞納がある
- 借金の返済で生活が苦しい
- 生活費が足りない
- 家計のやりくり困っている
- こどもの進学資金が足りない など

- ◆ 収支の見直し(家計相談)
- ◆ 食糧や消耗品などの支援
- ◆ NPOなどの食糧支援の紹介
- ◆ 日常生活自立支援事業へのつなぎ(日常的金銭管理や書類預かり)
- ◆ 生活福祉資金や母子貸付へのつなぎ
- ◆ 法テラスへの同行
- ◆ 生活保護制度へのつなぎ など

#### その他のこと

- 心に関する相談
- どんなサービスがあるかわからない
- どこに相談に行ったらいいかわからない
- 言葉がわからず、どうしていいかわからない
- 相談できる人がいない
- 書類の書き方がわからない など

- ◆ 制度やサービスの紹介
- ◆ 専門機関への同行やつなぎ など

## 主な事業

取組・事業	事業概要	担当課
実費徴収に係る補足給付	経済的に困難な状況にある世帯の子ども及び全ての第3子以降の子どもが、特定教育・保育等の給付を受けた場合において、実費で徴収される副食費に対し助成し、これらの子どもの円滑な特定教育・保育の利用を図ります。	保育幼稚園課
就労自立促進事業	生活保護受給者や自立相談事業の支援を受けている生活困窮者等の就労による経済的自立を図るため、四日市公共職業安定所(ハローワーク四日市)等と連携した就労支援を行います。	保護課
生活保護法に基づく、教育扶助・生業扶助等	生活保護法に基づき、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長するため、教育・生業扶助の実施や、中学1年生に対する法外扶助(夏服の支給)を行います。	保護課
労働相談機関の情報提供	毎週ハローワークが発行する求人情報を入手し、市ホームページに掲載するとともに、各地区市民センター、人権プラザ等に紙媒体で提供します。	商業労政課
食品ロス削減のためのマッチングの推進	食品ロスを削減し、ごみの減量化を図るとともに、地域課題や福祉課題の解決を進めるため、事業者や市民から寄付を受けた食品について、子ども食堂、その他食品を必要とする団体とのマッチングを行います。	生活環境課
四日市市奨学金支給事業	経済的理由から就学が困難な高校生、大学生等を対象とし、意欲ある学生が希望する進学先に進めるように奨学金の支給を行います。また、一定の要件を満たした場合は返還免除とすることで、卒業後の定住促進にもつなげます。	教育総務課
就学援助	経済的理由により、就学困難な児童生徒の保護者に対して、学用品費や給食費の一部を援助し、義務教育を円滑に行います。	学校教育課

## 4. 障害児や医療的ケア児等への支援

### 目指す姿

障害のある子どもや発達に特性のある子どもの地域社会への参加・インクルージョンが推進され、障害等の有無に関わらず、安心して暮らすことができる地域づくりが進められている。

### 施策の方向

- 子どもがそれぞれの特性に応じて育つよう、関係機関と連携し、子どもの特性に応じた保育・教育などを提供します。
- 子どもの発達に関する相談窓口や健康診査の充実を図り、早期発見、早期支援につなげます。
- 障害等の有無に関わらず、安全・安心に過ごすことができる環境と、一人ひとりのニーズに応じた支援の充実を図るため、関係者の専門性の向上を図ります。
- 障害児や医療的ケア児等への手当の支給、医療費、教育費の助成など経済的な支援を行います。
- 児童発達支援センターあけぼの学園と関係機関の連携を図り、地域支援体制の充実を図ります。

### 重点施策

#### アンダーエイト 発達障害等早期支援事業(プロジェクトU-8事業)

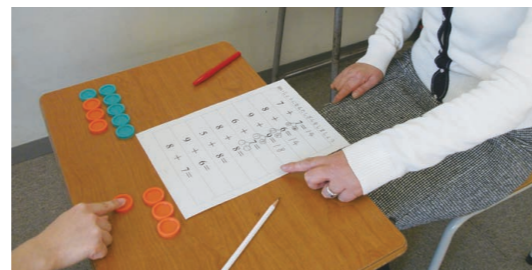
担当課 児童発達支援課

**目的** ことばや対人関係、学習上の基礎的な能力に課題がある子どもに対し、早期に対応し、園や学校と連携を取りながら、自己肯定感を持って小学校へ就学し、学校生活を楽しく過ごせるように支援します。

**事業内容** 4つの教室を開催し、支援を行います。  
・幼児ことばの教室・まなびの教室・ともだちづくり教室・こどもの見方・ほめ方教室



幼児ことばの教室



まなびの教室



ともだちづくり教室



こどもの見方・ほめ方教室

**今後の方向性** 関係機関と連携を図りながら早期に対応し、子どもが自己肯定感を持って園や小学校生活を楽しく過ごせるよう支援します。

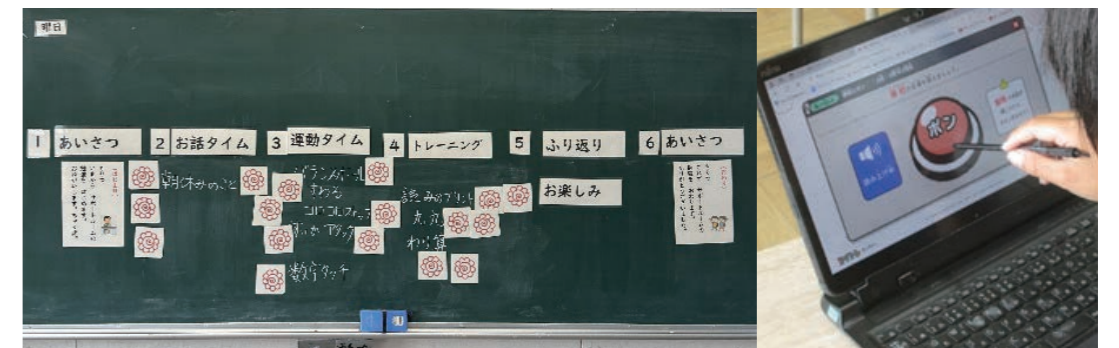
### 重点施策

#### インクルーシブ教育推進事業

担当課 教育支援課

**目的** 障害等があっても、合理的配慮のもとで共に学ぶというインクルーシブ教育の推進に向け、サポートルームの充実、介助員・支援員の適正配置、医療的ケアの推進、特別支援教育コーディネーターの活動充実を図ります。

- 事業内容**
- 〈相談体制の充実〉  
特別支援教育コーディネーターの活動を支援し、相談体制の充実を図ります。
  - 〈多様な学びの場の充実〉  
通常の学級に在籍する発達障害等の子どもが、特性に応じた個別の指導・支援を受けられるよう、通級指導教室や小学校サポートルームの充実を図ります。
  - 〈特別な教育的支援が必要な子どもへの支援の充実〉  
特別な支援が必要な子どもの実態や状況等に応じて、介助員・支援員、医療的ケアサポーターを適切に配置し、支援体制を充実します。また、一人ひとりの教育的ニーズを的確に把握し、自立と社会参加に向けた一貫した指導・支援や合理的配慮の提供を行うため、相談支援ファイルの活用を促進します。
  - 〈特別支援教育にかかる教職員の専門性の向上〉  
管理職を含む全教職員が、特別支援教育に関する専門性を高めるための研修を実施します。また、市内の小中学校等における合理的配慮の事例集「四日市版インクルDB」を研修資料として活用し、合理的配慮への理解を深めます。



小学校サポートルームでの指導

**今後の方向性** 通級指導教室の巡回指導を検討します。  
介助員・支援員、医療的ケアサポーターの拡充や、医療機関との連携を図ります。

## 重点施策

### 障害児通所支援事業

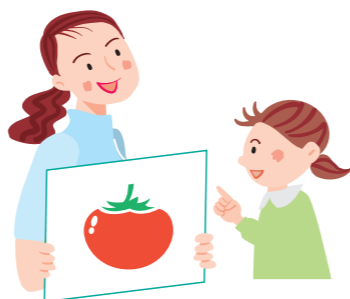
担当課 子育て支援課

**目的** 障害のある子どもが身近な地域で、障害児通所支援サービス(児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援)を受けられるよう事業所への支援などの充実を図ります。また、医療的ケアの必要な子どもについても、対応できる事業所の充実を図ります。

**事業内容** (児童発達支援)  
未就学の発達支援が必要な子どもに対し、日常生活における基本的な動作の指導や知識の習得、集団生活への適応訓練等を行います。

(放課後等デイサービス)  
就学している発達支援が必要な子どもを対象に、授業の終了後、または学校休業日に生活能力の向上のため、必要な訓練、社会との交流の促進を図ります。

(保育所等訪問支援)  
保育所等を訪問して発達支援が必要な子どもや保育所等のスタッフに対し、子どもが集団生活に適応するための専門的な支援を行います。



**今後の方向性** 障害のある子どもにとって適切な支援が行われるよう、関係機関との連携等により、必要なサービスにつなげるほか、地域社会への参加ができるよう体制の構築を図ります。

### 主な事業

取組・事業	事業概要	担当課
学童保育所指導員研修	障害のある児童の対応を行う学童保育所指導員の専門的知識や技術等の習得の機会を確保するため、集合研修のほか指導員の経験に応じたステージ別研修など実践的な内容の研修を実施します。	子ども未来課
学童保育所障害児対応指導員配置への支援	学童保育所が障害のある児童を受け入れるために必要となる専任の職員の配置にかかる費用を支援します。	子ども未来課
育成医療の給付	身体に障害や疾患があり、手術等の医療により、確実な治療効果が期待される児童に対して、指定医療機関での医療に対し給付を行います。	子ども保健福祉課

### 主な事業

取組・事業	事業概要	担当課
特別児童扶養手当	20歳未満で精神または身体に障害を有する児童について、手当を支給することにより、児童の福祉の増進を図ります。(三重県が支給)	子ども保健福祉課
小児慢性特定疾病医療費助成	18歳未満(ただし、18歳の時点で制度の対象になっており、かつ18歳以降も引き続き治療が必要と認められる場合には、20歳未満)の児童等を対象に、小児慢性特定疾病にかかる高額な医療費の負担を軽減するため、医療費の助成を行います。(三重県が支給)	子ども保健福祉課
小児慢性特定疾病児童日常生活用具の支給	小児慢性特定疾病に罹患している子どもの日常生活の便宜を図るため、特殊寝台等の日常生活用具を給付します。	子ども保健福祉課
おもちゃ図書館事業	おもちゃを通して、心身に障害のある子の情緒や生活機能の発達を促進させるとともに、健常児との交流が図られるように支援を行います。	子ども発達支援課
子どもの発達に関する相談・支援	18歳までの子どもの発達に関する相談や5歳児保護者アンケートを実施し、早期からの途切れのない支援につなげます。	子ども発達支援課
障害児相談支援事業	障害児通所支援を利用するときに、障害児相談支援事業所において障害児支援利用計画を作成し、適切なサービス利用の継続的な支援を行います。	子ども発達支援課
就学相談・巡回相談支援事業	発達に課題のある子どもとその保護者や保育士等への就学相談・巡回相談を行います。	子ども発達支援課 教育支援課
あけぼの学園における保育園・学校等との連携の強化	地域における中核的な役割を果たす児童発達支援センターとして、園・学校や障害児通所支援事業所と連携を強化し、地域支援体制の充実を図ります。	あけぼの学園
専門的支援が必要な児童への発達支援	専門的な発達支援が必要な乳幼児の早期支援・療育の場として、心身の基礎的発達を促すための支援を行うとともに、保護者に対して子どもの理解や育児・養育面等について相談・助言を行います。	あけぼの学園
居宅介護、短期入所、日中一時支援事業	障害のある人の自立支援や保護者のレスパイトを図るため、ホームヘルパーの派遣や施設への一時的な入所(ショートステイ)等のサービスを給付します。	障害福祉課
障害児福祉手当の支給	特別障害児の福祉の向上を図るため、精神または身体に重度の障害があり日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の人を対象に手当を支給します。	障害福祉課

## 主な事業

取組・事業	事業概要	担当課
障害者医療費の助成	身体障害者手帳1～3級、4級(通院のみ)、療育手帳、精神保健福祉手帳1級、2級(通院のみ)を持っている人に、病院等で支払った医療費を対象に助成します。	障害福祉課
日常生活用具の給付	重度の身体障害や知的障害のある人の日常生活の便宜を図るため、特殊寝台や電気式たん吸引器等の用具を給付します。	障害福祉課
補装具費の支給	障害児が将来社会人として独立自活するための素地を育成助長するため、障害を補うための義足、車いす等の購入や修理に要する費用を支給します。	障害福祉課
特別支援教育就学奨励費	保護者等の経済的負担を軽減するため、特別支援学級への就学に必要な経費の一部を補助し、特別支援教育の普及奨励を行います。	学校教育課



## 児童発達支援センターあけぼの学園

あけぼの学園は、発達が心配なおおむね1歳～18歳の児童を対象として、次のような事業を行っています。

### 児童発達支援

#### <集団支援>

発達が心配な乳幼児(おおむね1歳～3歳)の早期支援の場として、心身の基礎的発達を促すための支援を行います。  
また、親子通園を基本に、保護者への支援も行っています。

#### <個別支援>

未就学児(おおむね1歳～6歳)で発達が心配な児童を対象に心理判定員・言語聴覚士・理学療法士・作業療法士による個別支援を行います。



### 放課後等デイサービス

就学している児童(小学生～高校生)を対象に、学校の授業終了後等に生活能力向上のために必要な集団・個別での発達支援を行います。

### 居宅訪問型児童発達支援

重度の障害がある児童で、通所支援事業を利用するために外出することが困難な児童を対象として、児童の居宅を訪問して発達支援を行います。



### 保育所等訪問支援

あけぼの学園の訪問支援員が生活する保育園・幼稚園・こども園・小学校などを訪問して、児童が集団生活に適応できるような関わり方(工夫)などについて、児童や先生に助言や支援を行います。

### 障害児相談支援

通所支援を希望する児童の生活環境や心身の状況等を勘案して障害児支援利用計画を作成し、適切なサービスが利用できるよう支援を行います。

### 一般相談

こどもの発達や行動、集団生活への適応について、気になることや心配なことに対する発達相談を行います。

### 巡回相談支援

専門職が保育園などを巡回し、発達に課題がある児童について、どのような指導方法がよいかを担任等にアドバイスします。

住 所：〒512-1203 三重県四日市市下海老町185番地1  
 開館時間：月～土曜日8:30～17:15(祝日・年末年始除く)  
 アクセス：三重交通「四日市消化器病センター」から徒歩1分  
 お問い合わせ：電話059-325-4121 (一般相談窓口059-325-4123)  
 FAX 059-325-4122



HPはこちら

## 5. 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

### 目指す姿

児童虐待やヤングケアラーにかかる相談体制が整っていると同時に、子育てに困難を抱える家庭等への様々な支援が充実しており、社会的養護が推進されている。

### 施策の方向

- こども家庭センターを中心に、保育所、学校、支援の担い手となる民間団体等と十分な連携を取り、児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応に向けて、相談受理、支援実施、周知啓発等に取り組みます。
- ヤングケアラーの周知や実態把握を継続的に行い、関係機関と連携しながら、必要な支援を届けていきます。
- 乳児院・児童養護施設の円滑な運営に向けて、連携や支援を行います。
- 研修等を実施し、職員の専門性の向上を図ります。

### 重点施策

#### 養育支援訪問事業

担当課 こども家庭課 こども保健福祉課

**目的** 子育てに不安を抱える家庭等に対し、あらかじめ策定する支援計画に基づき、相談、指導、助言等の専門的な支援を行うことで、養育環境の改善を図ります。

**事業内容** 保健師や養育支援訪問員(保育士等)による週1回程度の訪問支援を3か月程度実施し、養育に関する専門的な相談、指導、助言等を行います。

**今後の方向性** 事前アセスメントによる支援計画の作成、支援の実施、実施後の評価、支援改善というプロセスを重視しながら、対象世帯へのきめ細やかな寄り添い支援を実施していきます。

### 重点施策

#### 子育て世帯訪問支援事業

担当課 こども家庭課

**目的** 子育てに不安を抱える家庭等に対し、その居宅を訪問支援員が訪問し、家事代行や子育て等の支援を継続的に行うことで、養育環境の改善を図ります。

**事業内容** 家事や育児を行う訪問支援員を派遣して、継続的な支援を実施します。

**今後の方向性** 世帯ごとに異なる子育ての課題などをきめ細やかに把握していくとともに、必要十分な支援量を見極めながら、安定して支援員を派遣できる体制を整えていきます。

#### 支援対象児童等見守り強化事業

担当課 こども家庭課

**目的** 家庭環境の変化等により、困難を抱えるこどもとその家庭の見守り体制の強化を図り、児童虐待の未然防止に努めます。

**事業内容** 家庭環境の変化等により、困難を抱えるこどもとその家庭を定期的に訪問し、食料品の提供等を行いながら、見守りを実施します。

**今後の方向性** 食料品の提供等を通じた見守りが必要な家庭を適切に把握していきます。

### 主な事業

取組・事業	事業概要	担当課
育児フォローアップ事業	育児に関する不安や悩みの傾聴及び助言、育児手技の伝達等を行い、保護者の育児不安を軽減するため、子育ての不安の解消に向けた養育支援訪問を補完する施策として、訪問型に加え来所型も可能な親支援を行います。	こども家庭課
児童虐待をはじめとする家庭児童相談	こども家庭センターとして、児童福祉分野と母子保健分野を連携させつつ、育児や家族、虐待等のこどもの家庭問題に関する相談に対応します。	こども家庭課 こども保健福祉課
子育てに困難を抱える家庭等への支援事業の充実	養育支援訪問事業等、子育てに困難を抱える家庭への支援事業を安定して実施するとともに、必要に応じて改善を行うなど事業のさらなる充実を図ります。	こども家庭課

## 主な事業

取組・事業	事業概要	担当課
「子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議」の開催	児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応のため、「子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議」を開催し、関係機関と情報共有や課題検討を通じて、連携を深め、よりきめ細やかな対応を行います。	こども家庭課 男女共同参画課
ヤングケアラーへの支援	ヤングケアラーの周知啓発・把握に努めるとともに、ヤングケアラーへの寄り添い支援や子育て世帯訪問支援事業等を実施するほか、関係機関との連携を強化します。	こども家庭課 指導課 等
児童虐待防止啓発の実施及び研修会等の開催	児童虐待の未然防止・早期発見・早期対応に向けた啓発活動を実施するとともに、関係機関の対応力向上のための研修会の開催などを行います。	こども家庭課
乳児院・児童養護施設への支援	乳児院・児童養護施設工スペランス四日市における専門的な職員の配置等への助成や、運営協議会を通してこどもの処遇向上の促進や円滑な運営の確保に向けた支援を行います。	こども家庭課
関係機関と連携した福祉的支援	ヤングケアラーや虐待など、児童生徒にとって不利な状況を早期に発見し、早期に対応ができるよう、学校における指導・支援体制の構築や地域・関係機関との連携を図ります。	指導課
学びのセーフティネットの構築	「子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議」において、児童虐待の状況報告及び対応について各関係機関の情報交換を行い、ネットワーク機能を生かした的確な対応を行います。要保護児童等の状況について、学校からの月別問題行動報告を用いて共有します。	指導課

## 6. 自殺対策や犯罪から子ども・若者を守る取組

### 目指す姿

こどもが命の大切さを理解し、有害な環境や情報、犯罪から守られ、安全に安心して過ごすことができる環境が整っている。

### 施策の方向

- 有害情報や犯罪から子どもを守るため、インターネットの適正利用について周知啓発や講座等を実施します。
- 自殺防止のため、命を大切にする教育を実施します。
- 非行防止のための補導活動や、防犯活動や登下校時の見守りなど地域ぐるみで子どもを見守る活動を推進します。
- 事故、災害等から自らと他者の安全を守ることができるよう、防災や交通安全等の講習を実施します。

### 重点施策

#### eネット安心出前講座の充実

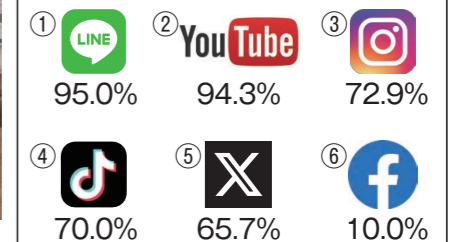
担当課 こども未来課(青少年育成室)

- 目的** 低年齢からのインターネットの適正な利用の普及促進を図るため、こどもやその保護者、青少年育成団体等を対象に、出前講座や啓発を実施します。
- 事業内容** インターネット・SNS等について正しく理解し、安全で安心な利用の仕方や家庭でのルールづくりを推進するため、幼稚園・保育園・こども園・小中学校やPTA、地域等と連携して、こどもとその保護者、地域住民等を対象とした講座を開催します。



出前講座の様子

#### 10代はどのSNSを使っている？



#### 今後の方向性

小中学校に対しては、児童生徒向けの講座開催に加え、保護者を対象とした講座の開催も積極的に呼びかけ、保護者への啓発を推進していきます。また、インターネット利用の低年齢化に伴い、就学前の保護者を対象とした講座の開催を幼稚園・保育園・こども園に働きかけます。

## 重点施策

### 地域一体の補導活動事業

担当課 こども未来課(青少年育成室)

**目的** 青少年の健全育成を図るため、中央補導員や地区補導員による地域での補導活動を行います。

**事業内容** 青少年の非行や問題行動の未然防止のため、補導活動を行います。  
 中央補導：教職員、関係団体や地域住民の代表等で組織された中央補導員により、街頭補導活動を行います。  
 地区補導：青少年健全育成団体が中心となって、各地区で補導活動を行います。



補導活動の様子

#### 今後の方向性

教職員、関係団体、地域住民、行政が連携した中央補導活動や各地区における住民主体の補導活動を今後も継続的に実施し、青少年に積極的に関わって青少年の非行や問題行動の未然防止に努めます。

## 主な事業

取組・事業	事業概要	担当課
「こども110番みまもりたい」活動	企業等の協力により、「こども110番みまもりたい」専用ステッカーを貼った車両が市内各地を走行することで、こどもに対する犯罪の抑止と市民啓発を図ります。	こども未来課(青少年育成室)
青少年ネット被害・非行防止研修会の開催	こどもを有害情報から守り、インターネットの適正利用の啓発・普及を図るため、保護者・教職員・青少年育成団体等を対象に、四日市市PTA連絡協議会と連携して研修会や講演会を実施します。	こども未来課(青少年育成室)
登下校時等のこどもの見守り活動	地域の登下校安全指導員と地域、学校、行政が連携して、「こどもをまもるいえ」設置の推進・普及を図り、こどもの登下校時の安全・安心を推進します。	こども未来課(青少年育成室)
万引き・非行防止教室	こどもを対象として、規範意識の向上を目指した出前講座を実施します。	こども未来課(青少年育成室)

## 主な事業

取組・事業	事業概要	担当課
有害情報等からこどもを守る啓発活動	インターネットの適正利用の啓発・普及を図るため、啓発シートを作成し、市内全小中学校の児童生徒や市内全園の5歳児保護者に配付します。	こども未来課(青少年育成室)
子育て世帯への防災啓発	子育て世帯への防災啓発を図るため、講師養成講座を実施し、子育て世帯が利用する施設等で防災体験講座を実施します。	危機管理課
避難確保計画の作成や訓練の実施	施設利用時における災害からこどもを守るため、水防法や土砂災害防止法に基づく「避難確保計画」の作成及び計画に基づく訓練の実施を促すとともに、提出された計画内容の点検を行います。	危機管理課 施設管理担当課
防犯力の高い地域社会づくり	地域の連帯感を高めることによって、犯罪の発生を未然に防ぐため、地域住民による防犯活動に対する支援を行うほか、関係機関や事業者等との連携強化を図ります。	市民協働安全課
社会を明るくする運動	犯罪や非行をした人たちの更正に対する理解を深めるため、保護司会や四日市更生保護女性の会とともに、再犯防止月間である7月を中心に「社会を明るくする運動」を展開します。	福祉総務課
YESnet(四日市早期支援ネットワーク)の構築	市内小中学校の児童生徒における、精神疾患の早期発見・早期治療が可能な体制を構築することを目指し、教育、医療、保健、福祉が密に連携し、思春期のこころの健康の増進と病気の予防、早期支援とより良い回復を目的に、多機関で包括的に支援します。	保健予防課 教育支援課
通学路交通安全対策	交通量の多い道路や小中学校の通学路において、歩行者が安全に通行できるようにするため、路肩整備やカラー舗装等で歩行空間の整備を実施します。	道路維持課
防火・防災教室	災害に強いまちづくりの一環として、小中学生を対象に防火・防災教室を実施し、防火・防災意識の高揚を図り、各種災害に強い人・まちづくりを推進します。	消防救急課
自殺予防教育	各学校で命を大切にする教育を推進するとともに、専門家を招いて教職員向けに自殺予防に関する研修会を実施します。	指導課
防災・安全教育の推進	日常生活における安全確保について実践的に理解するため、防災教室等を実施したり、家庭や地域、関係機関等と密接に連携したりしながら防災・安全教育を確実に実施します。	指導課
有害情報からこどもを守る環境整備	児童生徒が安心して1人1台端末を使えるようにフィルタリングソフトウェアを導入します。	教育支援課

## 2 子育て当事者

### 1. 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

#### 目指す姿

経済的な負担を理由に、こどもを持つことを諦めることがなくなり、こどもの育ちを支えられる社会となっている。

#### 施策の方向

- 子育て家庭を支援するため、幼児教育・保育の無償化を継続して実施します。
- 疾病の早期発見と早期療養を促すため、こどもにかかる医療費の助成を行います。
- 次代を担う全てのこどもの育ちを支える基礎的な経済支援として、児童手当を支給し、負担の軽減を図ります。

#### 主な事業

取組・事業	事業概要	担当課
子ども医療費の助成	疾病の早期発見と早期療養を促すため、18歳年度末までのこどもの保険診療にかかる自己負担分を助成します。	こども保健福祉課
児童手当の支給	子育てに係る経済的負担を軽減するため、18歳年度末までの児童を対象に児童を養育している人に対して、児童手当を支給します。	こども保健福祉課
療育医療の給付	入院の必要な未熟児に適切な医療給付を行うことにより、乳児の健康の保持増進を図るため、指定医療機関での医療に対し給付を行います。	こども保健福祉課
第3子以降保育料の無償化	0～2歳児を対象として、第3子以降の保育料を無償化することで、子育て家庭を支援します。	保育幼稚園課
認可外保育施設保育料の助成	認可外保育施設を利用した待機児童の保護者に対し、保育料を一部助成することで、経済的負担の軽減を図ります。	保育幼稚園課
幼児教育・保育の無償化	保育園、こども園、幼稚園、幼稚園の預かり保育、認可外保育施設等において、3～5歳児及び市民税非課税世帯における0～2歳児の保育料を無償化することで、子育て世帯を支援します。	保育幼稚園課

## 2. 地域子育て支援、家庭教育支援

#### 目指す姿

子育て家庭が、必要に応じて地域や関係機関、民間団体等とつながりをもつことができ、安心して子育てができる多様な子育て支援サービスが充実している。

#### 施策の方向

- 子育て家庭が孤立感や過度な使命感を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるように、こどもの健やかな育ちと子育て家庭を支援します。
- 親子の交流促進や子育て相談・学びが気軽にできるように、子育て支援センターの充実を図るとともに、利用者の支援を行います。
- こどもの育ちや子育てに関する情報を様々なツールを活用し、効果的に発信します。

#### 重点施策

##### 子育て支援センター事業

担当課 こども未来課

##### 目的

乳幼児とその保護者を対象に、親子同士の交流や、子育てについての相談、情報提供等を行い、育児負担の軽減と育児不安の解消を図ります。

##### 事業内容

子育て家庭を支援するため、施設の自由開放のほか、子育て中の親子の交流促進、子育て相談、子育てに関連する情報の提供、講習会を行います。その一環として、絵本の読み聞かせや季節の行事等、親子で楽しめるイベントを開催します。



##### 今後の方向性

親子が集い、交流や育児相談、情報交換できる身近な場所を提供するため、引き続き事業の充実をめるとともに、施設環境の整備を図ります。また、子育て支援センターがない地区への新設を目指し、こども園への移行などの機会に関係機関と調整を図ります。

## 重点施策

### 第2子以降子育てレスパイトケア事業

担当課 子育て未来課

**目的** 核家族化の進行や地域コミュニティの希薄化により、保護者の育児に対する孤立感や負担感が大きくなっていることから、第2子以降の子どもを出産した女性に対して、出産後の支援を行うことにより、心理的・肉体的な負担の軽減(リフレッシュ)を図ります。

**事業内容** 第2子以降のこどもの出産後12か月に限り、生まれたこどもの兄・姉を保育園・こども園や病児保育室に一時的に預けたときの保育料や家事支援サービス利用料が2回まで無料になる「よっかいちニコニコ子育て応援券」を発行します。



第2子以降子育てレスパイトケア事業 **よっかいちニコニコ子育て応援券** ① 四日市市

この券は、台紙に記載されている期間内に限り使えます。この券は、台紙に記載されている子の兄・姉の一時保育、病児保育または家事支援に使えます。※利用するときは、あらかじめ券の裏面に記入してください。

氏名	
住所	
施設名・事業所	
利用日・保育時間	年 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分
あつめるお子様	氏名 ( ) 年 月 日生 ( 歳 ) 生まれた子 (第2子以降) どの親御 ( )
※事業所・事業所記入欄	利用料 円 ( 1日・半日・時間 ) 確認者 (署名または印)

**今後の方向性** 子育て当事者のニーズを把握するために、利用者に対してアンケートを実施し、サービスや申請・利用方法など、制度の利便性を向上させるために検討を行います。

### 子育て短期支援事業(ショートステイ事業)

担当課 子育て家庭課

**目的** 児童を一時的に施設等で養育・保護することにより、児童及びその家族の福祉向上を図ります。

**事業内容** 出張や病気により家庭で一時的に養育が困難となった場合や、緊急一時的に保護を必要とする場合などに、児童養護施設及び乳児院において児童を一時的に養育または保護を行います。

**今後の方向性** 児童養護施設及び乳児院の受入可能人数には制限があるため、さらなる提供体制の確保方策について調査研究を進めます。

## 主な事業

取組・事業	事業概要	担当課
子育てサークルなどの活動支援	子育て支援センターやこども子育て交流プラザにおいて、子育てサークルやボランティアグループの情報を提供します。また、子育て支援センター(橋北及び塩浜)やこども子育て交流プラザにおいて貸室を行うことで子育てサークルの活動を支援します。	子育て未来課
ファミリー・サポート・センター事業	育児の援助を受けたい人(依頼会員)と、育児の援助を行いたい人(援助会員)を会員として組織化し、相互援助活動を行うことにより、子育て支援の輪をつくり、保護者が仕事と育児を両立させて、安心して働くことができる環境づくりを行います。	子育て未来課
利用者支援事業	子育て未来課窓口や子育て支援センター(橋北及び塩浜)、こども子育て交流プラザに子育てコンシェルジュを配置し、それぞれの家庭に合った子育て支援情報の提供や相談、助言等を行います。また、こども家庭センターにおいて、統括支援員が中心となり、児童福祉の相談等を担当する子ども家庭支援員と、母子保健の相談等を担当する保健師等が、連携・協力しながら、妊産婦や子育て世帯、子どもに対して一体的な相談支援を実施します。	子育て未来課 こども保健福祉課 こども家庭課
地域子育て相談機関の設置	子育て支援センター等において、全ての子育て世帯や子どもが身近に相談することができる相談機関を設置します。	子育て未来課
「家庭の日」啓発	青少年の健全育成の基盤である家庭を見つめ直すため、イベントや広報よっかいち等を通じて多くの市民に家族の絆・家族のふれあいを伝える啓発を行い、「家庭の日(毎月第3日曜日)」の定着を図ります。	子育て未来課 (青少年育成室)
家庭教育講座	家庭の教育力向上を目指し、講演会や研修会等による自主学習を保育園・幼稚園・こども園、小中学校のPTAや保護者会に委託して実施します。	子育て未来課 (青少年育成室)
窓口デジタル化による負担軽減	デジタル技術の活用により、少ない手続きで簡単に申請などが行えるように窓口業務のデジタル化を進めます。	子育て未来課 こども保健福祉課
よかプリコを活用した情報発信	予防接種の管理やこどもの成長を記録できる子育て支援アプリ「よかプリコ」を活用し、市内の子育て情報を積極的に発信します。	子育て未来課 こども保健福祉課
地域に出向いて実施する保健師・栄養士相談	育児不安の軽減とともに、子育て支援について地域との連携を図るため、地域で行われる子育て支援事業や子育てサロン等に保健師や栄養士等が出向き、育児等の相談を行います。	こども保健福祉課
一時保育事業	保育園やこども園において、保護者の育児疲れや急病等により、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった場合に利用できる一時保育を実施します。	保育幼稚園課

## 主な事業

取組・事業	事業概要	担当課
こども誰でも通園制度	令和8年度から本格実施となる、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付の「こども誰でも通園制度」について、本市における地域の実情を踏まえた事業を実施します。	保育幼稚園課
私立幼稚園等の一時預かり	私立幼稚園やこども園において、通常の教育時間の終了後や夏休みなどの長期休業期間に、在園児の預かり保育を実施します。	保育幼稚園課
保育園などにおける地域の子育て支援	園の開放や、親子やこども同士の交流、地域交流、育児の相談などを通して、保育園・こども園・幼稚園に入園していない地域のこどもの健やかな成長と保護者の育児を支援します。	保育幼稚園課
各種ツールを生かした情報の発信	市ホームページや広報よっかいち、子育て支援アプリなど、各種ツールを生かした効果的な情報発信に取り組みます。	こども未来部各課
民生委員・児童委員による相談	地域の中での身近な相談窓口として、民生委員・児童委員が生活の中での困りごとや悩みごとに関する相談・助言を行います。	福祉総務課

## 3. 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大

### 目指す姿

子育て家庭が子育てしながら働きやすい職場環境が整備され、夫婦が相互に協力しながら子育てができ、地域社会全体で支援ができています。

### 施策の方向

- 仕事と子育てが両立でき、働きやすい職場環境づくりを進める企業に対して支援を行います。
- 家庭内の育児負担が母親に集中しないよう、父親の子育て参画意識を高める取組を推進します。
- 企業に対して従業員のワーク・ライフ・バランスの推進など、働きやすい環境づくりの啓発を実施します。
- 安全・安心な妊娠・出産のために、就労中の妊産婦の健康管理の周知啓発を実施します。

### 重点施策

#### 仕事と子育ての両立ができる職場環境支援事業

担当課 商業労政課

#### 目的

仕事と子育ての両立を推進するため、働きやすい職場環境づくりを進める企業に対して支援を行います。

#### 事業内容

〈働きやすい職場づくり支援事業〉

「ソフト整備支援事業」

仕事と子育ての両立を推進するため、各種休業制度の充実のほか、在宅勤務や育児短時間勤務などフレキシブルな就業ができるよう、就業規則の見直しを行う企業を支援します。

「ハード整備支援事業」

男女がともに仕事と子育てが両立しやすい職場環境を目指し、職場内の遊び場スペースの整備を支援します。また、女性が就労しやすい職場環境を目指し、女性用トイレ・更衣室を設置するなど、事業所の整備を支援します。

〈ワークスタイル・イノベーション推進事業〉

企業内研修に講師を派遣し、仕事と子育ての両立や長時間労働の是正など、企業における従業員のワーク・ライフ・バランスを進め、風通しがよく働きやすい環境づくりを支援します。

〈男女がいきいきと働き続けられる企業表彰〉

男女がいきいきと働き続けることができる環境づくりを推進している企業の表彰を行います。



#### 今後の方向性

働きやすい職場環境づくりのための施設や制度の整備を進める企業に対して支援を行うとともに、働く人が互いに家庭と仕事の両立に配慮できる、働きやすい職場づくりを推進する企業を支援します。

## 重点施策

父親の子育て参画推進事業 担当課 こども未来課 こども保健福祉課 男女共同参画課

**目的** 父親の子育てへの参画機会の提供と知識の普及を行い、父親自身が自分の働き方や生き方について捉え直し、自ら行動を起こすことができる社会の実現を目指します。

**事業内容** 〈父親の子育てマイスター養成講座〉  
父親が育児を楽しむ気持ちや育児への参画意識が高まるよう、講座の修了生で構成された市民活動団体「パパスマイル四日市」と協働で企画・運営を行い、講座を開催します。



〈「よかパパひろば」の開催〉  
月1回程度、市内の子育て支援施設において、絵本の読み聞かせや、体遊び等の活動、有志の講座修了生が父親の子育て相談員（よかパパ相談員）として子育て相談を行う「よかパパひろば」を実施し、講座で学んだことや体験を伝えます。

〈「よかパパフェスティバル」の開催〉  
父親の子育て参画推進事業のシンボリックなイベントとして「よかパパフェスティバル」を市民活動団体と協働して実施します。

〈父親向け子育て情報誌の発行〉  
父親の育児を楽しみ、「笑っている父親」を増やすことを目的とした父親向けの子育て情報誌を市民活動団体と協働して発行します。



父親の子育てマイスター養成講座



よかパパひろば

**今後の方向性** 広報よっかいちをはじめとした市の広報媒体を活用したり、作成したチラシ等を子育て関連施設や大型の商業施設に配布したりするなど、講座について積極的に周知を行っていきます。

## 主な事業

取組・事業	事業概要	担当課
就業中の妊産婦の健康管理の啓発	安全な妊娠・出産のための健康管理を啓発するため、母子健康手帳交付時に、就業中の妊産婦に対し、母性健康管理指導事項連絡カードの周知を行います。	こども保健福祉課
男女共同参画の学習機会提供	男女共同参画社会の実現に向けて、市民団体と協働して講座を開催し、こどもや保護者に対して男女共同参画の啓発を図ります。	男女共同参画課

## 4. ひとり親家庭への支援

### 目指す姿

こどもの最善の利益を考慮しながら、ひとり親家庭の自立が図られ、親子が十分に交流でき、心穏やかに過ごせる環境が整っている。

### 施策の方向

- ひとり親家庭に寄り添った相談支援の充実を図るとともに、必要に応じて生活・子育て・就労の支援につなげます。
- 就労につながる資格の取得など、ひとり親家庭の経済的な自立に向けた支援を行います。
- 児童扶養手当の支給や医療費助成など、ひとり親家庭の経済面の負担を軽減します。

### 主な事業

取組・事業	事業概要	担当課
学童保育所保育料の軽減(利用支援補助事業)	学童保育所を利用する就学援助家庭、ひとり親家庭等に対し、保育料の負担軽減を図ります。	こども未来課
ファミリー・サポート・センター利用料の軽減	多子世帯、多胎児世帯、ひとり親世帯、生活保護受給世帯及び市民税非課税世帯を対象に利用料の半額を補助し、就労支援及び育児負担の軽減を図ります。	こども未来課
児童扶養手当の支給	ひとり親家庭等を対象に、生活の安定を図るため、児童扶養手当の支給を行います。	こども保健福祉課
一人親家庭等医療費の助成	ひとり親家庭等の保護者の保険診療にかかる自己負担分を助成します。	こども保健福祉課
自立を支援する就業支援給付	ひとり親家庭の経済的自立に向けて、就労につながる資格や技術の取得のための給付金の支給を行います。	こども家庭課
ひとり親家庭の生活相談等	ひとり親家庭の父母の悩みを聞いたり、就労支援につなげたりするなど、自立に向けた相談を行います。	こども家庭課
母子・父子福祉センターにおけるひとり親家庭・寡婦への支援	ひとり親家庭等の生活の安定と自立を図るため、母子・父子福祉センターにおいて技能習得講座や交流事業等を実施します。	こども家庭課
養育費確保のための支援	養育費等の問題を抱えている女性のために、離婚や養育費、面会交流など、法律に関する全般的な相談を女性弁護士が行います。また、養育費の取決めに係る公正証書の作成等費用について補助します。	男女共同参画課 こども家庭課
シングルマザー等のための家計相談	シングルマザーまたは離婚を考えている子育て中の女性を対象に、家計や教育費などお金に関する様々な悩みについて、女性ファイナンシャルプランナーが相談対応や情報提供等の支援を行います。	男女共同参画課
ひとり親世帯等の住宅確保に関する支援	市営住宅の入居に関して、ひとり親世帯、未就学児のいる世帯、多子世帯、DV被害者世帯等について優先入居・優先抽選の取組を行います。	市営住宅課

### 3 誕生前から就学前まで

#### 1. 切れ目のない保健・医療の確保

##### 目指す姿

将来の子育てに対する不安を和らげ、安心して子どもを産み、育てられる環境が整っている。

##### 施策の方向

- 安心して妊娠期を過ごせるよう、医療機関と連携し、健康診査を実施し、出産に向けた支援を行います。
- 不妊や不育症への支援を行います。
- 妊産婦や子育て家庭に寄り添い、相談に応じて、必要な支援につなぐ伴走型の支援を行います。
- 出産・子育てに悩みや不安のある妊産婦に対し、産前・産後の相談支援を行うとともに、産後ケアを実施します。
- 安心して子育てができ、子どもが健やかに成長できるよう、育児に関する教室や講座、家庭訪問、相談支援、健康診査を実施します。
- 出産や子育てにかかる経済的負担の軽減を図ります。

##### 重点施策

###### 妊婦一般健康診査事業

担当課 子育て課

**目的** 妊婦や胎児の健康状態を定期的に確認し、妊娠・出産・育児に関する相談をすることで、安心して妊娠期を過ごせるように支援します。

**事業内容** 医療機関に委託して健康診査を実施します。また、妊娠期から医療機関と連携することにより、早期に育児や医療等の個別の支援が必要な家庭を把握し、出産に向けた相談支援を行います。また、リスクの高い多胎妊娠の妊婦に対し、通常14回分の妊婦健康診査に加えて、健康診査費用の追加助成を実施します。

**今後の方向性** 伴走型相談支援を実施する中で、妊婦一般健康診査の適正受診を促すとともに、必要に応じて、妊娠中から支援につなげていきます。

##### 重点施策

###### 不妊治療医療費助成事業

担当課 子育て課

**目的** 不妊治療を行っている夫婦に対し、不妊治療に係る経費の一部を助成することにより、経済的な負担の軽減を図ります。

事業内容	治療内容	助成上限額	助成回数(1子につき)
	一般不妊治療	5万円	6回
	特定不妊治療		
	男性不妊治療		
	保険適用終了後の特定不妊治療	30万円	保険適用と合わせて8回

**今後の方向性** 不妊治療を行う夫婦の経済的負担の軽減を図るため、助成を着実に実施します。

###### 妊婦等包括相談支援事業(伴走型相談支援)

担当課 子育て課

**目的** 妊産婦及びその配偶者に対して、面談等を行い、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を実施します。

**事業内容** 妊娠期から出産、子育て期まで、保健師や助産師等が面談により出産や育児の相談を行い、産前・産後に利用できる子育て支援サービスや、育児の相談ができる場所などの情報提供を行うとともに、個々の状況に応じて必要な支援につなげます。



**今後の方向性** 妊娠時から全ての妊産婦に寄り添い、出産や育児の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信を行うことで、安心して出産・子育てができる環境を整えられるように支援します。

この計画の策定にあたって

子ども、若者、子育て

子ども計画の基本的な考え方

本市の取組・全世代

子育て

誕生前から就学前まで

学童期・思春期

青年期

計画の推進にあたって

第3期四日市子ども子育て支援事業計画

参考資料

## 重点施策

### 多胎児育児支援事業

担当課 子育て支援課

**目的** 多胎児育児に伴う経済的負担及び育児負担や不安の軽減を図ります。

**事業内容** 多胎妊娠の妊婦に対し、通常の妊婦一般健康診査に加えて検査等のために要した健康診査費用を助成する「多胎妊婦健康診査費用補助事業」を実施します。多胎児家庭を助産師が訪問し、心身のケアや授乳指導、育児のサポート等を行う「多胎児産後ケア事業」を実施します。また、多胎児の保護者同士の交流を図る「さくらんぼひろば」を開催します。多胎妊婦または多胎児家庭が家事等の援助を受けるためにヘルパーを利用した場合の費用の一部を助成する「多胎児家庭家事支援サービス費用補助事業」を実施します。



#### 今後の方向性

多胎妊娠による母体への負担は単胎に比べると大きく、また、育児期には、特に睡眠不足や身体的な疲労が蓄積してストレスや育児負担が増大しやすいことから、引き続き、様々な不安を抱える多胎児家庭の育児負担軽減を図ります。

### 主な事業

取組・事業	事業概要	担当課
不育症治療費の助成	妊娠しても流産や死産等を繰り返す不育症の治療を行っている夫婦に対し、経済的負担を軽減するため、治療費の一部を助成します。	子育て支援課
母子健康手帳の交付	妊娠初期から母子健康手帳及び妊婦一般健康診査の受診票を交付します。また、妊婦等包括相談支援事業と併せて、妊娠届出時のアンケート情報などに基づく面談を実施し、出産や育児に不安がある妊産婦に対して個々の状況に応じた相談、支援を行います。	子育て支援課
低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業	生活保護世帯、市民税非課税世帯またはこれと同等の所得水準にある世帯に属し、市販の妊娠検査薬で陽性を確認した人が、妊娠判定のために初めて産科医療機関を受診した際にかかる費用の一部を助成します。	子育て支援課

### 主な事業

取組・事業	事業概要	担当課
妊婦のための支援給付	妊娠期から切れ目のない支援を行うため、妊婦等包括相談支援事業等と組み合わせて実施します。妊婦からの申請に基づき妊婦給付認定後に5万円を支給します。また、妊娠しているこどもの人数などの届出に基づき、妊娠しているこどもの人数×5万円を支給します。	子育て支援課
産前・産後サポート事業	伴走型相談支援により、悩みや不安のある妊産婦を把握し、保健師等が妊娠中から産後まで、継続して電話相談や家庭訪問等による相談支援を行いながら、個々の状況に応じた支援につなげます。	子育て支援課
育児学級「パパママ教室」	妊婦とその家族を対象に「パパママ教室」を開催し、妊娠・育児に関して模擬体験を交えた具体的な指導を行います。父親の参加を促進するため、日曜日にも開催します。また、希望者で、妊娠週数が教室対象週数(28週未満)以降の妊婦に対しては、助産師が自宅に出向いて訪問パパママ教室を実施します。	子育て支援課
妊婦歯科健康診査	妊婦の歯科保健への関心を高め、また、胎児及び乳幼児の歯科に関する健康状態の向上を図るため、妊娠期間中に歯科医療機関で歯科健康診査を行います。	子育て支援課
新生児聴覚検査	先天性の耳の聞こえの障害を早期に発見し、早期対応を図るため、出産後、産科医療機関で実施する新生児聴覚検査の受診費用の一部を助成します。また、低所得世帯に対しては検査費用全額を助成します。	子育て支援課
産後ケア事業	心身ともに不安定になりやすい産後1年未満の時期に、育児支援を必要とする母子に対して、助産師等による家庭訪問や医療機関等の施設において乳房管理や沐浴を含む心身のケア及び育児サポート(訪問型、デイケア型、宿泊型)を実施します。	子育て支援課
産婦健康診査事業	産後うつ等を予防するため、産後2週間頃と1か月頃の時期に、医療機関に委託して健康診査を行い、母体の回復状況や授乳状況、精神状態を把握し、早期に必要な支援につなげます。	子育て支援課
こんにちは赤ちゃん訪問	おおむね生後4か月に達するまでの乳児がいる全ての家庭を保健師、助産師、赤ちゃん訪問員等が訪問し、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭へは適切なサービスにつなげます。	子育て支援課
はじめまして絵本事業	乳児期から親子で楽しむことができる絵本を配付するとともに、地域の子育て支援センターや図書館で実施している読み聞かせの場などへの参加につなげます。	子育て支援課

## 主な事業

取組・事業	事業概要	担当課
予防接種の促進	予防接種法で定められた予防接種を行います。 また、任意予防接種であるおたふくかぜワクチンについて、1歳から年長児までに接種する費用の一部を2回まで助成します。	こども保健福祉課
親子支援事業「パンダひろば」	生後6か月未満の乳児と保護者を対象に、育児に関する不安や悩みを共有し、仲間づくりのきっかけをつくるための「パンダひろば」を開催します。	こども保健福祉課
乳児一般健康診査(4か月児・10か月児等)	4か月児、10か月児を対象とする健康診査を医療機関に委託して実施し、成長や育児の確認をするとともに、課題を早期に発見し、適切な支援につなげます。また、生後1か月の乳児が受診する1か月児健康診査の受診費用の一部を助成します。	こども保健福祉課
乳幼児食教室の開催	乳幼児期の食生活を通じて、こどもの健やかな成長を支援するため、保護者を対象に、離乳食の進め方と調理方法についての講話を、対象児の月齢に応じて行います。	こども保健福祉課
1歳6か月児健康診査	1歳6か月児を対象に健康診査を実施することにより、心身の問題を早期に発見し、適切な支援につなげるとともに、生活や育児に関する指導を行い、健康の保持及び増進を図ります。	こども保健福祉課
3歳児健康診査	3歳児を対象に健康診査を実施し、心身の問題を早期に発見するとともに、生活習慣の自立や育児に関する指導を行い、健康の保持及び増進を図ります。また、全ての受診児に屈折検査機器を用いた視力検査を実施します。	こども保健福祉課
心理発達相談	各種健康診査・相談を通じて、発達の課題が疑われる幼児と育児不安を持つ保護者に対して、心理発達相談員が発達検査や育児相談及び指導を行い、必要に応じてこども発達支援課や専門機関を紹介します。	こども保健福祉課
親子教室「ラッコ」、「イルカ」	各種健康診査・相談を通じて、発達の課題が疑われる幼児と育児不安を持つ保護者を対象に集団指導を行います。	こども保健福祉課
1歳(2歳)のバースデー歯科教室	生後10か月から1歳4か月未満及び、2歳から2歳4か月未満の乳幼児と保護者を対象に、虫歯予防の啓発と指導を行います。2歳児は希望者にフッ化物塗布を実施します。	こども保健福祉課
幼児歯科健康診査	乳歯・永久歯の健全な育成・保持を図るため、幼児と保護者を対象に、歯科医療機関でむし歯予防の啓発と指導、幼児の健康診査を行います。	こども保健福祉課
妊産婦・乳幼児訪問指導	保健師や助産師が家庭訪問により相談に応じ、必要な指導助言を行うとともに、関係機関と連携して適切な支援を提供します。	こども保健福祉課
妊産婦・乳幼児相談(育児・栄養・発育相談)	妊娠期から出産、育児期に至るまでの様々な疑問や不安などについて、電話での相談やすくすくルーム等で来所相談を実施し、育児不安の早期解消に努めます。	こども保健福祉課

## 主な事業

取組・事業	事業概要	担当課
育児相談(歯科相談)	妊産婦・乳幼児の口腔内の健康保持を図るため、歯科保健及び生活習慣等に関する相談・指導を行います。	こども保健福祉課
子育て支援事業での育児相談	子育て支援センター及び保育園や幼稚園、こども園のあそぼう会、あそび会等に保健師や栄養士が出向き、育児の相談を行います。	こども保健福祉課
こども家庭センターでの母子保健に係る支援体制の強化	こども家庭センターにおいて、妊娠・出産から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援体制の強化・充実を図ります。	こども保健福祉課
助産施設利用者への支援	経済的な理由により、入院助産を受けることができない妊婦にかかる費用を支給し、入院助産を受けることができるよう支援します。	こども家庭課
産前・産後期間の保険料免除(国民健康保険)	国民健康保険の被保険者が出産した場合、届出により国民健康保険料(所得割と均等割)が一定期間免除されます。	保険年金課
産前・産後期間の保険料免除(国民年金)	国民年金第1号被保険者が出産した場合、届出により産前産後の国民年金保険料が一定期間免除され、免除された期間は保険料を収めたものとして老齢基礎年金の受給額に反映されます。	保険年金課
出産育児一時金の支給(国民健康保険)	国民健康保険の被保険者が出産した場合、出産育児一時金を支給します。	保険年金課
未就学児に係る国民健康保険料の減額措置	国民健康保険被保険者の未就学児について、保険料の均等割額を5割軽減します。	保険年金課
風しん抗体検査・予防接種補助	妊娠を予定または希望している女性やその同居者、あるいは、妊婦の同居者のうち、希望者に風しんの抗体検査を実施します。抗体価の低い人には、風しんワクチン等接種公費助成を実施します。	健康づくり課
かかりつけ医の推進・健康相談等の周知	病気やけがの際に受診したり、日常の健康相談を受け持つかかりつけ医を持つことを勧めるとともに、急病や受診の判断に迷う場合などの医療機関案内や相談機関の周知に努めます。	保健企画課 保健予防課 こども保健福祉課
幼児のためのアレルギー健康相談	アレルギー疾患のハイリスク児に対し疾病の発症予防を図るため、集団指導や専門家による個別指導を実施します。	環境政策課

## 2. 成長の保障と遊びの充実

### 目指す姿

幼児期の必要な教育・保育、子育て支援サービス等の環境が整っており、こどもや子育て家庭の置かれている状況に配慮したこどもの育ちがひとしく保障されている。

### 施策の方向

- 保育士等の人材確保をはじめ、あらゆる待機児童対策を講じ、受け入れ枠の確保(待機児童ゼロ)を目指します。
- 質の高い就学前教育・保育を提供するため、幼児教育センターを中心に、保育士や保育教諭、幼稚園教諭の資質向上や人材育成を進めます。
- 保護者の就労形態の多様化や子育てをめぐる環境の変化に対応するため、病児保育や延長保育、休日保育など多様な保育サービスを提供します。
- 幼稚園・保育園・こども園の施設の再編や適切な維持管理を行います。
- 園での遊びを小学校以降の生活や学びにつなげ、円滑な接続を進めます。
- 支援が必要なこどもの発達特性に応じた特別支援教育・保育を実施します。

### 重点施策

#### 保育士等人材確保事業

担当課 保育幼稚園課

**目的** 共働き家庭の増加などに伴い、保育ニーズの高まりが依然として続いているため、新たな保育士等人材の確保及び定着化に向けた支援に取り組むことで保育環境の充実を図ります。

- 事業内容**
- ・市独自の給与改善補助
  - ・保育支援者を配置した経費の補助及び公立園への業務員の配置
  - ・PRパンフレットの作成やホームページの運用による周知啓発
  - ・保育団体の就職ガイダンスや高校生インターンシップ等への支援
  - ・継続勤務した保育士・保育教諭・幼稚園教諭への就労奨励金の支給



保育士募集のPRパンフレット

#### 今後の方向性

利用定員を満たす保育士を確保するため、国県補助事業や本市の単独事業を引き続き実施していくとともに、給与等の処遇のさらなる改善や「働き方や休み方の改善」につながる新たな事業などの検討を行い、一度離職した後でも安心して長く働くことができるような労働環境の整備を進めていきます。また、取組の効果を高めるため、行政、各団体、養成校等の3者が連携・協力して保育人材の確保に関する取組を進めていきます。

### 重点施策

#### 就学前教育・保育施設の再編

担当課 保育幼稚園課

**目的** 保育園・幼稚園・こども園における適正な受け入れ枠を設定します。

**事業内容** 「四日市市認定こども園整備推進計画」(令和5年3月策定)に基づき、こども園への移行による就学前教育・保育施設の再編に取り組みます。前期計画(令和5~11年度)においては、公立幼稚園のこども園化を進めるとともに、近隣保育園との統合や新園整備による再編を進めます。また、私立園のこども園への移行を支援します。

#### 今後の方向性

今後、人口動態や就学前教育・保育ニーズの推移等を踏まえながら、後期計画(令和12~21年度)の策定に向けた検討を進め、保護者が多様な就学前教育・保育を選択できるよう、適正な需給バランスの見通しに基づく施設再編に取り組んでいきます。

#### 幼児教育推進事業

担当課 保育幼稚園課

**目的** 全市的な就学前教育・保育の質の向上を図ります。

**事業内容** 幼児教育センターにおいて、体系的・計画的な研修体制の強化や専門アドバイザー派遣によるアウトリーチ型の訪問を三重大学等と連携して行い、年間を通じて継続的な支援を行います。



保育者を対象とした研修



アドバイザーによる園訪問

また、「四日市市就学前教育・保育カリキュラム」に基づく各園の実践的な取組を推進し、小学校への円滑な接続につながる教育・保育内容の充実を図ります。



#### 今後の方向性

研修事業の充実を図るとともに、訪問や相談支援のノウハウを蓄積しながら幼児教育推進体制の確立を進めます。

## 主な事業

取組・事業	事業概要	担当課
病児保育	こどもが病気の際に家庭での保育が困難な場合に、医療機関に付設された病児保育室にて、病気療養中のこどもを一時的に保育することで、安心して子育てができる環境整備を図ります。	こども未来課
延長保育	保育園、こども園において、保護者の多様化する勤務時間や通勤時間等に対応するため、11時間の開所時間の前後の時間帯で延長保育を実施します。	保育幼稚園課
休日保育	保育園、こども園において、日曜日・祝日に勤務する保護者の増加に対応するため、休日保育を実施します	保育幼稚園課
質の高い就学前教育・保育の提供	幼児教育センターによる就学前教育・保育施設に携わる職員を対象とした研修や園への訪問・相談支援等を実施し、資質向上を図ります。保護者もこどもも安心して過ごせる質の高い就学前教育・保育を提供し、こどもの健やかな成長を支えます。	保育幼稚園課
公立園の施設改修等整備	公立園の施設の整備・改修を行い、保育・教育環境の向上を図ります。	保育幼稚園課
就学前教育・保育施設の維持管理	公立園については、公共施設アセットマネジメント計画に基づく施設の改修工事や包括管理業務委託による効率的な施設の維持管理を実施します。 また、私立園が実施する施設改修等に要する経費の一部補助を行います。	保育幼稚園課
特別支援保育・教育の研修	特別な支援が必要なこどもへの多様な対応が求められる中、実践交流、研究協議会、公開保育を通して、保育士や保育教諭、幼稚園教諭の専門的な知識の習得や園でのインクルーシブ教育・保育の充実を図ります。	保育幼稚園課
特別支援保育体制の充実	公立園を中心に、支援が必要なこどもの受け入れ、一人ひとりの発達特性に応じた個別・具体の保育及び支援を行い、各段階における成長・発達を促進します。	保育幼稚園課
保育園や幼稚園での翻訳や通訳の対応	ポルトガル語やスペイン語等に対応できる指導員、相談員、通訳等の職員を配置し、友だちとの関わりや、日本語で学ぶ力を付けるための指導を行います。	保育幼稚園課
中学校区での防災訓練(幼稚園・保育園・こども園・小中学校連携)	各校園が連携し、日頃から災害予防、避難方法等について連携を深めるため、実情にあった訓練を合同で実施します。	指導課 保育幼稚園課
学びの一体化の推進(幼稚園・保育園・こども園・小中学校連携)	遊びを通じた幼児期の学びを小学校以降の教科を通じた学びへと円滑につなげ、「確かな学力」「健やかな成長」の伸長を図るため、各学校区の特徴、実態等を踏まえた指導体制の共通理解、一体化を図ります。	指導課 保育幼稚園課
英語指導員による外国語活動	英語の楽しさを体感させながら国際理解教育の充実を図るため、公立園に英語指導員を派遣します。	指導課



## 東海地方初 四日市市幼児教育センター

四日市市幼児教育センターは、令和5年4月に開設しました。幼児教育・保育に関する「研修」「訪問・相談支援」「情報発信・研究」や保育者の支援などを行う保育者専用施設です。  
信頼できる保育者との関係のもとで、こどもが安心して、豊かな体験を重ねることができることを願い、当センターでは、保育者の人材育成を視野に入れつつ、幼児教育アドバイザーが伴走型支援を行っています。東海地方初の常設型で複数の研修室や図書室、実技研修室、相談室を備えた施設となっており、全国に先駆けた取組として注目されています。

### ●実技研修室

こどもたちが遊びたくなる、保育環境のヒントがいっぱい



### ●図書室

専門書がじっくり探せます



### ●研修室

集合・ライブ・アーカイブ配信から受講可能



### ●展示室

全就学前教育施設の特徴あふれる園紹介ポスターなどを掲示しています



住所：〒510-0025 四日市市東新町26-32 四日市市橋北交流会館3階  
休館日：日曜・祝日、第2土曜日と同一週の月曜日  
お問合せ：TEL:059-333-6002 FAX:059-333-6003



HPはこちら

# 4 学童期・思春期

## 1. 安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育

### 目指す姿

こどもが志を持ち、未来を創っていけるよう、時代の変化に合わせながら「生きる力」「共に生きる力」が育成できている。

### 施策の方向

- 学校教育に関しては、「四日市市学校教育ビジョン」に基づき、取組を進めます。

### 主な事業

取組・事業	事業概要	担当課
小規模校アシスト事業	学校規模等適正化計画において、検討対象校となった学校に対して教育の充実を図るため、実践に基づく調査・研究を行います。	教育総務課
学びを支える教育施設の整備	教育環境の計画的な整備を図るとともに、多様な学習活動への適応性、地域とともにある学校づくりなどに配慮した施設整備に努めます。	教育施設課
食育の推進	関係機関や学校・地域・家庭と連携した食育の推進や学校給食の充実を図り、望ましい食習慣や生活習慣の形成、こどもの健やかな発育・発達を支援します。	学校教育課 こども未来課 (青少年育成室)
学校業務の適正化	業務改善が適切になされ、教職員が意欲的に働くことができるよう、業務分担・教育活動の見直し、校務及び教育活動のデジタル化の推進、外部人材や専門スタッフの活用を図ります。	学校教育課
教職員のコンプライアンス意識の向上	小中学校において、定期的にコンプライアンス研修を実施し、体罰や不適切な指導の未然防止に努めます。また、体罰・セクハラ調査を全児童生徒を対象に実施し、児童生徒が安心・安全に学校生活を送れるよう、事案防止の徹底を図ります。	学校教育課
健康教育の推進	こどもたちが健康で安全な生活を自ら管理し、改善していくための資質や能力を育成するため、関係機関と連携した健康教育を推進するとともに、健康課題に応じた取組の充実を図ります。	学校教育課
学校経営の充実	学校自己評価・学校関係者評価を実施し、評価結果から学校教育活動や学校経営を検証し、改善を図るなどカリキュラム・マネジメントを実現します。	学校教育課 指導課 教育総務課
保育実習・職場体験活動(幼稚園・保育園・こども園・中学校連携)	中学校家庭科における保育の体験実習及び中学校職場体験学習を保育園や幼稚園、こども園で実施します。	指導課 保育幼稚園課

### 主な事業

取組・事業	事業概要	担当課
就学前から中学校卒業時までの一貫した新教育プログラムにおける学び	新教育プログラムの6つの柱に基づいた就学前から義務教育段階への系統的で一貫した学びを進めます。	指導課 保育幼稚園課
持続可能な社会を目指す教育の充実	四日市公害と環境未来館の見学を通して、四日市ならではの環境学習を進め、「心豊かなよっかいち人」を育成します。	指導課 四日市公害と環境未来館
ESD(持続可能な開発のための教育)の推進	SDGsの達成に向けて、日常生活の中でこどもたちが隣り合わせている身近な課題を、地球規模の課題と結び付けて自分事として考え、その解決に向けて自ら行動を起こす力を身に付けるため、カリキュラム・マネジメントを意識したESDを推進します。	指導課
生命(いのち)の安全教育・性教育	児童生徒が性に対する正しい理解を基盤に、身体的な成熟に伴う性的な発達に対応し、適切な行動がとれるように指導・援助を行うために、産婦人科医、助産師等の専門家を外部講師として学校に派遣し、自己の行動に責任をもって生きることの大切さや人権尊重の精神に基づく男女相互の望ましい人間関係の在り方などを結び付けて指導します。	指導課
学校教育による学力保障	小中学校において、こどもたちが自ら課題を見つけ、考え、主体的に判断・行動し、よりよく問題を解決できるよう、ICTを効果的に活用しながら、個に応じた指導や対話的な学びを進め、確かな学力の定着を図ります。	指導課
キャリア教育の推進	こどもたちや地域の実態等を踏まえ、毎年各中学校区の「キャリア教育全体計画」を見直し、発達段階に応じた系統的なキャリア教育を推進します。また、四日市版キャリア・パスポートを有効に活用し、児童生徒自身が基礎的・汎用的能力(4つの力)を意識できる授業、自己の可能性や適性の自覚を促すキャリアカウンセリングの充実を図ります。	指導課
言語活動の充実による読解力・表現力の育成	読解力向上について重点的に指導するとともに、学校教育活動全体で読む・話す・書くといった言語活動の充実を図り、「文章を正確に理解し、適切に表現する資質・能力」を育成します。	指導課
主体的・対話的で深い学びの実現	「主体的・対話的で深い学び」を実現するために、「問題解決的な授業づくりのための5つのプロセスに基づいた学習」(四日市モデル)により、個性を生かし多様な人々と協働して問題を解決していく授業を推進します。	指導課
筋道立てて説明できる論理的思考力の育成	問題解決的な学習の中で、「考えるための技法(思考スキル)」を意識し、「課題づくり」「思考ツール」「表現モデル」を活用した授業づくりを推進します。	指導課

## 主な事業

取組・事業	事業概要	担当課
生徒指導の充実	問題行動等の未然防止、早期発見、早期対応を目指して、生徒指導や教育相談の充実を図ります。教育相談においては、児童生徒の心のケアを図ります。また、基本的な生活習慣や規範意識を身に付け、主体的・自律的に活動する力(自己指導能力)などを育むことにより、円滑な集団生活や社会生活を築くことができる子どもを育成します。	指導課
体力・運動能力の向上	生涯にわたって運動やスポーツに親しむ資質・能力の基礎を身に付けるためや、運動好きの子どもを育てるための授業改善や主体的に運動に親しむことができる環境づくりを進めます。	指導課
地域と協働した学校づくり(コミュニティスクール)	地域人材の活用や地域関係団体からの支援が組織的・継続的に行われるような体制づくりに取り組み、保護者・地域住民の参画の意識を醸成しながら、「地域とともにある学校づくり」の推進及び教職員の意識改革を図り、協働して学校運営や教育活動の充実を図ります。	指導課
道徳教育の充実	「考え、議論する道徳」の実践研究、授業における指導方法の工夫・改善及び教育活動全体を通じた道徳教育の推進を図ります。また、各学校において、道徳教育全体計画を作成し、様々な教科などに関連付けた道徳教育を計画的に実施します。さらに、家庭や地域の題材を生かしたり、地域の人や保護者の参加や協力を得たりして道徳教育を推進します。	指導課
読書活動の充実	読書活動推進校を指定し、特色ある読書活動の推進を図るとともに、その取組をホームページ等に掲載し、読書活動を通して、児童生徒が本と出会い、主体的に本に関わる姿勢を育てます。また、全小中学校に専門知識を有する司書を配置(週1日以上)し、学校図書館の活性化及び子どもへの読書指導の充実を図るとともに、学校図書館と市立図書館の連携を充実させ、子どもが本に親しむ機会をつくります。	指導課
日本語指導が必要な子どもへの指導の充実	外国人児童生徒が日本語力や学力を身に付け、主体的に進路を切り拓くことができるよう、日本語の初期適応指導、学力・進路保障及び教育相談等の指導体制の強化・拡充を図ります。また、日本語指導が必要な外国人児童生徒が在籍する小中学校の要請に応じて、適応指導員を配置します。	指導課
防災・安全教育の推進	学校安全計画及び防災教育計画に基づき、各学校が安全や防災への知識や実践力を高める指導が行えるよう、地域や関係機関と連携した防災訓練や防犯教室、交通安全教室等の取組や、通学路の危険箇所の確認、登下校指導等を推進します。	指導課
学びを支える指導体制の充実	少人数によるきめ細やかな指導や小学校高学年一部教科担任制による指導、一人ひとりに応じた指導の体制の充実を図り、少子化に対応した活力ある学校づくりを推進します。	指導課

## 主な事業

取組・事業	事業概要	担当課
四日市の資源を生かした教育の推進	四日市ならではの歴史・文化・自然といった地域資源及び高度なものづくり産業を教育に生かすことにより、ふるさと四日市に誇りと愛着を持ち、グローバル化する社会の一翼を担う人材を育成するための教育を推進します。	指導課 教育支援課
ICT活用による情報活用能力の育成	情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用して、問題を発見・解決したり自分の考えを形成したりしていくため、コンピュータの基本的な操作の習得やプログラミング的思考、情報モラル等に関する資質・能力等の向上を図ります。	教育支援課
教職員の資質・能力の向上	高い専門性や柔軟な発想、多様な指導技術と深い児童生徒の理解を持った教職員を育成するために、教職経験年数(ライフステージ)や職務に応じた資質能力の向上を目的とした教職員研修の充実を図ります。	教育支援課
情報モラル教育の充実	ICTのよき使い手・よき社会の担い手へと育てるため、デジタル・シティズンシップ教育を学ぶ教職員研修、ネットモラル・セキュリティ研修を実施します。	教育支援課
1人1台端末やデジタル教科書の導入	1人1台学習用タブレット端末と小中学校のインターネット環境を一体的に整備し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実践により、子どもに令和の新時代を生き抜く力を育みます。	教育支援課
子どもよっかいちCO <sub>2</sub> ダイエット作戦	地球温暖化の大きな要因となっている二酸化炭素(CO <sub>2</sub> )の削減に向け、市内企業の講師が小中学校を訪問して企業や行政が取り組んでいる環境保全の取組を紹介し、子どもが普段の生活で何ができるかなどを考える環境教育の授業を実施します。	環境政策課
ごみ収集車を用いた小学校での出前講座の実施	3R活動への意識向上を高めるため、「ごみの減量」及び「ごみの適正処理」について説明し、ごみ収集車の見学に加えて実際にごみを投入する作業を体験します。	生活環境課
ごみの発生抑制の推進	四日市市クリーンセンターにおいて、小学4年生を対象に社会見学の受け入れを行い、児童が楽しく学習を進めることができるよう支援します。	環境事業課

## 四日市市新教育プログラム

### 策定の趣旨

学校教育活動におけるこれまでの取組をさらに深めるとともに、**学習指導要領への対応**や**Society5.0**と称されるこれまでにない社会の到来などの新たな課題に向けて、**言語能力、情報活用能力、問題解決能力**といった必要な能力を身につけるために、四日市市独自の新たな教育プログラムを推進する。

### 策定のねらい

就学前～小学校～中学校の期間において、目指すべき子どもたちの姿を、それらのテーマ(柱)別に整理し、**6つのプログラム**として系統的に組み立てるとともに、その土台となる力として**非認知能力**を位置づけることで、教育的効果を高める。

⇒ 就学前・小学校・中学校の各教育現場において**教職員が共有**して指導にあたることで、**各段階における学び**を明確に位置付け、**一貫性・連続性**を意識することで**学びの一体化**を実現する。

### 6つの柱の構成

柱	プログラム	目的
1	<b>読む・話す・伝えるプログラム</b> 読解力	読解力向上について重点的に指導するとともに、読む・話す・書くといった活動を通して、学校教育活動全体で言語活動の充実を図る。それにより、「文章を正確に理解し、適切に表現する資質・能力」を育成する。
2	<b>論理的な思考で道筋くっきりプログラム</b> 論理的思考力	本市の強みである算数・数学の力をさらに伸ばすとともに、情報活用能力の育成を図る。加えて、プログラミング体験等を通してプログラミング的思考を育むなど、これからの時代に求められる論理的思考力を育成する。
3	<b>英語でコミュニケーションIN四日市！プログラム</b> 英語によるコミュニケーション能力	就学前から英語に出会い、聞く・読む・話す・書くの4技能を統合した言語活動により、発達段階に応じた英語コミュニケーション能力を育成し、英語で四日市を語ることのできる子どもたちを育てる。
4	<b>運動大好き！走・跳・投UPプログラム</b> 体力・運動能力	体育授業・運動遊び等で十分な運動量を確保し、体力・運動能力を向上させる。生涯にわたって健康を保持し、豊かなスポーツライフの実現を目的とした運動に親しむ資質・能力を育成する。
5	<b>夢と志！よっかいち・輝く自分づくりプログラム</b> キャリア形成	体系的なキャリア教育の取組を通して、子どもたちが自身の夢や志を実現に向けて「学び続ける」ために、「何のために学ぶのか」という目的意識や、「学ぶこと」と社会とのつながりを意識した主体的な学習意欲を持つとともに、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を育成する。
6	<b>四日市ならではの地域資源活用プログラム</b> 地域への愛着	四日市の歴史・文化・自然を活用した教育や、高度なものづくり産業と連携した教育、身近な素材から出発した社会参加につながる環境教育を通して、ふるさとに対する誇りと愛着を育むとともに、四日市を語ることのできる「心豊かなよっかいち人」を育成する。

## 2. こどもの居場所づくり

### 目指す姿

全ての子どもが、安全に安心して過ごせる多くの居場所を持つことができ、多様な学びや体験の機会が創出されている。

### 施策の方向

- 学校や地域、民間団体等と連携し、多様なこどもの居場所づくりを進めるとともに、安定的で質の高い居場所づくりのサポートを行います。
- 子どもが放課後に安全で、安心して過ごせる学童保育所を支援します。
- 部活動やコミュニティスクールなど、学校と地域が連携しながら、多様な居場所を創出します。
- 児童館等の居場所となり得る施設において、子どもが「居たい、行きたい、やってみたい」と思える居場所づくりを進めます。

### ！重点施策

#### こどもの居場所づくり事業

担当課 子ども未来課、指導課

#### 目的

学校や地域、民間団体等と連携しながら、こどもの居場所を設け、こどものウェルビーイング(身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態)を実現します。

#### 事業内容

〈こどもの居場所づくり支援事業費補助金〉  
こども食堂や学習支援等の居場所づくりに関する事業を実施する団体に対し、その事業に要する経費の一部を補助します。

〈こどもの居場所づくりサポート・コーディネート事業〉  
こどもの居場所を運営する団体のサポートや質の向上を図るとともに、団体間の意見交換の場を設け、相互連携などを進めます。

〈多様なこどもの居場所づくり実証事業〉  
既存施設を活用した居場所づくりの実証事業を行い、こどものニーズに応じた居場所の創出を検証し、事例の展開を図ります。

〈コミュニティスクールなど地域による学習支援・体験活動〉  
コミュニティスクールと地域住民などが連携し、学習支援や体験活動等の多様な居場所の創出を図ります。

〈拠点的な施設の拡充に向けた検討〉  
こどもや親子が安心して活動や交流などができる拠点的な施設の拡充も視野に入れた検討を行います。

#### 今後の方向性

こどものニーズに応じた多様な居場所づくりを進めるため、事業を通してこどもの意見を聴き取りながら、「こどもの居場所づくりに関する指針(こども家庭庁)」に沿って、検証・改善を行います。



## 重点施策

### 学童保育所推進事業

担当課 こども未来課

**目的** 保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に、適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図ります。

**事業内容** こどもが安全・安心な環境で放課後を過ごすことができるよう、学校施設をはじめ、学校周辺の公共施設の活用を推進するとともに、利用児童数の増加に対応した受け入れ枠拡大の支援の充実を図ります。



学童保育所指導員の研修体制の充実により保育の質を向上するとともに、指導員の処遇改善を行い、人材を確保します。学童保育所を運営する地域の運営委員会の負担軽減を図ります。



**今後の方向性** 少子化が進む中でも学童保育所の利用ニーズは高まりをみせており、民設民営で運営されている学童保育所において、個々の運営委員会が抱える課題に対し、きめ細やかな支援を行っています。

## 重点施策

### 部活動サポート事業

担当課 指導課

**目的** こどもの自主的で多様な学びや成長の場であった部活動の教育的意義を継続できるよう、学校と地域が連携しながらこどもが主体的にスポーツや文化芸術活動を選択し、参加できる場を確保していきます。

**事業内容** こどもが将来にわたりスポーツや文化芸術活動に主体的に関わることができるよう、中学校の休日部活動の地域展開を目指します。各種目の競技団体等による中学生のスポーツ・文化芸術活動の保障の取組である「拠点型活動」と、総合型地域スポーツクラブと中学校との連携である「指導業務委託」により、休日の中学生の活動の場づくりを進めます。

**今後の方向性** 部活動のあり方について、「部活動のあり方検討会」を中心に、スポーツ課・文化課等と連携しながら、学校の部活動だけでは対応できない多様なニーズに応じたスポーツ・文化環境の拡充を図ります。

### 主な事業

取組・事業	事業概要	担当課
児童館事業	こどもの健全な遊びや体験活動を提供し、個別的・集団的に指導や援助を行い、こどもの心身ともに健やかな育成を図ります。	こども未来課
移動児童館事業	児童館のない地域を中心に市内各地へ出向き、子ども会・PTA・こどもに関わる活動団体等に対して遊びの指導や遊具貸出を行います。	こども未来課
子ども広場整備事業	こどもの遊び場を整備する地域の活動に対して、こどもや親子が安心して利用できるよう支援します。	こども未来課 (青少年育成室)
新図書館整備事業	新図書館を居心地の良い図書館とするため、様々な意見を聴取します。出された意見を参考としながら新図書館の設備やサービス等を検討します。	政策推進課 図書館
「地域のつながり」強化事業	こどもの居場所を含む、多様な居場所の担い手同士のネットワークづくりを通じて、「居場所」の見える化と「居場所づくり」の活性化を図ります。	福祉総務課
歴史的資源、文化財を生かした学習	「旧四郷村役場」や「くるべ古代歴史館」において、こどもが郷土史を学ぶことによって、本市の魅力を感じ、郷土への愛着や誇りの醸成につながるよう、質の高い社会教育の場を提供します。	文化課
博物館事業	四日市の歴史を紹介することにより、郷土を大切にすることを育み、豊かな個性を育てるよう、多彩な内容を学習できる機会をつくるため、博物館の常設展については、無料とし、特別展などの展覧会については、中学生以下の観覧料を無料とします。	博物館

## 主な事業

取組・事業	事業概要	担当課
地域と学校の連携・協働体制構築事業	教育的に不利な環境のもとにある子どもに対して、教員経験者や地域住民、学生等が中心となって行う学習支援活動(地域子ども教室)を実施します。	人権・同和教育課



## 子どもの居場所づくりに関する指針(令和5年12月22日閣議決定)

### 子どもの居場所が必要となった背景

地域コミュニティの変化	複雑かつ複合化した喫緊の課題	価値観の多様化
地域のつながりの希薄化、少子化の進展により、地域の中で子どもが育つことが困難になっている	児童虐待の相談対応件数や不登校、自殺者数の増加など、子どもを取り巻く環境の厳しさが増している	価値観の多様化やそれを受け入れる文化の広がりに伴い、居場所への多様なニーズが生まれている

●居場所がないことは孤独・孤立の問題と深く関係しており、子どもが生きていく上で居場所があることは不可欠

### 子どもの居場所づくりのポイント

- 居場所は本人が決めるものである
- 結果的に居場所となるものがある(特徴的な例:学校)
- 居場所づくりは第三者がつくるため隔たりが生じ得る
- 誰もが居場所を担い得るという自覚をもつ
- 子どもの視点に立ち、声を聴き、居場所づくりを進める
- できるだけ多様な居場所を創出する

居たい	行きたい	やってみたい
<ul style="list-style-type: none"> <li>●居ることの意味を問われない</li> <li>●信頼できる、味方になってくれる人がいる</li> <li>●ありのまま、素のままでいられる</li> <li>●誰かとつながれる</li> <li>●助けてほしい時に、助けてくれる人がいる</li> <li>●安心・安全な場である</li> <li>●話を聴いてくれる etc.</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●受け入れてくれる誰かがいる</li> <li>●身近にある</li> <li>●気軽に行ける、一人でも行ける</li> <li>●誰でも行ける</li> <li>●行くきっかけがある</li> <li>●同じ境遇や立場の人がいる</li> <li>●いつでも行ける etc.</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●いろんな人と出会える</li> <li>●好きなこと、やりたいことができる</li> <li>●意見を言える、聴いてもらえる</li> <li>●一緒に学ぶ人、サポートしてくれる人がいる</li> <li>●あこがれを抱ける人がいる</li> <li>●新しいことを学べる</li> <li>●自分の役割がある etc.</li> </ul>

### 居場所づくりを進めるにあたっての基本的な視点

- 子どもの声を聴き、子どもの視点に立ち、子どもとともにつくる
- 子どもの権利の擁護
- 官民の連携・協働

ふやす	つなぐ	みかく	ふりかえる
<ul style="list-style-type: none"> <li>◎多様な居場所の創出</li> <li>・既存施設の活用</li> <li>・新たな担い手の発掘・育成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎居場所につながる</li> <li>・情報の可視化</li> <li>・利用されやすい工夫</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎より良い居場所へ</li> <li>・質の向上、連携・協働</li> <li>・ニーズへの対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎居場所の検証</li> <li>・指標などによる客観的評価</li> <li>・知見の蓄積と効果の検証</li> </ul>

## 3. 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育

### 目指す姿

子どもが社会を担う一員として、将来を見据え、主体的に知り、学ぶことができる環境が整っている。

### 施策の方向

- 社会の問題を自分事として捉え、課題解決に向けて、自ら考え、判断できるように、主権者教育を推進します。
- 様々な仕事などに触れ、自らのライフデザインを描けるよう、インターンシップや職場体験等のキャリア教育を推進します。
- 国際交流や地方政治等への関心を高めるなど、多様な価値観や考えに触れる機会を設けます。
- 成年年齢を迎えた際に、自ら判断し、正しい生活習慣を送ることができるよう食育等の講座を開催します。

### 主な事業

取組・事業	事業概要	担当課
交換学生・教師の相互派遣(トリオ)	姉妹都市であるアメリカロングビーチ市と隔年相互に高校生2人と教師を夏期に派遣し、一般家庭でホームステイを行いながら、市民との交流を行います。	秘書国際課
インターンシップの受入	高校生の職業意識の向上のための就業体験の機会を提供するとともに、行政分野の業務内容を理解させ、社会人としての責任感や自立心を醸成するため、高校からの申し出により、インターンシップを実施します。	職員研修所
高校生の食育教室	基本的な生活習慣等を確立する重要な時期である高校生を対象に、望ましい食生活について学べる講義を行います。	健康づくり課
食育講座の開催	「食」に関する知識と「食」を選択する知恵を農作業や加工調理を通じて身に付け、健全な食生活を実践することができる力を育みます。	農水振興課(農業センター)
高校生地球環境塾	中国天津市、アメリカロングビーチ市及び四日市市の高校生が集い、地球規模の環境問題をテーマに議論や交流を重ねることで、次世代を担う国際的な環境人材を育成します。	環境政策課
主権者教育	国や社会の問題を自分の問題として捉え、自ら考え、自ら判断し、行動できるように、教科横断的に主権者教育を推進します。	指導課
職場体験学習	キャリア教育の一環として実際の職場で仕事を体験し、学校では学ぶことができないような働くことの意義や苦勞を学ぶことにより、児童生徒の個性の伸長、望ましい職業観、ひいては「生きる力」を育みます。また、学校、家庭、地域社会が一体となって直接児童生徒を指導することで、「地域の子どもは地域で守り育てる」という気運を高めます。	指導課

## 主な事業

取組・事業	事業概要	担当課
プレ社会人セミナー	総合的な学習の時間や特別活動における体験活動、現代的な諸課題についての学習活動等でゲストティーチャーを招き、勤労観・職業観の醸成や社会参画意識を高めます。	指導課
高校生議会	議会の本会議や委員会などの模擬体験を通じて、未来を担う子どもに地方政治に興味を持ってもらい、地方政治への関心の向上を図るとともに、子どもの意見を聴取し、今後の市政の参考とします。	議事課



## こども計画策定に向けたワークショップの開催

- 計画策定にあたって、中高生を対象としたワークショップを実施し、たくさんのご意見をいただき、本計画を策定しました。

### こどもの意見を聴くために、中高生を対象としたワークショップを開催しました



#### 本市の好きなところは？

- スポーツ施設が充実している
- お祭りやイベントが多い
- 自然が多い

#### ここがイマイチ

- 交通が不便
- 治安が悪い
- ポイ捨てが多い

いろんな意見が出たよ！



#### 市にやってほしいこと

- 放課後に、勉強できる場所がほしい
- 屋内で遊べる施設がほしい
- 子ども同士が交流できるまちにしてほしい
- 特産品が増えてほしい

## 4. いじめ防止

### 目指す姿

市と教育委員会等が連携し、いじめ防止と認知、早期の対応が図られ、いじめは許されないという意識が徹底されている。

### 施策の方向

- いじめの積極的な認知を進めるとともに、スクールソーシャルワーカーや市、教育委員会等の関係機関が連携して、問題解決に向けた相談支援や継続的な支援・対応を行います。
- 子どもがいじめを自分事として捉え、主体的に関わることでいじめを許さない環境づくりを進めます。
- いじめや人間関係、非行等に関する子どもやその家庭の悩み相談を実施します。

### ！重点施策

#### 「チーム学校」推進事業

担当課 指導課

#### 目的

いじめなどの問題行動の未然防止や早期発見、早期対応を目指し、生徒指導や教育相談の充実を図ることにより、子どもが安心して過ごせる環境を整えます。

#### 事業内容

子どもを取り巻く課題が複雑化する中、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、スクールロイヤーといった専門職における支援を結集し、連携して課題解決にあたり、子どもや家庭への支援を促進します。様々な思いや背景のある子どもやその保護者の緊急的な相談に対応するため、「ハートサポーター」を派遣し、心のケアに努めます。学校内で起こる様々な生徒指導上の問題に対して、法的根拠に基づき、学校への確な助言をするスクールロイヤーの積極的な活用を推進します。

#### SSW活用の手引き



#### 今後の方向性

いじめなどの問題行動に対し、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、スクールロイヤー等の専門職が連携して課題解決にあたり、子どもやその家庭への支援を促進します。さらに困難な事案には、より法的、福祉的、心理的な側面から専門的なチームを組み、問題の解決を図る体制づくりを進めます。

## 5. 不登校のこどもへの支援

### 目指す姿

不登校児童生徒が、多様な学習機会や居場所を活用し、自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立する方向に向かっている。

### 施策の方向

- 学校や教室への復帰を支援することはもちろんのこと、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指した支援を行う。
- 多様な学習機会と居場所を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整える。

### 重点施策

#### 不登校対策推進事業

担当課 教育支援課

#### 目的

登校サポートセンターを核とし、全小中学校に設置する登校サポート委員会と連携した取組を進めることで、不登校児童生徒への支援体制の充実・強化を図ります。

#### 事業内容

- ・登校サポートセンターにおける支援
- ・中学校で別室登校を希望する生徒を受け入れる「校内ふれあい教室」の全校設置
- ・オンライン上で多様な学びの場の提供ができる「メタバース空間」の開設と運営に関する調査研究
- ・不登校児童生徒が入学して特別なカリキュラムで学ぶことができる「学びの多様化学校」の調査研究
- ・こどもの新しい居場所となる民間施設・団体との連携
- ・こどもの不登校に悩む保護者同士がつながったり、臨床心理士などの専門家の話を聞いたりすることができる保護者会の開催など、保護者への支援



登校サポートセンター



校内ふれあい教室

#### 今後の方向性

小学校に校内ふれあい教室のモデル校を設置することで、不登校児童生徒への支援体制のさらなる充実・強化を図ります。

### 重点施策

#### いじめ防止に向けた取組の推進

担当課 指導課

#### 目的

「四日市市いじめ防止基本方針」のもと、全てのこどもが安全・安心な生活が送れるよう、いじめを許さない環境づくりを進めます。

#### 事業内容

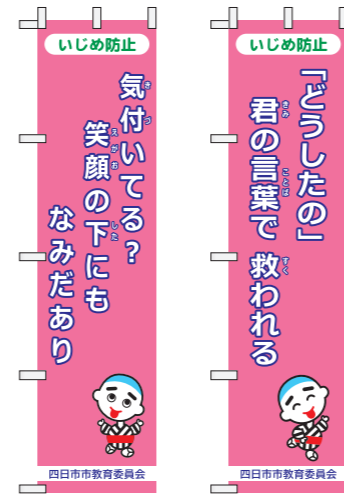
こどもが安全・安心して学校生活を送れるよう、いじめの積極的認知、早期対応、早期解決を図ります。また、児童生徒がいじめを自分たちの問題として捉え、主体的に関わることでいじめを許さない環境づくりを進めます。



SNS相談アプリ「STANDBY」



ピンクシャツ運動の様子



いじめ防止のぼり旗

#### 今後の方向性

引き続き各校において、こどもが主体となって、いじめを許さない環境づくりを進めていきます。全校児童生徒が利用できるSNS相談アプリや、オンライン上でいじめ調査を効果的に活用し、いじめの早期発見・早期対応を図ります。

### 主な事業

取組・事業	事業概要	担当課
青少年とその家庭の悩み相談	学校外でのいじめ・生活・友人関係・問題行動・非行等に関する青少年やその家庭の悩み相談を行います。	こども未来課 (青少年育成室)
地域の青少年相談員による相談	学校や関係行政機関、地域の青少年育成団体が連携し、継続して指導が必要なこどもやその家庭への相談、助言、指導を行います。	こども未来課 (青少年育成室)

# 5 青年期

## 1. 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組や、結婚を希望する人への支援、結婚に伴う新生活への支援

### 目指す姿

若者が将来の夢や希望を抱き、自らの決定により、職業や進学、結婚などのライフデザインを選択を行うことができる。

### 施策の方向

- 若者の状況や悩みに応じた就労に関する支援を行います。
- 若者が結婚等に希望を見出し、行動できるよう出会いの機会の創出等に取り組みます。
- 子育て・若年夫婦世帯の転入や住み替えを支援します。

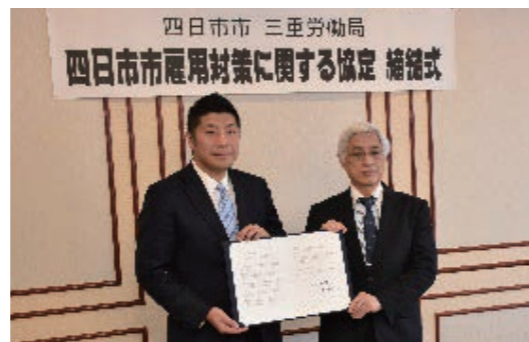
### 重点施策

#### 若者の就労に係る支援

担当課 商業労政課

**目的** 働くことに悩みを抱える若者の職業的自立を支援します。

**事業内容** 働くことに悩みを抱える若者の職業的自立を支援するため、雇用対策協定に基づき、三重労働局と連携して、就労支援を実施します。北勢地域若者サポートステーションが行う、講座や臨床心理士による相談などへの支援を行い、市内における若者の安定的な就業を図ります。



**今後の方向性** 三重労働局をはじめとした関係機関との連携や北勢地域若者サポートステーションへの支援を継続し、働くことに悩みを抱える若者の職業的自立を支援していきます。

### 重点施策

#### マリッジサポート事業

担当課 こども未来課

**目的** 若者の結婚に対する機運を醸成するとともに、結婚を希望する独身の人を対象とした出会いの機会を設けます。

**事業内容**

- ・結婚を希望する独身の人を対象とした出会いの機会の創出  
参加者同士が十分に交流でき、出会いのきっかけとなるようなイベントを開催します。
- ・結婚サポートガイダンスや相談対応  
結婚・婚活に自信を持って前向きに取り組むことができるようイベント参加者向けのガイダンスやSNS等を活用し、結婚に関する相談支援を行います。



SNSを活用した相談支援

※結婚、妊娠・出産、子育ては個人の自由な意思決定に基づくものであり、個々人の決定に特定の価値観を押し付けたり、プレッシャーを与えたりすることがあってはならないことに留意して事業を実施します。

**今後の方向性** 若者の結婚に対する機運を醸成するとともに、結婚を希望する人に対し、出会いの機会や相談支援の充実を図ります。

### 主な事業

取組・事業	事業概要	担当課
結婚祝金の給付	結婚を祝福し、夫婦の新しい人生を応援するとともに、その定住を促すため、結婚祝金を給付します。	こども未来課
働く女性、働きたい女性のための相談	働く女性や働きたい女性を対象に、仕事に関する様々な悩みについて、キャリアカウンセラーが相談対応や情報提供等の支援を行います。	男女共同参画課
高校生支援プログラム	高校生がいる生活保護受給世帯に対し、通学や就職等に関する支援を行い、当該世帯の自立助長を図ります。	保護課

## 主な事業

取組・事業	事業概要	担当課
就労準備支援事業	研修への参加や職業体験等を通じて、就労に欠かせない予備知識やコミュニケーションスキルなどを習得する機会を提供し、就労に向けた支援を行います。	保護課 (生活支援室)
ひきこもりに関する相談	ひきこもり当事者やその家族が安心して支援機関につながり、適切な支援が受けられるよう、相談窓口を設けます。	福祉総務課 保護課 保健予防課
若者交流イベントの開催	若者が交流するイベントを開催し、若者同士の交流を促進することにより、本市へのシビックプライドの醸成を図ります。	観光交流課
求職者資格取得助成金	市が指定する資格または免許を取得した求職者に取得費用の一部を助成することにより就業を支援します。	商業労政課
子育て・若年夫婦世帯の近居支援補助金及び住み替え支援補助金	子育て・若年夫婦世帯の転入や住み替えを支援することにより、空き家等の有効活用を図るとともに、子育て環境の充実と定住の促進を図るため、補助金を支給します。	都市計画課
三世帯同居等支援補助金	子育て及び介護環境の向上と定住の促進を図るため、親世帯または子世帯いずれかが所有する一戸建て住宅の改修・改築・増築・建替え費用の一部を補助します。	都市計画課

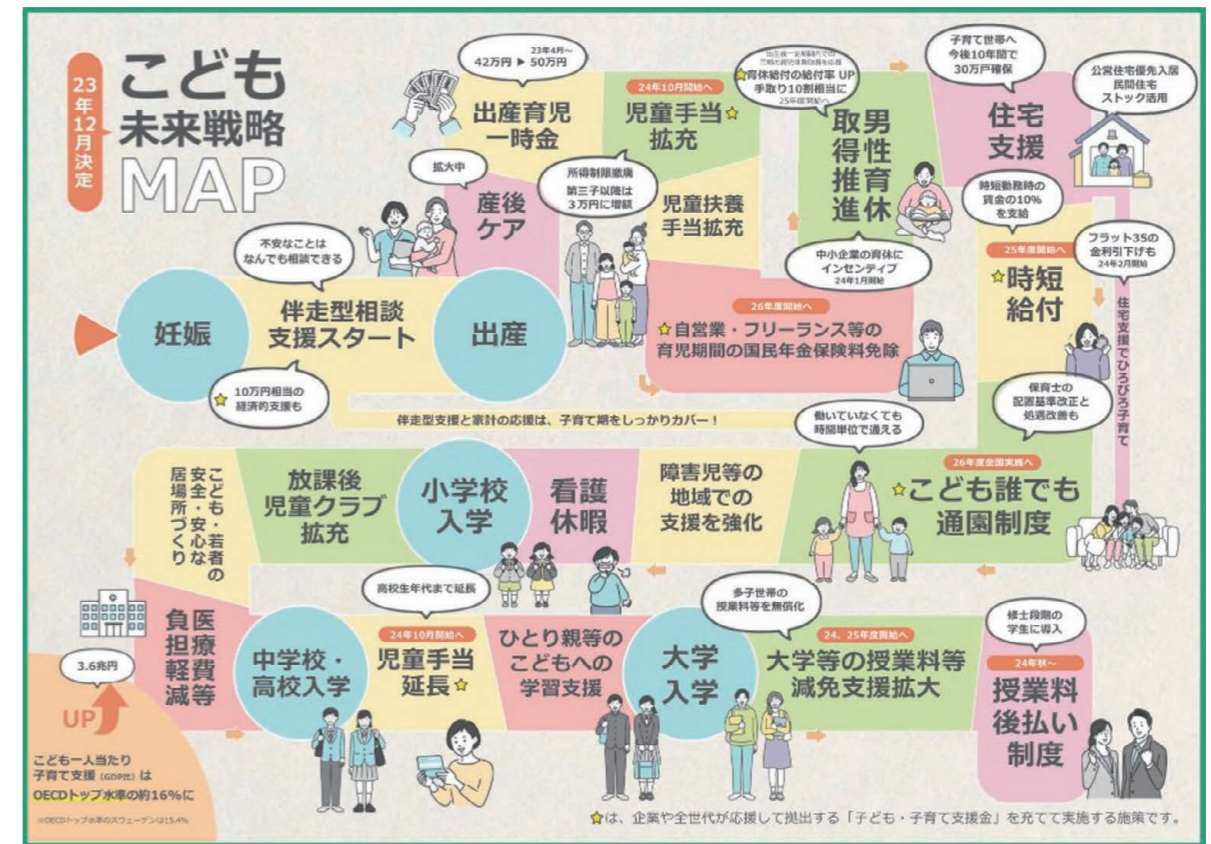


## こども未来戦略 (令和5年12月22日閣議決定)

若い世代の方の将来展望を描けない状況や、子育てをされている方の生活や子育ての悩みを受け止めて、「こども未来戦略」は策定されました。

- 若者・子育て世代の所得を増やす
- 社会全体の構造や意識を変える
- すべてのこどもと子育て世帯をライフステージに応じて切れ目なく支援していく

「こども未来戦略」ではこれらを戦略の基本理念として掲げ、若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てできる社会、こどもたちが笑顔で暮らせる社会の実現を目指しています。



出典:こども家庭庁(参照2024-10-29)  
(<https://www.cfa.go.jp/resources/kodomo-mirai>)



こども計画の策定にあたって

こども・若者・子育て  
当事者を取り巻く現況

こども計画の基本的な考え方

本市の取組・全世代  
共通

子育て  
当事者

誕生前から  
就学前まで

学童期・  
思春期

青年期

計画の推進に  
あたって

第3期四日市子ども  
子育て支援事業計画

参考資料

## 1. 計画の数値目標と指標

計画の推進にあたっては、以下のとおり指標を設定し、進捗管理を行っていきます。

No.	指標	基準値	目標値 (令和11年度)
1	こどもの意見聴き取りフォームに寄せられた意見の数	-	300件
2	「自分には、よいところがあると思いますか」の肯定的な回答の割合 (全国学力・学習状況調査)	小学校81.5% 中学校82.8% (令和5年度)	小学校85% 中学校85%
3	「将来の夢や目標を持っていますか」の肯定的な回答の割合 (全国学力・学習状況調査)	小学校80.1% 中学校70.9% (令和5年度)	小学校85% 中学校75%
4	生活保護世帯に属するこどもの高等学校等進学率	95.7% (令和5年度)	市内の高等学校 進学率と同等
5	発達に心配のあるこどもの相談件数	1,068件 (令和5年度)	1,250件
6	児童虐待相談対応件数	492件 (令和5年度)	643件
7	子育て支援センター及び児童館・移動児童館、こども子育て交流プラザ利用者数	195,621人 (令和5年度)	224,087人
8	出生数	1,968人 (令和5年)	2,000人
9	待機児童数	72人 (令和6年4月1日)	0人
10	幼児教育アドバイザーによる園訪問支援回数	334回 (令和5年度)	350回
11	こどもの居場所関連事業延べ参加者数	9,971人 (令和5年度)	20,000人
12	いじめや差別は絶対にいけないと思うこどもの割合 (四日市市学校教育白書)	95% (令和5年度)	95%
13	出会いの機会となるイベント延べ申込者数	301人 (令和5年度)	400人
14	子育て支援の充実についての満足度(不満、非常に不満と回答した割合の合計) (市政アンケート)	15.3% (令和5年度)	12%

## 2. 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、地域、学校、行政をはじめ、こどもに関わる様々な機関が連携して「こどもまんなか社会」を実現するという目的を共有し、こどもの権利や意見の重要性、こども・若者や子育て当事者の支援に理解を深め、それぞれの役割を果たすことが必要です。

そのため、本計画に基づき、家庭や地域、教育・保育をはじめとした事業関係者、企業、行政などが相互に連携・協働しながら、施策を推進していきます。

## 3. 計画の点検及び評価

計画の着実な推進を図り、実効性のあるものとするため、こどもの意見を聴く機会を設け、施策の改善・見直しを検証します。また、こども・若者や子育て当事者、こども・子育て支援に関する事業に従事する者、教育・保育事業関係者、学識経験者等から構成される「四日市市こども会議(仮)」において、毎年度、計画の実施状況について点検・評価し、結果を公表するとともに、計画的な進捗管理と施策の改善を図っていきます。



# 1. 量の見込みと確保方策の設定にあたって

本章では、「子ども・子育て支援法」に基づき、国が示す基本指針に即して、5年を1期とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」を定めます。本市の「第2期四日市子ども・子育て支援事業計画」に続く、「第3期四日市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、こども・子育てに必要とされる各主要事業の量の見込みや、その提供体制の確保方策及び実施時期を示します。

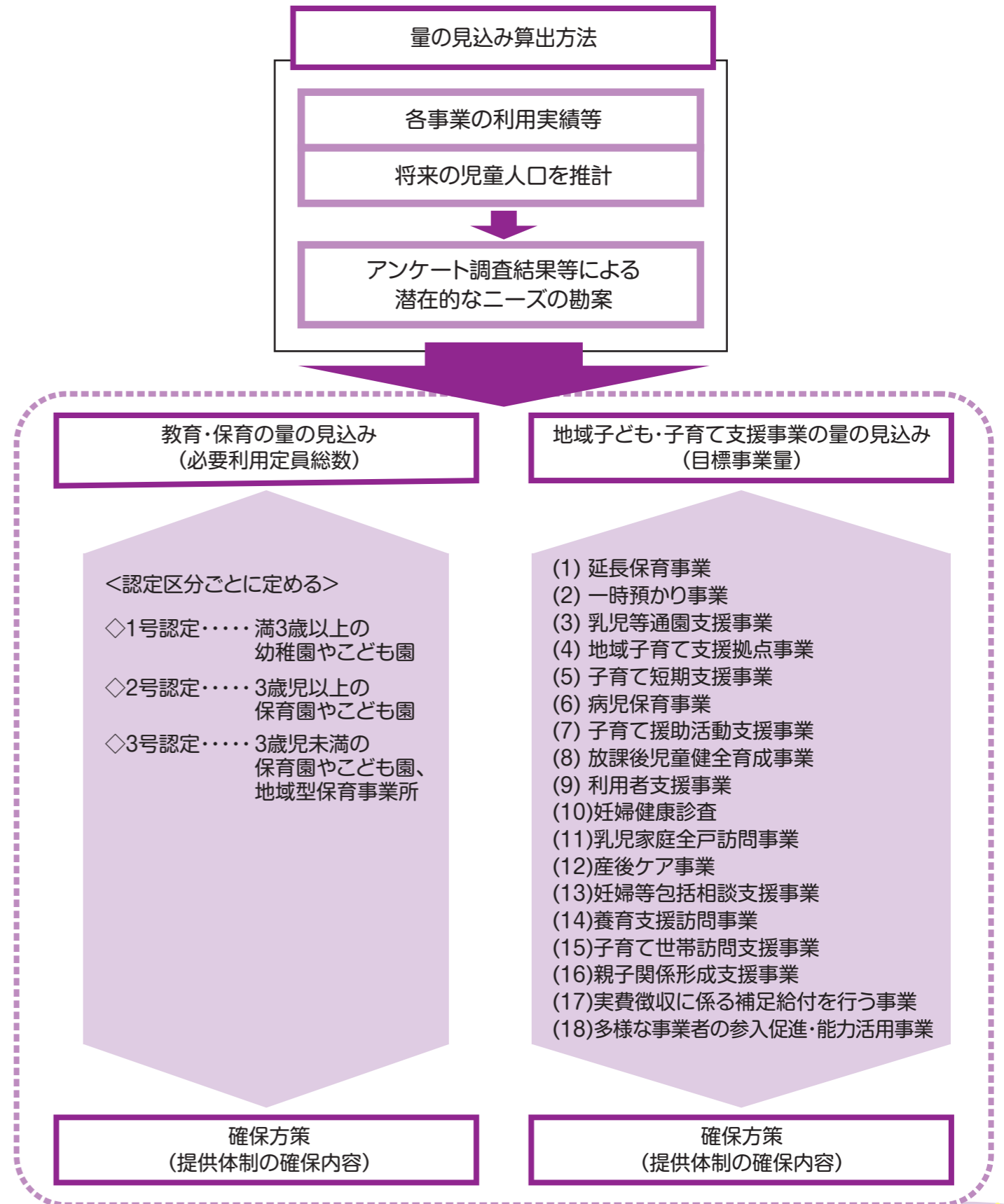
## (1) 事業の提供区域の設定

国が示す基本指針では、市町村は量の見込みと確保方策を設定する単位として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者やこどもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要があるとしています。「第2期計画」では、市域を3ブロックに分けるなどし、提供区域の設定を行ってきましたが、教育・保育施設の整備が一巡したことや、利用者の選択肢が居住区域の周辺に限定されない状況が生じていることから、「第3期計画」では、少子化を見据え、必要利用定員の総数に対し、確保方策を弾力的に実施するため、市全域を1つの教育・保育提供区域と設定します。また、地域子ども・子育て支援事業についても、同様に市全域を1つの提供区域と設定します。

## (2) 「量の見込み」と「確保方策」の考え方

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」について、「量の見込み」と「確保方策」を定めることになっています。

本計画においては、次の要領で「量の見込み」と「確保方策」を設定します。

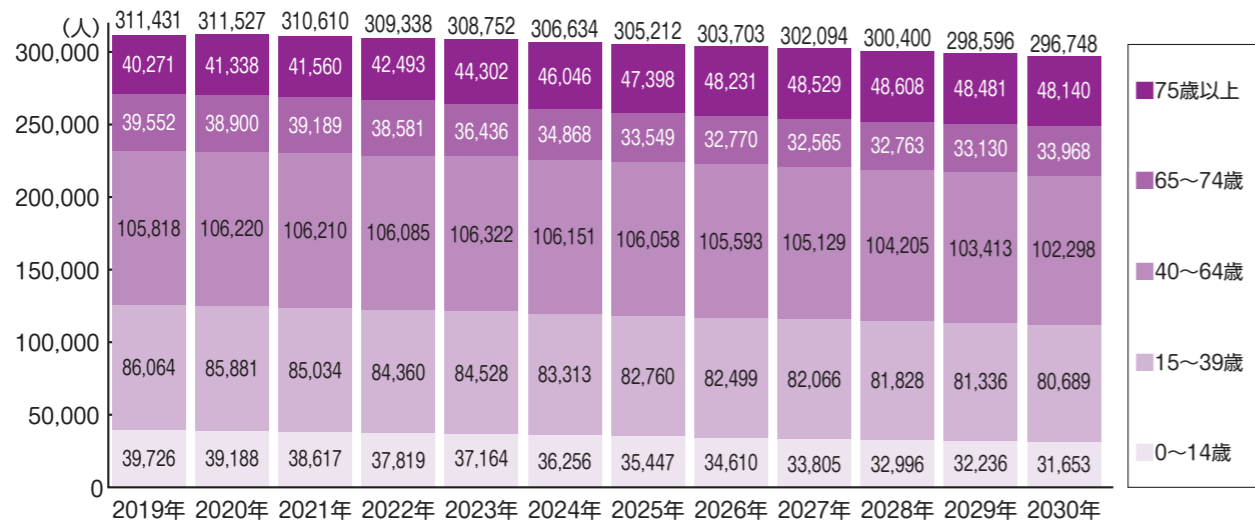


### (3)人口推計

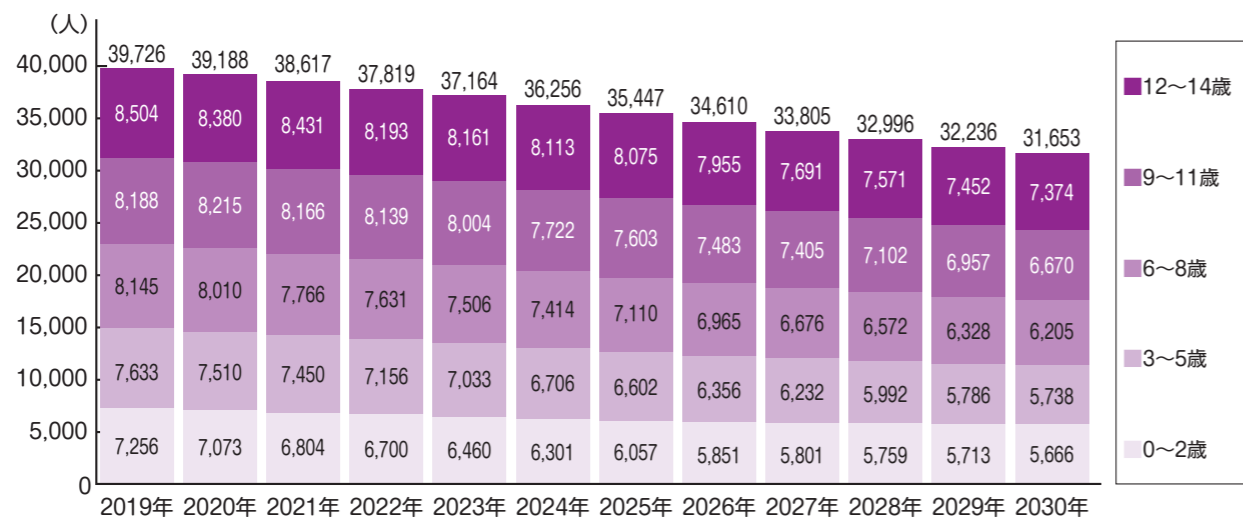
量の見込みを算出するにあたり、過去の男女別・年齢別人口の動態に基づいて推計を行いました。なお、推計方法は、最も一般的な手法であり、正確な推計が可能と考えられる「コーホート変化率法」を採用しています。

(図表: 2023年以前は実績、2024年以降は推計)

図表: 四日市市の人口推計



図表: 四日市市の人口推計(0~14歳まで)



人口推計の結果、少子化により人口減少が進むと推計され、0~14歳までの児童数が2025年から2029年の今後5年間で約10%減少すると予測されます。

## 2. 教育・保育の量の見込みと確保方策

### (1)利用実績の推移

[1号認定: 幼稚園・こども園教育利用の実績の推移] (各年度5月1日時点)

年齢	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
満3・3・4・5歳児	3,595	3,511	3,251	3,132	2,897
施設数(園)	36	36	36	39	47

[2号認定: 3歳児以上の保育園・こども園保育利用の実績の推移] (各年度4月1日時点)

年齢	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
3歳児	1,183	1,143	1,142	1,173	1,110
4歳児	1,196	1,251	1,179	1,202	1,238
5歳児	1,135	1,225	1,246	1,191	1,208
全体	3,514	3,619	3,567	3,566	3,556
施設数(園)	55	54	54	54	55

[3号認定: 3歳児未満の保育園・こども園、地域型保育事業所保育利用の実績の推移] (各年度4月1日時点)

年齢	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳児	223	206	190	238	202
1歳児	843	867	814	846	838
2歳児	1,025	1,023	1,044	1,009	1,068
全体	2,091	2,096	2,048	2,093	2,108
施設数(園)	76	75	75	75	76

[待機児童数の推移] (各年度4月1日時点)

年齢	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳児	0	0	0	0	3
1歳児	0	0	0	0	43
2歳児	0	0	0	0	13
3歳児	0	0	0	0	12
4歳児	0	0	0	0	1
5歳児	0	0	0	0	0
全体	0	0	0	0	72

## (2) 量の見込みと提供体制の確保内容

(人)

	令和7年度					令和8年度				
	1号		2号		3号	1号		2号		3号
	3・4・5歳	3・4・5歳	0歳	1歳	2歳	3・4・5歳	3・4・5歳	0歳	1歳	2歳
A 量の見込み(必要利用定員総数) (注: 1号認定の下段は下記参照)	2,823 (714)	3,516	221	833	1,080	2,629 (691)	3,476	230	849	1,019
B 提供体制の確保内容	4,511	3,791	454	2,053		4,165	3,825	449	2,048	
幼稚園	350					70				
幼稚園+一時預かり(預かり保育)	3,585					3,345				
保育園		1,868	212	962			1,644	184	858	
こども園	576	1,888	174	822		750	2,146	197	921	
こども園(鈴鹿市)		35	4	17			35	4	17	
地域型保育事業			64	252				64	252	
B-A	1,688	275	233	140		1,536	349	219	180	

令和9年度					令和10年度					令和11年度				
1号		2号		3号	1号		2号		3号	1号		2号		3号
3・4・5歳	3・4・5歳	0歳	1歳	2歳	3・4・5歳	3・4・5歳	0歳	1歳	2歳	3・4・5歳	3・4・5歳	0歳	1歳	2歳
2,508 (697)	3,489	238	870	1,034	2,327 (678)	3,436	245	891	1,052	2,169 (665)	3,391	251	909	1,071
4,060	3,882	452	2,068		4,060	3,882	452	2,068		4,060	3,882	452	2,068	
70					70					70				
3,165					3,165					3,165				
	1,644	184	858			1,644	184	858			1,644	184	858	
825	2,203	200	941		825	2,203	200	941		825	2,203	200	941	
	35	4	17			35	4	17			35	4	17	
		64	252				64	252				64	252	
1,552	393	214	164		1,733	446	207	125		1,891	491	201	88	

注) 1号認定の下段( )内の数字は、新2号認定の量の見込みを内数で表示。(各年度4月1日時点)

## (3) 提供体制の確保内容の考え方と教育・保育の一体的な提供及び推進体制の確保

### ① 現状の分析

本計画策定年度である令和6年度においては、6年ぶりに年度当初の待機児童が発生しました。令和6年4月1日時点の待機児童は72人で、内訳としては、81.9%が0～2歳の低年齢児です。これは、少子化によってこどもの数が年々減っているものの、共働き世帯の増加が続き、特に0～2歳の低年齢児の保育ニーズが高まっているためと分析できます。

さらに、72人の待機児童は地域に偏りなく分布していることから、一部地域で保育需要に偏りが生じている状況ではありません。

また、令和6年度当初における市全体での保育認定枠(2号認定・3号認定)の利用定員数は6,224人と、申込児童数5,943人を上回っており、利用定員に空きが生じていることから、市内で施設が不足しているわけではなく、公立園や一部の私立園において、保育士を十分に確保できれば、受け入れ園児数を増やすことができます。

こうしたことから、待機児童が発生した原因は、より多くの保育士の配置が必要となる低年齢児の申込み増加などによって、保育士が不足したことであると分析できます。

一方で、3歳以上については、3歳児の2号認定で若干の待機児童が発生したものの、1号認定・2号認定とも利用希望者数に対して、施設面・人材面ともに提供体制が確保されている状況と捉えています。

### ② 今後5年間の量の見込みについて

0～2歳(3号認定)の低年齢児の量の見込みについては、今後も引き続き増加する見込みとなっています。

一方で、3歳以上(1号認定・2号認定)の量の見込みについては、どちらも減少傾向であり、特に1号認定の減少幅が大きくなる見込みです。

### ③ 今後5年間の提供体制の確保方策について

提供体制については、「第2期計画」の期間中に保育所や小規模保育所等の施設の整備を進めたこともあり、「第3期計画」の各年度において、量の見込みに対し、利用定員の総数が上回っているため、施設面での提供体制は確保できている見込みです。

一方で、全国的に保育士不足が課題となっている中、本市においても低年齢児の保育ニーズの高まりに対応できるだけの保育士を確保することが年々難しい状況になっているため、様々な保育士等人材確保に関する事業を実施しています。

保育士等の処遇改善については、国の公定価格上での取組のほか、私立保育園・こども園で働く正規職員を対象に市独自の給与改善補助を実施しています。また、保育現場で働く職員の負担軽減の取組として、公・私立園の使用済み紙おむつの回収委託や公立園の事務支援員・用務員の配置、私立園の保育支援者配置の補助、保育業務支援システム導入等のICT化の推進に取り組んでいます。

令和6年度は、国が「児童福祉施設最低基準」を施行して以来76年ぶりとなる保育士配置基準の改定があり、3歳児、4歳以上児について、保育士1人あたりのこどもの人数が軽減されました。本市は1歳児についても、「こども4人につき保育士1人」という国基準を上回る独自の配置基準を設定し、さらに保育士の負担軽減と保育の充実を図っています。

次に、新たな保育士の確保や離職防止の方策として、令和5年度から「就労奨励金事業」を実施しています。これは、私立保育園・こども園・幼稚園に就職後、継続して勤務すると、1年経過後と3年経過後に「就労奨励金」として、それぞれ10万円を給付するものです。その他、潜在保育士や保育士に興味のある人を対象とした「四日市市保育士応援・魅力アップセミナー」の開催や、本市で働くことの魅力を伝えるPRパンフレット及びホームページの作成、保育団体の就職ガイダンスや高校生インターンシップ事業への支援など、様々な本市独自の事業を展開し、新たな保育士の確保に努めています。

今後については、「第3期計画」の利用定員を満たすだけの保育士を確保するため、国県補助事業や本市の単独事業を引き続き実施していくとともに、給与等の処遇のさらなる改善や「働き方や休み方の改善」につながる新たな事業などを行い、一度離職した後でも安心して長く働くことができるような労働環境の整備を進めていきます。また、取組の効果を高めるため、行政、各団体、養成校等の3者が連携・協力して保育人材の確保に関する取組を進めていきます。

### 3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

#### (1) 延長保育事業

保育園、こども園(保育認定)の在園児を対象に、通常の利用時間以外の時間において保育を行います。

■提供区域 市全域

■利用実績の推移(各年度累計) (園、人)

年度	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
実施施設数	32	32	32	32	32
利用児童数	222	218	223	211	—

#### ① 量の見込みと提供体制の確保内容 (人)

年度	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
A量の見込み(目標事業量)	228	226	229	229	230
B提供体制の確保内容	273	273	273	273	273
B - A	45	47	44	44	43

#### ② 提供体制の確保内容の考え方

現在も公立・私立の保育園、こども園で延長保育を実施しています。今後も引き続き、延長保育のニーズに応じた提供体制の確保を図ります。

また、保育の提供体制においては、保育の量だけでなく、質の向上も重要です。本市は、幼児教育・保育のさらなる質の向上を推進する拠点として、三重県で初めて市が運営する「幼児教育センター」を令和5年4月に設置しています。当幼児教育センターでは、「研修会の開催」、「幼児教育アドバイザーの訪問・相談事業」、「情報発信・研究」を行い、市内の幼児教育・保育施設で働く保育者をサポートしています。計画期間においては、幼児教育センターの機能強化に努め、保育士や保育教諭、幼稚園教諭の資質向上を図り、安心してこどもを預けられる環境を整えていきます。

公立幼稚園については、1号認定の減少傾向が数年前から続いており、こども園への移行による施設再編を図る必要があったことから、本市全体の就学前教育・保育施設について、長期的な見通しを示すため、令和5年3月に「四日市市認定こども園整備推進計画」を策定しました。計画期間を前期(令和5～11年度)と後期(令和12～21年度)に分け、こども園への移行による公立園の施設再編を計画的に進めています。前期の実施計画を着実に進めながら、今後の人口動態や就学前教育・保育ニーズの推移等を踏まえた後期計画を策定し、提供体制の確保に努めます。

また、私立幼稚園についても1号認定の減少傾向が続いているため、保育士資格を有している幼稚園教諭を低年齢児等の保育教諭として再配置するような私立幼稚園のこども園化について、希望する私立園への協議・支援も必要に応じて行っていきます。

## (2) - 1 一時預かり事業(幼稚園等における一時預かり・預かり保育)

幼稚園、こども園(教育認定)の在園児を対象に、通常の教育時間の前後や、土曜日・夏休み等の長期休業期間において、保育を行います。

■提供区域 市全域

■利用実績の推移(各年度累計) (延べ人数)

年度	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
延べ利用児童数	86,676	81,578	91,622	98,635	—

① 量の見込みと提供体制の確保内容 (延べ人数)

年度	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
A量の見込み(目標事業量)	95,322	91,383	89,724	85,589	82,000
B提供体制の確保内容	116,005	111,211	109,192	104,160	99,792
B - A	20,683	19,828	19,468	18,571	17,792

② 提供体制の確保内容の考え方

現在も私立の幼稚園、幼稚園型認定こども園の全園で預かり保育を実施しており、既存施設の提供体制で確保が図られています。今後も引き続き、事業を継続します。

## (2) - 2 一時預かり事業(保育園等における一時保育)

保護者の私用やリフレッシュ等を目的として、こどもの一時的な保育を行います。

■提供区域 市全域

■利用実績の推移(各年度累計) (園、延べ人数)

年度	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
実施施設数	17	17	17	19	22
延べ利用者数	5,193	5,566	6,153	6,291	—

① 量の見込みと提供体制の確保内容 (延べ人数)

年度	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
A量の見込み(目標事業量)	5,672	5,423	5,269	5,142	5,016
B提供体制の確保内容	6,872	6,872	6,872	6,872	6,872
B - A	1,200	1,449	1,603	1,730	1,856

② 提供体制の確保内容の考え方

現在も公立・私立の保育園、こども園で一時保育を実施しています。引き続き、一時保育のニーズに応じた提供体制を確保します。

## (3) 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園)

保護者の就労の有無に関わらず、6か月から満3歳未満の未就園児を保育所等の施設で月一定時間までの利用可能枠において保育を行います。

■提供区域 市全域

① 量の見込みと提供体制の確保内容 (人/年)

年度	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
A量の見込み(目標事業量)	0	24	24	23	23
B提供体制の確保内容	0	24	24	23	23
B - A	0	0	0	0	0

② 提供体制の確保内容の考え方

対象となる未就園児数から乳児等通園支援事業の想定利用数を算出し、当利用者が一児童あたり月10時間を利用するとした場合のニーズに応じた提供体制の確保を図ります。

## (4) 地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)

乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、育児負担の軽減と育児不安の解消を目的として、子育てについての相談や情報提供その他の支援を行います。

■提供区域 市全域

■利用実績の推移(各年度累計) (か所、延べ人数)

年度	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
実施施設数	20	22	23	23	23
延べ利用者数	71,479	73,810	94,039	104,059	—

① 量の見込みと提供体制の確保内容 (延べ人数)

年度	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
A量の見込み(目標事業量)	102,226	104,647	108,175	111,650	114,790
B提供体制の確保内容	121,719	121,719	121,719	121,719	121,719
B - A	19,493	17,072	13,544	10,069	6,929

② 提供体制の確保内容の考え方

単独型2か所、保育園・こども園併設型19か所、医療機関併設型2か所の計23か所の子育て支援センターにおいて、それぞれの特色を生かしながら育児相談や子育てに関する情報提供、こどもの遊びの場や保護者同士の交流の場を提供できる体制を確保します。

また、子育て支援センターがない地区への新規開設を目指し、こども園への移行などの機会に関係機関との調整を図ります。

## (5) 子育て短期支援事業(ショートステイ事業)

保護者の疾病等の事情により、養育が一時的に困難となった場合や緊急一時的に保護を必要とする場合などに、施設において一時的にこどもの養育または保護を行います。

■提供区域 市全域

■利用実績の推移(各年度累計) (延べ日数)

年度	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
延べ利用日数	672	579	460	530	—

① 量の見込みと提供体制の確保内容 (延べ日数)

年度	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
A量の見込み(目標事業量)	554	539	536	528	520
B提供体制の確保内容	600	600	600	600	600
B - A	46	61	64	72	80

② 提供体制の確保内容の考え方

ショートステイについては、児童養護施設及び乳児院を事業所指定して実施しているため、各施設の受入可能人数に制限があります。また、さらなる提供体制充実の方策としては、里親での一時預かりが考えられるものの、事業利用者のニーズ、里親の受け入れ体制、事業の利用調整体制等に課題があり、引き続き調査研究が必要です。

## (6) 病児保育事業

保護者の就労等の都合により、保育園や幼稚園、こども園、小学校に通っている児童が病気または病気の回復期にあり、まだ集団生活に不安がある間、一時的に児童の保育を行います。

■提供区域 市全域

■利用実績の推移(各年度累計) (か所、延べ人数)

年度	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
実施施設数	3	4	4	4	4
延べ利用者数	434	1,147	1,428	2,164	—

① 量の見込みと提供体制の確保内容 (か所、延べ人数)

年度	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
A量の見込み(目標事業量)	2,400	2,604	2,828	3,037	3,226
B提供体制の確保内容	3,540	3,540	3,540	3,540	3,540
B - A	1,140	936	712	503	314

② 提供体制の確保内容の考え方

病児保育室は、第2期計画期間において新たに1か所を開室し、市内のおおむね東西南北の各地域に1か所ずつ配置することができましたが、引き続き利用率の状況を注視し、市内医療機関の協力を得ながら、定員の拡充等について検討します。

## (7) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

育児の援助を受けたい人(依頼会員)と育児の援助を行いたい人(援助会員)が会員として登録し、相互の信頼と了解のもとに育児の援助を行います。

■提供区域 市全域

■利用実績の推移(各年度累計) (人、件数)

年度	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
依頼会員数	875	882	850	874	—
援助会員数	576	577	579	571	—
両方会員数	51	51	48	49	—
活動件数	1,282	1,144	1,396	1,330	—
預かり等(就学前)	806	695	789	858	—
預かり等(小学生)	475	448	603	465	—
病児	0	0	0	0	—
緊急対応等	1	1	4	7	—

① 量の見込みと提供体制の確保内容 (件数)

年度	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
A量の見込み(目標事業量)	1,396	1,386	1,384	1,373	1,363
B提供体制の確保内容	1,984	1,984	1,984	1,984	1,984
B - A	588	598	600	611	621

② 提供体制の確保内容の考え方

地域で行う子育て相互援助活動は、近年では保育園や幼稚園、こども園、小学校、学童保育所、習い事等への送迎が活動内容の大半を占めており、教育・保育等の補完的な役割と保護者の緊急サポート的な役割が大きくなっていますが、一部地域における依頼会員と援助会員の不均衡の改善に至っていないことから、事業の認知度を高め、相互援助活動の理解を深めるための一層の周知に努めます。

## (8) 放課後児童健全育成事業(学童保育所)

保護者の就労等により、昼間、留守家庭の小学校児童が放課後や夏休みなどに学童保育所に通所し、適切な遊びや指導員による健康管理、安全確保、情緒の安定など、家庭の保護機能の補完的役割を果たす生活の場として保育を行います。

■提供区域 市全域

■利用実績の推移 (か所、人)

年度	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
学童保育所数	66	68	69	72	73
利用児童数	2,277	2,387	2,457	2,610	3,023

※令和5年までは年間平均、令和6年は4月時点

① 量の見込みと提供体制の確保内容 (人)

年度	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
A量の見込み(目標事業量)	3,082	3,179	3,170	3,248	3,302
B提供体制の確保内容	3,401	3,585	3,709	3,709	3,709
B - A	319	406	539	461	407

※量の見込みは4月時点の人数を推計

② 提供体制の確保内容の考え方

こどもが安全・安心な環境で放課後を過ごすことができるよう、学校施設をはじめ、学校周辺の公共施設の利活用を推進するとともに、利用児童数の増加に対応した受け入れ枠拡大の支援に取り組みます。

学童保育所の整備にあたっては、安全・安心の確保に加え、生活の場として適切な環境が整えられるよう支援の充実を図ります。

## (9) 利用者支援事業

こども及びその保護者等が、その選択に基づき、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業を円滑に利用できるよう、情報提供や相談、助言等を行います。

■提供区域 市全域

■配置状況

類型	配置場所
特定型	総合会館 こども未来課内
基本型	単独型橋北子育て支援センター 単独型塩浜子育て支援センター こども子育て交流プラザ
こども家庭センター型	総合会館 こども保健福祉課・こども家庭課内

### ① 量の見込みと提供体制の確保内容

(か所)

年度	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
A量の見込み(目標事業量)	5	5	5	5	5
B提供体制の確保内容	5	5	5	5	5
特定型	1	1	1	1	1
基本型(地域子育て相談機関)	3	3	3	3	3
こども家庭センター型	1	1	1	1	1
B - A	0	0	0	0	0

### ② 提供体制の確保内容の考え方

各施設に配置された利用者支援専門員等の情報共有や連携体制の充実を図りながら、子育て支援情報の発信に取り組み、また、橋渡し役としてそれぞれの家庭に合った子育て支援の情報提供や相談、助言等を行います。

## (10) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持増進を図り、安全・安心な妊娠・出産に資するため、妊婦が希望する医療機関で適切な妊婦健康診査が受診できるよう公費で負担して実施します。

■提供区域 市全域

■利用実績の推移(各年度累計)

(人、延べ人数)

年度		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
妊娠届出者数		2,266	2,277	2,157	2,047	—
受診者数	1～5回	10,474	10,852	10,358	9,764	—
	6～10回	9,654	10,289	9,566	9,053	—
	11～14回	5,014	5,342	4,965	4,603	—

### ① 量の見込みと提供体制の確保内容

(人、回)

年度		令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み(目標事業量)	人数	1,924	1,911	1,895	1,877	1,864
	健康診査回数(一人あたり)	12.3	12.3	12.3	12.3	12.3
提供体制の確保内容	実施場所	妊婦健康診査を受診できる三重県内の医療機関及び助産所				
	実施体制	三重県市長会が委託した医療機関及び助産所				
	検査項目	三重県及び市町と三重県医師会が定める健康診査の内容				
	実施時期	妊娠届出の日から出産の日まで(通年実施)				

### ② 提供体制の確保内容の考え方

妊婦の健康意識の向上と経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産ができる体制を確保します。三重県市長会として、三重県医師会及び県内の妊婦健康診査を実施できる医療機関、助産所と委託契約を締結し、公平な受診機会と必要な検査項目を確保します。

また、里帰り出産などのため、県外の医療機関や助産所で妊婦健康診査を受診した場合は、契約単価を上限として費用の助成を行います。

## (11) 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問事業)

保健師・助産師・看護師等の専門職及びこんにちは赤ちゃん訪問員が、おおむね生後4か月に達するまでの乳児がいる家庭を全て訪問し、育児に関する相談や情報提供、養育環境等の把握を行います。

■提供区域 市全域

■利用実績の推移(各年度累計) (人)

年度	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
出生届出数(対象者数)	2,134	2,266	2,159	1,968	—
訪問実施者数	2,241	2,249	2,263	2,074	—
専門職の訪問	814	730	753	694	—
訪問員の訪問	1,427	1,519	1,541	1,406	—

訪問実施者数=延べ対応者数、専門職と訪問員の重複有

① 量の見込みと提供体制の確保内容 (人)

年度	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み(目標事業量)	1,937	1,924	1,911	1,895	1,877
提供体制の確保内容	実施体制	専門職(保健師・助産師・看護師)及びこんにちは赤ちゃん訪問員			
	実施機関	こども保健福祉課			

② 提供体制の確保内容の考え方

各年度の0歳児人口を目標事業量とし、100%実施できる体制を確保します。専門職(保健師・助産師・看護師)とこんにちは赤ちゃん訪問員が連携して訪問し、必要に応じて情報共有しながら、生後4か月に達するまでの全ての乳児がいる家庭を訪問します。

また、長期入院や長期里帰りの場合、生後4か月以降も状況把握に努め、自宅へ戻った後、家庭訪問を実施するなど、全数訪問を目標とします。

## (12) 産後ケア事業

心身ともに不安定になりやすい産後1年未満の時期に、育児支援を必要とする母子に対して、助産師等による家庭訪問や医療機関等の施設において心身のケア及び育児サポートを実施します。(訪問型、デイケア型、宿泊型として実施)

■提供区域 市全域

■利用実績の推移(各年度累計) (延べ人数)

年度	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
延べ利用者数	170	279	633	770	—

① 量の見込みと提供体制の確保内容 (延べ人数)

年度	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
A量の見込み(目標事業量)	1,050	1,043	1,035	1,027	1,017
B提供体制の確保内容	1,050	1,043	1,035	1,027	1,017
B - A	0	0	0	0	0

② 提供体制の確保内容の考え方

令和6年度に産後ケア事業の対象者を拡大し、体調や育児に不安のある産後1年未満の産婦であれば利用可能としたことに伴い、利用者が増加したことを考慮し、目標事業量を算出し、希望者全数が利用できる提供体制を確保します。実施にあたっては、メンタルヘルスの対応が必要なケースもあるため、医療機関等や三重県とも連携を図り、提供体制の確保に努めます。

### (13) 妊婦等包括相談支援事業

妊婦のための支援給付と組み合わせて実施し、妊産婦及びその配偶者等との面談等により心身の状況や養育環境を把握し、必要な支援につなげるほか、母子保健や子育て支援サービスに関する情報提供や相談支援を行うことで、妊娠期から子育て期までの切れ目のない伴走型支援の充実を図ります。

■提供区域 市全域

■利用実績の推移(各年度累計) (延べ件数、回答数)

年度	令和5年	令和6年
延べ面談件数	3,916	—
妊娠8か月アンケート回答数	754	—

① 量の見込みと提供体制の確保内容 (延べ件数)

年度	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
A量の見込み(目標事業量)	5,772	5,733	5,685	5,631	5,592
B提供体制の確保内容	5,772	5,733	5,685	5,631	5,592
B - A	0	0	0	0	0

② 提供体制の確保内容の考え方

各年度の翌年度の出生数に対し、3回面談(うち1回は妊娠8か月頃に実施するアンケートの回答で希望する者に対して実施)することを目標事業量とし、妊娠の届出をした妊婦及びその配偶者等と保健師等の専門職員が確実に面談を実施できる体制を確保します。また、出産後には、乳児全戸訪問事業などの機会を活用して、市職員(保健師・助産師・看護師)やこんにちは赤ちゃん訪問員等が全ての乳児の養育者と面談を行い、母子保健や子育てに関する情報の提供や相談等を実施します。

### (14) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を養育支援訪問員(保育士等)や保健師が訪問して、支援計画に基づき、養育に関する相談、指導、助言等の専門的支援を行います。

■提供区域 市全域

■利用実績の推移(各年度累計) (世帯数、延べ訪問回数)

年度	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
訪問家庭数	78	30	36	26	—
延べ訪問数	749	203	326	226	—

① 量の見込みと提供体制の確保内容 (世帯数、延べ訪問回数)

年度	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み(目標事業量)	訪問世帯数	30	30	30	30
	延べ訪問数	360	360	360	360
提供体制の確保内容	実施体制	支援計画に基づく養育支援訪問員及び保健師等の派遣 ・養育支援訪問員2名及び保健師等が、概ね週1回程度の家庭訪問を実施し、養育に関する相談、指導、助言等の専門的支援を実施します。			
	実施機関	こども家庭課			

② 提供体制の確保内容の考え方

訪問は、養育支援訪問員が主体となって実施しており、原則として、保健師や助産師による支援は、養育支援訪問員の訪問時に補完的に行います。

今後も、養育支援訪問員2名による実施体制(約30世帯の支援)を確保し、事前アセスメントによる支援計画の作成、支援の実施、実施後の評価、支援改善というプロセスを特に重視しつつ、対象世帯へのきめ細やかな寄り添い支援を実施していきます。

## (15) 子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家事代行や子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整えます。

### ■提供区域 市全域

#### ① 量の見込みと提供体制の確保内容 (延べ訪問回数)

年度	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
A量の見込み(目標事業量)	324	412	412	412	411
B提供体制の確保内容	350	450	450	450	450
B - A	26	38	38	38	39

#### ② 提供体制の確保内容の考え方

子育てに不安があるなど、継続的な支援を必要とする家庭に対し、家事支援及び子育て支援を実施する訪問支援員を安定して派遣できる体制(年間を通じ、家事支援250回・子育て支援200回の派遣ができる体制)を確保します。

なお、令和7年度は事業開始初年度であり、7月開始を見込んでいます。

## (16) 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方などの知識や方法を身に付けるため、当該保護者等に対して、講義、グループワーク、ロールプレイ等のペアレント・トレーニングを実施します。

### ■提供区域 市全域

#### ① 量の見込みと提供体制の確保内容 (世帯数)

年度	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
A量の見込み(目標事業量)	20	19	19	18	18
B提供体制の確保内容	20	20	20	20	20
B - A	0	1	1	2	2

#### ② 提供体制の確保内容の考え方

ペアレント・トレーニングに興味を持つ人が気軽に受講できるよう、児童家庭支援センターと必要な連携を行い、年間を通じ、20世帯が講義を受けられる体制を確保します。

## (17) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

経済的に困難な状況にある世帯の子ども及び全ての第3子以降の子どもが、特定教育・保育等の給付を受けた場合において、実費で徴収される副食費に対し助成し、これらの子どもの円滑な特定教育・保育の利用を図ります。

### ■提供区域 市全域

#### ■利用実績の推移(各年度累計) (延べ人数)

年度	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
延べ支給児童数	6,208	6,375	5,909	5,552	—

#### ① 量の見込みと提供体制の確保内容 (延べ人数)

年度	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み(目標事業量)	5,034	4,688	4,472	4,150	3,868

#### ② 実施内容

令和元年10月より開始した幼児教育・保育の無償化に伴い、公立幼稚園や新制度に移行していない私立幼稚園に通う年収360万円未満相当世帯の子どもと、全ての第3子以降の子どもに係る副食費に対して助成を行います。

## (18) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

幼児教育・保育の無償化の対象とならないものの、地域や保護者のニーズに応じて地域において重要な役割を果たしている、小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動を行う施設等を利用する幼児の保護者の経済的負担を軽減する観点から、その利用料の一部を補助します。

### ■提供区域 市全域

#### ■利用実績の推移(各年度累計) (人)

年度	令和4年	令和5年	令和6年
対象幼児数	4	2	—

#### ① 量の見込みと提供体制の確保内容 (人)

年度	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み(目標事業量)	2	2	2	2	2

#### ② 実施内容

小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動を行う施設等に対し、基準適合審査を実施のうえ、その施設等を利用している全ての幼児の保護者に利用料の一部を補助することで、保護者の経済的負担の軽減を図ります。

## 4. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

子ども・子育て支援法の改正に伴い、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が開始されました。この改正により、従来より「子どものための教育・保育給付」として給付対象とされていた幼稚園、保育所等の保育料が無償化されたほか、これまで法に位置づけられていなかった新制度未移行幼稚園や認可外保育施設、幼稚園預かり保育等を利用した際の利用料に対する給付制度が「子育てのための施設等利用給付」として創設されました。

特定子ども・子育て支援施設の確認や公示、指導等の法に基づく事務の執行などにおいて、市町村は都道府県に協力を要請することができることを踏まえ、本市においても、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施が行われるよう、地域子ども・子育て支援事業の届出に関する情報や認可外保育施設の届出、監査状況、関係法令に基づく是正指導や立入調査等について三重県と情報共有や連携を図ります。



### こどもまんなか応援サポーター

#### ●こどもまんなか応援サポーターとは…

こども家庭庁が掲げる「こどもまんなか」の趣旨に賛同し、こどもの意見を聴き、尊重し、こどものにとって良いことは何かを考え、実際に行動する団体、企業、自治体こと。

四日市市は、令和5年7月7日に「こどもまんなか応援サポーター」を宣言しました。



#### ●こどもまんなかとは…

すべてのこどもや若者たちが  
幸せに暮らせるように、  
常にこどもや若者の今と  
これからにとって  
最もよいことは何かを考え、  
社会全体で支えていくこと。

#### 「こどもまんなか」なアクションの例

- ✓ こども会議を開いて、こどもの意見を聴いて●●に反映した
  - ✓ 電車の乗り降りで、ベビーカーを優先する
  - ✓ トイレの行列などで子連れに順番を譲っている
  - ✓ 荷物を持っている子連れにドアを開ける
  - ✓ お店に子連れ優先席をつくる など
- できることから、ご協力をお願いします。



出典:こども家庭庁(参照2024-10-22)

(<https://www.cfa.go.jp/policies/kodomo-mannaka/ouen-supporters/>)



## はじめの100か月の育ちビジョン(令和5年12月22日閣議決定)

- 「はじめの100か月」は、生涯の幸せを育てる。
- 妊娠期から小学校1年生までがほしい100か月にあります。
- この時期に、こどもは様々な人やモノ、環境とのはじめての出会いを繰り返しながら育っていきます。
- だからこそ、こどもが人生の最初の一步を踏み出せるよう、社会全体で支え、応援していくことが大切です。
- そこで国は、令和5年12月22日に「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン(はじめの100か月の育ちビジョン)」を示しました。

みんなで大切に  
『はじめの100か月』

#### ●ビジョン01 こどもの権利と尊厳を守る

全てのこどもに権利があります。こども一人ひとりの思いや願いを大切にしていきます。

#### ●ビジョン02 「安心と挑戦の循環」を通してこどものウェルビーイングを高める

こどもは、大人との「アタッチメント(愛着)」<安心>を土台として、「遊びと体験」<挑戦>を繰り返しながら成長していきます。

#### ●ビジョン03 「こどもの誕生前」から切れ目なく育ちを支える

こどもの成長に応じた環境の変化が育ちの「切れ目」を生まないように、全ての関係者で連携して育ちを支えることが重要です。

#### ●ビジョン04 保護者・養育者のウェルビーイングと成長の支援・応援をする

こどもに最も近い存在の保護者・養育者がこどもとともに育つことができるように、様々な人や機会を支えています。

#### ●ビジョン05 こどもの育ちを支える環境や社会の厚みを増す

こどもや子育てに直接関わりがある人も、ない人も、全ての人がかこどもの育ちにとって大切な役割を担っています。

出典:こども家庭庁(参照2024-10-25)  
([https://www.cfa.go.jp/policies/kodomo\\_sodachi](https://www.cfa.go.jp/policies/kodomo_sodachi))

## 1. 計画策定の経過

年月日	内容
令和5年 8月18日	第1回子ども・子育て会議(令和5年度) ・子ども・子育て支援事業計画策定に向けたアンケート調査の概要について
11月14日	第2回子ども・子育て会議(令和5年度) ・こども計画策定に向けた国の動向やスケジュールについて ・アンケート調査の詳細について
11月下旬 ～12月下旬	子どもの生活実態調査
令和6年 1月中旬 ～2月中旬	【未就学保護者対象】量の見込み等調査 【小学生低学年保護者対象】量の見込み等調査 【中学生対象】こども施策検討に関する調査
3月11日	第3回子ども・子育て会議(令和5年度) ・こども大綱を踏まえたこども計画の検討について ・アンケート調査結果(速報版)の報告
5月13日	第1回子ども・子育て会議(令和6年度) ・アンケート調査結果の分析・考察の報告 ・こども計画(骨子案)について ・計画策定に係るワークショップ及びヒアリング調査の内容について
7月22日	第1回青少年問題協議会(令和6年度) ・こども計画の策定及びこどもの居場所づくりについて
7月～8月	・ワークショップ(中学生2回、高校生2回、子育て当事者2回) ・ヒアリング調査(こども・子育て支援関係団体10団体)
8月1日	第1回総合教育会議(令和6年度) ・こども計画の策定及びこどもの居場所づくりについて
8月5日	第2回子ども・子育て会議(令和6年度) ・ワークショップ及びヒアリング調査結果(速報版)の報告 ・こども計画(骨子案)及び計画の構成について ・子ども・子育て支援事業計画の量の見込みと提供体制の確保について
11月12日	第3回子ども・子育て会議(令和6年度) ・こども計画(素案)について
12月20日～ 令和7年 1月20日	パブリックコメント
2月4日	第4回子ども・子育て会議(令和6年度) ・こども計画(最終案)について

## 2. 四日市市子ども・子育て会議委員名簿

氏名	選出団体等	備考
伊藤 嘉泰	株式会社 中村組 執行役員 総務部長	
岩田 久二雄	四日市市立中学校長会	
上野 尚子	四日市市学童保育連絡協議会 事務局長	
小林 理華	北勢地域若者サポートステーション 所長・総括コーディネーター	
鈴木 恵介	四日市市PTA連絡協議会 副会長	
瀬戸 美奈子	三重大学 教育学部 教授	
高木 良明	エスペランス四日市 施設長	
高橋 雅紀	四日市市立小学校長会	
田中 宏明	NPO法人あったかコムユRみえ 副代表	
中川 祥子	スクールソーシャルワーカー	
中島 昭子	四日市市子ども会育成者連絡協議会 副会長	
生川 宗利	四日市市民生委員・児童委員協議会連合会 理事	
西村 太希	四日市市PTA連絡協議会 会長	
橋本 宗子	四日市市民生委員・児童委員協議会連合会 主任児童委員部会 部会長	
原田 千代子	四日市私立幼稚園・認定こども園協会	
福岡 由紀	四日市私立保育連盟	
藤川 聖菜	四日市大学 総合政策学部	
油田 千鳥	NPO法人四日市まんなかこどもステーション 理事長	
渡邊 顕一郎	日本福祉大学 教育・心理学部 教授	会長

(敬称略、五十音順) 令和6年10月末時点

こども計画の策定にあたって

こども・若者・子育て当事者を取り巻く現況

こども計画の基本的な考え方

本市の取組・事業

全世代共通

子育て当事者

誕生前から就学前まで

学童期・思春期

青年期

計画の推進にあたって

第3期四日市市子ども・子育て支援事業計画

参考資料

### 3. アンケート調査の概要について

調査名	主な調査目的	調査対象者(サンプル数)	回収率
子どもの生活実態調査	こどもと保護者をめぐる生活の状況や支援ニーズについて、当事者自身に直接尋ねることで実態を把握する。	小学5年生、中学2年生の児童生徒とその保護者(5,111件)	93.1%
量の見込み等調査	子育て世帯の状況及び教育・保育、こども・子育て支援に関するサービスの利用状況及び今後の利用希望を把握し、計画を策定するための基礎資料とする。	0～5歳児の保護者(抽出3,500人)	68.6%
		小学1～3年生の保護者(7,286人)	57.8%
こども施策検討に関する調査	計画策定にあたって、こども・若者の意見を反映した施策を検討するため、意見聴取を行う。	中学3年生、高校2,3年生(6,548人)	16.5%

本調査結果については、市公式ホームページに掲載していますので、以下からご覧ください。  
<https://www.city.yokkaichi.lg.jp/www/genre/1721701417645/index.html>



### 4. ワークショップの概要について

<ワークショップの内容>

参加者	テーマ
中学生	市長に実現してほしいこども・若者の政策 ・四日市市の好きなところ、不便・不安なところなどについて ・理想のまちのイメージについて ・理想の実現に必要な取組、市に実施してほしいことなどについて
高校生	
子育て当事者(未就学保護者)	共働き・子育てに必要な支援策 ・四日市市の子育て環境の好きなところ、不便・不満なところなどについて ・理想のまちのイメージについて ・理想の実現に必要な取組、市に実施してほしいことなどについて

<ワークショップの意見>

ワークショップで出された主な意見は以下のとおりです。  
 表の右欄の●は、中は中学生、高は高校生、子は子育て当事者のワークショップで出された意見であることを示しています。

#### ◆子育て支援

意見	中	高	子
親が病気の際に、こどもの面倒を見てくれるサービスがほしい	●	●	●
図書館の規模を大きくし、読み聞かせなどサービスを充実する	●	●	●

意見	中	高	子
働きやすいように、日曜保育や一時保育など、預かり支援を充実してほしい	●	●	●
少子化対策として、こどもへの支援制度を充実してほしい	●		
こどもを持つ親が交流できる場所をつくる		●	
親への支援を充実し、親がゆとりをもって子育てできるようにする			●
こどもの年齢や親の収入に左右されない平等な支援をしてほしい			●
こどもが医療を受けやすい環境を整備してほしい			●
保育園などに入れるよう、地域のニーズを把握し、保育サービスを充実してほしい			●
送迎支援ステーションを整備してほしい			●
保育士を確保するためにも、賃金を上げるなど待遇を改善してほしい			●
補助金を充実させてほしい(育休中の会社・保育園・学校・学童保育所・特別支援など)			●
自治会やPTAの活動を縮小して負担を軽減してほしい			●
地域全体で子育て世帯を優しく見守ってほしい			●
男性が育児しやすくなり、よかパパが増えてほしい			●
子育てについて頼れる場所が必要と感じる			●
少子化対策として、奨学金の一部・全額返済を免除する			●

#### ◆こどもの権利

意見	中	高	子
こどもが意見を言える場をつくる(こどもの模擬議会、スマホを使ったアンケートなど)	●		●
「高校生のくせに」と言って、高校生を悪者にしないでほしい		●	
こどもの権利を学べる機会を増やし、こどもの権利を大切にできるまちにしたい			●
子育て支援を行っている企業を支援してほしい(時短勤務、テレワーク、フレックスタイム制、休暇)			●
こどもを連れていくことが後ろめたくないように、こどもに優しい人が増えるとよい			●

◆学校教育

意見	中	高	子
他県の高校生たちに負けないように、学習環境を整え、オンライン学習のような、学びやすいような環境が整っているまちにしてほしい	●	●	●
小学生に比べて中学生以上が体験できる機会が少ない。職業体験やインターンシップの充実など経験値を高められるようなまちにしてほしい	●	●	
海外との交換留学を積極的に受け入れるなど、留学支援をしてほしい	●	●	
制服の種類を増やしてほしい	●		
学校の設備を整備してほしい(空調、古くて危ない場所)	●		
学習施設や学べる場所が多いまちにしてほしい	●		
お金についての授業をしてほしい	●		
大学や高校を紹介してほしい	●		
専門的な学校を増やしてほしい(工業高校、商業高校など)		●	
小学校の給食費を無償化してほしい			●

◆こどもの居場所づくり

意見	中	高	子
学生が勉強できる自習室や自由に使えるスペースがほしい	●	●	
学童保育所や児童館をもっとつくって、こどもたちの居場所を設けてほしい	●	●	
こども食堂を充実させてほしい	●		
中学生が遊べる場所、行きやすい場所がほしい	●		
夏休みの学童保育に給食を出してほしい			●

◆まちづくり・地域活動

意見	中	高	子
広い公園や遊べる施設がほしい	●	●	●
天気に関係なく、こどもが安心して遊べるように、室内施設がほしい	●	●	●
施設や交通機関で、高校生まで使える割引が多くあるとよい	●	●	
駅周辺や商店街、市民公園など、治安が良くなってほしい	●	●	

意見	中	高	子
小さい水族館をつくってほしい	●	●	
保護者の理解や技術ある指導者のもとで、スポーツや全国大会などができるまちにしてほしい	●	●	
夜景を見やすくするなど、観光しやすいように整備する	●		
スポーツ施設や公園を増やしてほしい(スケボー、バスケットボール、サッカー、野球、その他運動コース)	●		
まちに緑がいっぱいあるとよい	●		
駅に誰でも使える傘を置く	●		

◆交流・イベント

意見	中	高	子
世代を超えて、たくさんの人と交流できるようになるとよい(イベントの開催、施設の充実)	●	●	●
ワークショップを開催して、まちづくりについて考える機会をつくり、当事者意識を高める機会をつくってほしい	●	●	●
自然を守り、イベントや体験施設など、自然に親しめる場や機会をつくってほしい	●	●	
地域の人たちと交流し、互いに声を掛けあえるまちにしてほしい	●		●
こどもが自主的に行動できるイベントを増やしてほしい	●		●
地域のお楽しみ会を日曜日に開催してほしい	●		●
地域のイベントや行事を拡充してほしい	●		●
こども同士が学校を超えて、交流できる機会が増えるとうい	●		
様々なイベントや祭りを開催して、広く周知してほしい	●		
一緒にゲームができるイベントを開催してほしい	●		
地域の人たちに、救命講習を行いたい	●		
世代を超えて一緒に何か大きなプロジェクト等に取り組み、一緒にまちを発展させていく活動を行いたい		●	
防犯イベントを開催してほしい		●	
大人の意識を改革し、乳幼児期からいろいろな体験・経験できる機会を充実させてほしい			●

### ◆シティプロモーション

意見	中	高	子
高校生観光大使を設けるなど、若者がPRに関わる機会を設け、活気や元気を発信できるとよい	●	●	
有名人やインフルエンサーに協力してもらい、SNSを利用して市をPRする	●	●	
名物になる食べ物など、特産品が増えてほしい	●	●	
こども計画を象徴するもの(絵など)を、みんなでつくって、近鉄四日市駅に飾る。また、近鉄四日市駅のリニューアルを市外の人にも周知する	●		

### ◆交通

意見	中	高	子
交通機関の充実や料金の値下げを行い、移動が便利になるとよい	●	●	
安全できれいな道路に整備してほしい(歩道の拡張、段差、横断歩道、自転車道、街路樹の整備など)	●	●	
駅に自転車を止める場所を増やしてほしい	●		
渋滞を減らしてほしい		●	
電動キックボードを誰でも使えるようにしてほしい		●	
駅のホームに柵がほしい		●	
歩行者に優しいまち(特にこども)、車はゆっくり走ってほしい			●

### ◆企業支援

意見	中	高	子
行きたいと思える店が少ない。店舗が増え、活気あるまちになるとよい	●	●	
商店街がきれいで明るくなり、こども食堂や保育園、文房具店など、こどもに関係する店舗などが増えるとよい	●		
働きやすく、長く雇用してもらえる会社が多くあるとよい		●	
託児所(スペース)付オフィスの整備をしてほしい			●

### ◆環境

意見	中	高	子
公害のイメージをなくして、プラスのイメージがほしい	●	●	
車を使わず、バスや電車を使うなど環境に配慮する	●		

意見	中	高	子
ポイ捨てが多いので、ごみ拾いのイベントを開催するなど、ごみのない清潔なまちになるとよい		●	
海をきれいにし、ビーチをつくるなど夏に楽しめるようにしてほしい		●	

### ◆行政

意見	中	高	子
税収を増やす	●		●
こども関連の予算が多くなるとよい	●		
フリーWi-Fiを安定して使えるようにしてほしい		●	
申請などの手続きや回覧板などにITを活用してほしい			●

### ◆理想のまちのイメージ

意見	中	高	子
安心して子育てしやすいまちにしてほしい	●	●	●
みんなが住みやすいまちにしてほしい	●	●	●
こどもから大人まで、楽しく過ごせるまちにしてほしい	●	●	●
こどもが大人になっても、住みたいと思えるまちにしてほしい	●	●	●
みんながお互いに認め合い、ありのままに笑って暮らせる、多様性のあるまちにほしい(英語標識、バリアフリー、ユニバーサルデザイン、外国籍住民との交流)	●	●	●
三重県を代表するような、他市に負けない四日市にしてほしい	●	●	
遊ぶところが充実していて、市外から遊びに来たいと思ってもらえるまちにほしい	●	●	
話題になるようなスポットがあり、市外から観光に来てもらえるまちにほしい	●	●	
今ある伝統を残し、発展させられるまちにほしい	●	●	
保護者もこどもも幸せを感じられるまちにほしい	●		●
若者が輝けるまちにほしい	●		●
環境と産業が両立し、基盤がしっかりとした豊かなまちにほしい	●		●
何でもチャレンジできる場所や機会があるまちにほしい	●		
サステナブルなまちになってほしい	●		
市民が誇れるまちにほしい		●	

## 5. ヒアリング調査の概要について

### <ヒアリング調査の方法>

調査にあたっては、調査団体等に対し、事前にヒアリングシートを送付し、以下の質問にお答えいただいた上で、対面にて、その回答内容について、詳細を尋ねました。

### <ヒアリング調査の内容>

- ・団体等の活動内容をお聞かせください。
  - ・団体等として、うまくいっていることや課題をお聞かせください。
  - ・子ども・子育てを取り巻く状況や課題をお聞かせください。
- ※これ以降の質問は、本計画の「子ども・若者施策の重要事項」の中で、調査団体等が特に関わりの深い事業に特化して尋ねました。
- ・子どもまんなか四日市としての評価をお聞かせください。
  - ・子どもまんなか四日市の実現に向けて、団体等が考える理想の姿をお聞かせください。
  - ・団体等としての、今後の展望をお聞かせください。
  - ・その展望を実現するため、子どもまんなか四日市の実現に向けて、市として取り組むべき施策・事業等のアイデア、連携・協働のイメージをご教示ください。

### <ヒアリング調査の意見(抜粋)>

#### ◆子育て支援

- 子育て支援センターや児童館を地域ごとに設けてほしい
- 土日でも開かれた子育て支援の場があるとよい
- 子どもの支援を行う施設については、おむつ替えがしやすいように整備してほしい
- 子どもが大切だという認識が、社会全体に広まるとよい
- 災害時の子どもや保護者、妊産婦への対応を充実させてほしい
- きょうだいと同じ保育園に通えるようにしてほしい
- きょうだいを保育園に入れるため、保育ポイントの加算を実施してほしい
- 第2子以降に、保育料が半額になる制度を復活してほしい
- 保護者同士の交流や地域社会とのつながりが、子育てにとって重要だと感じる。保護者が複数のつながりを持てるようになるとうい
- ファミリー・サポートでは、支援できる範囲に限りがあるため、ソーシャルワーカーを設置するなど、家庭生活をフォローできる体制があるとよい
- 各種申請や更新手続きなどの電子化をしてほしい
- 支援充実のために、多職種なサービスのネットワークづくりが必要と感じる

#### ◆男性の子育て参加

- 父親同士の交流は、母親同士に比べると少ないと感じる
- 父親を対象にした相談や指導などを増やし、男性が育児に参加しやすい環境づくりをしてほしい
- 男子中高生が乳幼児と関わる機会や、高齢男性が子育て経験を後世に共有できる機会などがあるとよい

#### ◆障害者支援

- 医療的ケア区分を見直すなど、医療の進歩に応じて柔軟な支援を実現してほしい
- ショートステイを利用できる日数の制限を見直してほしい
- 災害時の電力確保や薬の事前準備など、緊急時の個別支援計画作成に行政の支援があると助かる
- 医療的ケア児の状況を、地域の人たちに知ってもらいたい
- 医療的ケア児が施設への入場を拒否されないよう、社会的意識を高めてほしい
- 医療的ケア児への支援として、家族への支援を充実させてほしい
- 18歳以上の障害者に対する、切れ目のない支援を実現してほしい
- 医療的ケア児や重度心身障害児のために、大人用の介護ベッドを備えたトイレを整備してほしい
- 障害者も利用しやすいように、市役所の設備や関係課の配置を見直してほしい
- 医療的ケア児の送迎サービスを実施してほしい
- 医療的ケア児が社会参加できる機会を創出してほしい
- インクルーシブ公園の設置やバリアフリー対応の室内遊び場がほしい
- 発達障害を持つ人の雇用を確保するために、事業者への支援が必要である

#### ◆学校教育

- 外国にルーツをもつ子どもへの対応について、行政にも協力してほしいときがある
- 教員を補助する人の配置や、校内カフェのように民間事業者が学校に出入りできるとよい
- いじめ対策は被害者救済も大切だが、加害者に焦点を当て行動の背景などを明確化することも重要と感じる
- 読み書きが苦手な子どもを補助する器具の貸し出しや授業のサポートができる、リソースセンターのようなところがほしい
- 学校卒業後に支援が途切れることがないよう、切れ目のない支援を充実させてほしい
- 児童精神科の充実や、市内の小児科医に対してスキルアップ支援などを行ってほしい
- 不登校の子どもがひきこもりにならないように、外出しやすい環境づくりが必要と感じる

## ◆こどもの権利

- こどもに対して権利に関する教育や、実生活に必要な情報や情報リテラシーなどの教育が必要と感じる
- 保護者に対するこどもの権利教育などを、こどもが幼いうちに実施するとよい
- こどもの意見を聴き、参加できるような仕組みをつくり、こどもが参加できる社会を目指してほしい
- 施策や条例などを定める際には、こどもの権利を保障する文言を入れてほしい

## ◆最近のこども・若者の傾向

- 主だった理由がない場合や、ささいな理由で不登校になるこどもが増えている
- 幼少期から集団行動を余儀なくされるため、周囲の評価を気にするこどもが多い
- 発達障害のこどもが増えているように感じる。周囲の理解と対応が必要に感じる
- 失敗経験が少なく自己肯定感の低いこどもや若者が増えている。様々な体験機会の提供やサポート体制が必要と感じる

## ◆こどもの居場所

- こどもが遠慮なく遊べる場所があるとよい
- こどもが家庭で生活できる時間が増えるよう、企業に働きかけて保護者が早く帰宅できるとよい
- こどもが保護者以外の大人と関わる場所があるとよい
- こどもの学習支援は、生活保護受給世帯しか利用できない状況にあるため、利用条件を緩和してほしい
- こどもの居場所づくりを兼ねた学習支援ができるとよい
- 小学生に比べて中高生の居場所が少ないため、中高生が気軽に利用できる居場所があるとよい
- 飲食店の「こどもの居場所」への参加促進モデル事業のような取組が、常習的に行われるとよい
- こどもの居場所に偏りがあるため、複数の居場所を持てるようになるるとよい

## ◆生活困窮家庭への支援

- 生活困窮家庭のこどもが訪れやすい支援場所があるとよい
- 二人親の生活困窮家庭に対しても支援の充実が必要と感じる
- 一人ひとりの置かれている状況が異なるため、個別に支援できるようになるとよい
- 生活困窮家庭への支援の方法は、別の用途に使わないように工夫が必要である
- 困窮が深刻化する前に相談できる環境があるとよい

## ◆社会的養護

- 社会的養護を必要とするこどもの存在を広く周知し、社会に出た後も地域社会でこどもを支えられるようになるるとよい
- 養護施設に入所しているこどもが、親権者の同意なく精神科の受診や服薬できるよう柔軟な制度が必要と感じる
- 社会的養護を必要とするこどもや、里親制度に対する偏見や差別を解消するために、人権教育に力を入れる必要がある
- 養護施設が使える、市独自の小規模な修繕補助制度があるとよい

## ◆課題を抱える家庭への支援・ヤングケアラーへの支援

- 保護者への支援(病児保育、ショートステイ、夜間保育、一時保護など)の充実は、ネグレクトや虐待の回避につながると思う
- ヤングケアラーやネグレクトは、当事者が自覚していない場合や、保護者が口止めしている場合があり、外部から気づきにくい
- ヤングケアラーやネグレクトの事例に対して、学校が把握・対応しているのか外部からはわからない
- 保護者が支援を拒否しないように、気を付けて対応する必要がある

## ◆子育て支援団体等が抱える課題

- 人員不足や予算不足のため、アウトリーチ支援が十分にできない
- 支援活動の担い手や事業所を増やすとともに、継続できるような行政の支援が必要である
- こどもに関わる人たちの待遇を保障し、辞めにくい環境をつくる必要がある
- 一つの団体だけでは支援の手が届かないこともあるため、垣根を越えた連携ができるようになるるとよい

## ◆体験機会

- 体験格差が広がっているため、所得に関わらずこどもたちの体験機会が増えるるとよい
- 働くことに悩みを抱える若者が、希望する業務を体験できるよう、市役所等と協力して機会を用意できるとよい

## ◆若者への支援

- 同じ価値観を持つ者同士のサークルなどが構成できると、若者の結婚促進につながると思う

## 6. 用語集

### あ行

- アイデンティティ**  
自己同一性、つまり自分は自分であると自覚することや主体性、独自性のこと。
- アウトリーチ**  
手を差しのべること。  
福祉分野では、援助が必要であるにも関わらず、自発的に申し出をしない人々に対して、公的機関などが積極的に働きかけて支援の実現を目指すことをいう。
- アセスメント**  
評価、査定のこと。  
福祉分野では、利用者の生活環境や困りごとを把握、情報収集し、分析することをいう。
- アセットマネジメント**  
公共施設の維持管理や補修などを効率的に行う技術体系(ストックマネジメント)に加え、施設の集約化・拠点化や統廃合、維持管理費用や運営形態の見直しによる公共施設全体の運営の最適化と財政負担の低減・平準化に取り組む管理手法のこと。
- 医療的ケア児**  
医学の進歩を背景として、NICU (Neonatal Intensive Care Unit)の略。新生児集中治療管理室)等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のこと。
- インクルージョン**  
障害の有無や国籍、年齢、性別など、様々な背景を持つあらゆる人が排除されないこと。
- インターンシップ**  
学生が企業や団体で職場の実践を経験し、キャリア形成を支援する取組のこと。
- ウェルビーイング**  
身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態のこと。

### か行

- キャリアカウンセラー**  
相談者との対話を通して、個人にとって望ましいキャリアの選択・開発を支援するキャリア形成の専門家のこと。

- キャリアカウンセリング**  
個人に合った職業やキャリアと一緒に考え、キャリア形成や再就職を支援すること。
- 合計特殊出生率**  
1人の女性が一生の間に産む子どもの数を示すもので、15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計することで算出される。
- こども家庭センター**  
妊産婦やこども、子育て世帯を対象に、母子保健と児童福祉などの多方面から継続して一体的な支援を行う機関。  
支援メニューの体系的なマネジメントを行う「サポートプラン」を作成して、適切な支援を提供する。
- コミュニティスクール**  
保護者・地域住民の代表が学校づくりに主体的に参画する「地域とともにある学校」の実現を目指す仕組みのこと。
- コンプライアンス**  
法令遵守のこと。企業や個人が法令や社会的ルールを守ることをいう。

### さ行

- 3R活動**  
Reduce (リデュース(発生抑制))、Reuse (リユース(再使用))、Recycle (リサイクル(再資源化))を指す。リデュースは、ごみになるものを買わない・もらわない、長く使える製品を買うなど、ごみの発生、資源の消費を元から減らすこと。リユースは、リターナブル容器のように再使用できるものを選ぶ、リサイクルショップを利用するなど、使えるものを繰り返し使うこと。リサイクルは、新聞紙、ペットボトル、空き缶などを分別して集めるなど、ごみを資源として再び利用すること。
- 社会的養護**  
保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこと。

- ジェンダー**  
社会的・文化的に形成された性別のこと。社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー/gender)という。
- シビックプライド**  
地域への誇りと愛着のこと。
- スクールカウンセラー**  
教育機関において、心理相談業務に従事する臨床心理学やカウンセリング理論を身に付けた専門家のこと。
- スクールソーシャルワーカー**  
こどもの家庭環境による問題に対処するため、児童相談所と連携したり、教員を支援したりする福祉の専門家のこと。
- スクールロイヤー**  
学校で起こるいじめや保護者とのトラブル等を法的に解決する弁護士のこと。
- セーフティネット**  
人々に安全や安心を提供するための仕組み、社会保障のこと。
- 総合型地域スポーツクラブ**  
人々が、身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブで、こどもから高齢者まで(多世代)、様々なスポーツを愛好する人々が(多趣味)、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる(多志向)、という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブのこと。

### た行

- 待機児童**  
保育所入所申し込みがあり、かつ、入所要件に該当しているものであるが、現に保育所に入所できない(他に入所可能な保育所があるにも関わらず入所しない場合を除く。)状態のこどものこと。

- 地域型保育事業所**  
子ども・子育て支援新制度で、市町村による認可事業として、「児童福祉法」に位置づけられており、小規模保育所(認可定員6～19人)、家庭的保育所(認可定員5人以下)、居宅訪問型保育所、事業所内保育所がある。
- デジタル・シティズンシップ教育**  
デジタル技術の利用を通じて、社会に積極的に関与し、参加する能力を身に付けることを目的とした教育のこと。
- 等価世帯収入**  
世帯の年間収入を世帯の人数の平方根で割ったもの。  
等価世帯収入の個人単位の中央値の50%が「貧困線」となり、「貧困線」未満の人を「貧困(相対的貧困)」と定義される。

### な行

- 認可外保育施設**  
「児童福祉法」に基づく認可を受けていない保育施設のこと。その設置には「児童福祉法」に基づき都道府県知事への届出が必要となる。
- 認定こども園**  
教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の良さと役割を併せ持っている施設のこと。
- ネットモラル**  
情報モラルともいう。情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度のこと。

### は行

- 非認知能力**  
意欲や向上心、やり抜く力や自制心、協調性やコミュニケーション能力など、学びに向かう力や人間性の育成に欠かせない力のこと。
- フィルタリング**  
インターネットにおいて、未成年者の違法・有害なウェブサイトへのアクセスを制限し、安心して利用するための手助けをする機能のこと。

## は行

- フィードバック  
行動や成果に対する評価内容を伝え、より良い結果へ導くための手法のこと。
- ブラッシュアップ  
練り上げる、磨きをかけるの意味で、現在以上の質にしていくこと。
- ペアレント・トレーニング  
こどもとのより良い関わり方を学びながら、日常の子育ての困りごとを解消し、楽しく子育てができるように支援する保護者向けのプログラムのこと。

## ま行

- マイノリティ  
社会的少数者のこと。
- メディア・リテラシー  
メディアを通じた情報を使いこなす能力のこと。

## や行

- ヤングケアラー  
家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者のこと。

## ら行

- レスパイト  
一時的中断、休息、息抜きのこと。
- ロールプレイ  
問題解決のために、実際の場面を想定し、参加者が役割を演じ、その疑似体験を通して適切に対応する方法を学ぶ手法のこと。

## わ行

- ワーク・ライフ・バランス  
国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方を選択・実現できること。

## A

- AI  
人工的につくられた人間のような知能またはこれをつくる技術。また、これらの機能を備えたコンピューターシステムのこと。

## D

- DV  
Domestic Violence(ドメスティックバイオレンス)の略。日本では「配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多い。

## E

- ESD  
Education for Sustainable Developmentの略。持続可能な開発のための教育のこと。  
世界には気候変動、生物多様性の喪失、資源の枯渇、貧困の拡大等人類の開発活動に起因する様々な問題があり、これらの現代社会の問題を自らの問題として主体的に捉え、人類が将来の世代にわたり恵み豊かな生活を確保できるよう、身近なところから取り組む(think globally, act locally)ことで、問題の解決につながる新たな価値観や行動等の変容をもたらす、持続可能な社会を実現していくことを目指して行う学習・教育活動のこと。

## I

- ICT  
Information and Communication Technology(情報通信技術)の略。通信技術を活用したコミュニケーションを指す。情報処理だけでなく、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービスなどの総称。
- IoT  
Internet of Thingsの略。モノのインターネットのこと。従来インターネットに接続されていなかった様々なモノ(センサー機器、駆動装置、建物、車、電子機器など)が、ネットワークを通じてサーバーやクラウドサービスに接続され、相互に情報交換をする仕組み。

## S

- SNS  
Social Networking Service(ソーシャル・ネットワークキング・サービス)の略。インターネット上で人と人をつなげるサービスのこと。
- Society5.0  
日本が目指すべき未来社会の姿であり、持続可能性と強靭性を備え、国民の安全と安心を確保するとともに、一人ひとりが多様な幸せを実現できる社会とされている。